



平成18年第4回定例会  
上富良野町議会会議録



開会 平成18年12月19日  
閉会 平成18年12月20日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号 ( 1 2 月 1 9 日 )

議 事 日 程 .....	1
出 席 議 員 .....	1
欠 席 議 員 .....	1
一 時 退 席 議 員 .....	1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	1
議会事務局出席職員 .....	1
開会宣告・開議宣告 .....	2
諸 般 の 報 告 .....	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2
日程第 2 会期決定の件 .....	2
日程第 3 行政報告 .....	2
日程第 4 報告第 1 号 例月現金出納検査結果報告の件 .....	6
日程第 5 報告第 2 号 町内行政調査報告の件 .....	6
日程第 6 報告第 3 号 委員会所管事務調査報告の件 .....	7
日程第 7 報告第 4 号 議員派遣結果報告の件 .....	1 0
日程第 8 報告第 5 号 専決処分報告の件 ( 旭野川砂防工事 ( H 1 7 国債 ) 請負契約変更の件 .....	1 0
日程第 9 町の一般行政について質問 .....	1 1
1 番 清 水 茂 雄 君 .....	1 1
1 幼 児 ・ 児 童 生 徒 の 育 成 環 境 に つ い て	
2 学 校 教 育 施 設 形 態 に つ い て	
1 3 番 村 上 和 子 君 .....	1 5
1 財 政 分 析 に よ る 情 報 公 開 と 経 営 的 視 点 を 入 れ た 長 期 財 政 計 画 を	
2 国 保 事 業 の 広 域 化 に つ い て	
3 独 居 老 人 の 昼 食 会 に つ い て	
4 各 小 中 学 校 に お い て の い じ め の 現 状 と 対 策 に つ い て	
5 番 小 野 忠 君 .....	2 2
1 町 の 将 来 を め ざ す 姿 に つ い て	
4 番 梨 澤 節 三 君 .....	2 4
1 健 全 財 政 に つ い て	
2 赤 字 再 建 団 体 認 定 基 準 に つ い て	
3 広 域 連 合 に つ い て	
4 補 助 金 に つ い て	
5 調 査 費 に つ い て	
6 農 地 か ら 宅 地 へ の 変 換 に つ い て	
1 1 番 中 村 有 秀 君 .....	3 3
1 公 民 館 里 仁 分 館 の 建 て 替 え に つ い て	
2 空 き 教 員 住 宅 の 活 用 に つ い て	
3 一 般 廃 棄 物 処 分 業 許 可 の 「 す き と り 物 」 の 処 分 状 況 に つ い て	
9 番 米 沢 義 英 君 .....	4 1
1 農 業 行 政 に つ い て	
2 広 域 連 合 に つ い て	
3 放 課 後 の 子 ども の 安 全 対 策 に つ い て	
4 国 民 健 康 保 険 税 の 軽 減 策 に つ い て	

	5	見晴台公園の活用について	
	6	医療行政について	
	7	教育行政について	
16番		渡部洋己君 .....	51
	1	富良野沿線に脳外科の設置を	
	2	増え続けるシカ対策にハンターの養成を	
散会		宣告 .....	54

# 目 次

## 第 2 号 ( 1 2 月 2 0 日 )

議 事 日 程 .....	5 7
出 席 議 員 .....	5 7
欠 席 議 員 .....	5 7
遅 参 議 員 .....	5 8
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	5 8
議会事務局出席職員 .....	5 8
開 議 宣 告 .....	5 9
諸 般 の 報 告 .....	5 9
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	5 9
日程第 2 議案第 1 号 平成 1 8 年度上富良野町一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) .....	5 9
日程第 3 議案第 2 号 平成 1 8 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	7 0
日程第 4 議案第 3 号 平成 1 8 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	7 1
日程第 5 議案第 4 号 平成 1 8 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	7 3
日程第 6 議案第 5 号 平成 1 8 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	7 4
日程第 7 議案第 6 号 平成 1 8 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	7 4
日程第 8 議案第 7 号 平成 1 8 年度上富良野町病院事業会計補正予算 ( 第 3 号 ) .....	7 5
日程第 9 議案第 8 号 平成 1 8 年度上富良野町水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 ) .....	7 6
日程第 1 0 認定第 1 号 平成 1 8 年第 3 回定例会付託 議案第 8 号 平成 1 7 年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件 .....	7 7
日程第 1 1 認定第 2 号 平成 1 8 年第 3 回定例会付託 議案第 9 号 平成 1 7 年度上富良野町企業会計決算認定の件 ...	7 7
日程第 1 2 議案第 9 号 組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例 .....	7 8
日程第 1 3 議案第 1 2 号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 .....	8 2
日程第 1 4 議案第 1 3 号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 ...	8 6
日程第 1 5 議案第 1 0 号 上富良野町公共施設使用料の徴収等に伴う関係条例の整備に関する条例 .....	8 7
日程第 1 6 議案第 1 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 .....	9 5
日程第 1 7 議案第 1 4 号 南部地区土砂流出対策工事 ( ベベルイ川 ) ( H 1 8 国債 ) 請負契約締結の件 .....	9 6
日程第 1 8 議案第 1 5 号 北 2 4 号排水路支線整備工事 ( H 1 8 国債 ) 請負契約締結の件 .....	9 9
日程第 1 9 議案第 1 6 号 北 2 4 号道路改良舗装工事 ( 改良工 ) ( H 1 7 国債 ) 請負契約変更の件 .....	1 0 1
日程第 2 0 議案第 1 7 号 南部地区土砂流出対策工事 ( ベベルイ川 ) ( H 1 7 国債 ) 請負契約変更の件 .....	1 0 2
町長あいさつ .....	1 0 2

日程第 2 1	議案第 1 8 号	北海道後期高齢者医療広域連合の設置の件	1 0 3
日程第 2 2	議案第 1 9 号	富良野地区環境衛生組合規約の変更の件	1 0 8
日程第 2 3	議案第 2 0 号	富良野広域串内草地組合規約の変更の件	1 0 8
日程第 2 4	議案第 2 1 号	上川南部消防事務組合規約の変更の件	1 0 9
日程第 2 5	発議案第 1 号	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	1 0 9
日程第 2 6	発議案第 2 号	上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	1 1 0
延長の議決			1 1 1
日程第 2 7	発議案第 3 号	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見の件	1 1 1
日程第 2 8	発議案第 4 号	雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見の件	1 1 2
日程第 2 9	発議案第 5 号	日豪 F T A に関する意見の件	1 1 2
日程第 3 0	発議案第 6 号	療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見の件	1 1 3
日程第 3 1	閉会中の継続調査申出の件		1 1 5
議長あいさつ			1 1 5
閉会宣告			1 1 5

## 第 4 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)	12月20日	原 案 可 決
2	平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	12月20日	原 案 可 決
3	平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	12月20日	原 案 可 決
4	平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	12月20日	原 案 可 決
5	平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	12月20日	原 案 可 決
6	平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)	12月20日	原 案 可 決
7	平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	12月20日	原 案 可 決
8	平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)	12月20日	原 案 可 決
9	組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例	12月20日	原 案 可 決
10	上富良野町公共施設使用料の徴収等に伴う関係条例の整備に関する条例	12月20日	原 案 可 決
11	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	12月20日	原 案 可 決
12	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月20日	原 案 可 決
13	上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	12月20日	原 案 可 決

14	南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H18国債）請負契約締結の件	12月20日	原案可決
15	北24号排水路支線整備工事（H18国債）請負契約締結の件	12月20日	原案可決
16	北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）請負契約変更の件	12月20日	原案可決
17	南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H17国債）請負契約変更の件	12月20日	原案可決
18	北海道後期高齢者医療広域連合の設置の件	12月20日	原案可決
19	富良野地区環境衛生組合理約の変更の件	12月20日	原案可決
20	富良野広域串内草地組合理約の変更の件	12月20日	原案可決
21	上川南部消防事務組合理約の変更の件	12月20日	原案可決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	認 定		
1	平成18年第3回定例会付託 議案第8号 平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	12月20日	認 定 可 決
2	平成18年第3回定例会付託 議案第9号 平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件	12月20日	認 定 可 決
	行 政 報 告	12月19日	
	町の一般行政について質問	12月19日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	12月19日	報 告
2	町内行政調査報告の件	12月19日	報 告
3	委員会所管事務調査報告の件	12月19日	報 告
4	議員派遣結果報告の件	12月19日	報 告
5	専決処分報告の件（旭野川砂防工事（H17国債）請負契約変更の件）	12月19日	報 告

	発 議		
1	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	12月20日	原 案 可 決
2	上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	12月20日	原 案 可 決
3	森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見の件	12月20日	原 案 可 決
4	雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見の件	12月20日	原 案 可 決
5	日豪F T Aに関する意見の件	12月20日	原 案 可 決
6	療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見の件	12月20日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	閉会中の継続調査申出の件	12月20日	原 案 可 決

平成18年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成18年12月19日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 12月19日～20日 2日間
- 第 3 行政報告 町長尾岸孝雄君
- 第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告の件  
代表監査委員 高口 勤 君
- 第 5 報告第 2号 町内行政調査報告の件
- 第 6 報告第 3号 委員会所管事務調査報告の件
- 第 7 報告第 4号 議員派遣結果報告の件
- 第 8 報告第 5号 専決処分報告の件（旭野川砂防工事（H17国債）請負契約変更の件）
- 第 9 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

一時退席議員（2名）

12番	金子益三君	14番	長谷川徳行君
-----	-------	-----	--------

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長		町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	米田末範君	会計課長	越智章夫君
建設水道課長	早川俊博君	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長	岡崎光良君		
町立病院事務長	垣脇和幸君		

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 18名)

#### 開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 出席、御苦労に存じます。  
ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成18年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、12月15日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営につき、11月27日、12月8日及び13日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第21号までの21件、報告第5号の1件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第6号の6件であります。

決算特別委員長から、平成18年第3回定例会において付託されました議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件についての審査の報告がありました。

各常任委員会合同の町内行政調査の報告がありました。

厚生常任委員長から委員会所管事務調査について、また、議会運営委員長から議員派遣結果についての報告がありました。

監査委員から例月現金出納検査結果の報告がありました。

町長から今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、工事発注状況一覧をお配りいたしましたので、参考資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、清水茂雄議員外6名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本

日お手元にお配りしたとおりであります。

なお、あらかじめ執行機関に質問内容を通告いたしてあります。

また、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

今期定例会までに受理いたしました陳情、要望の件数は9件であり、その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

本定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしてあります。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 徳島 稔 君

3番 岩崎 治 男 君

を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの2日間といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月20日までの2日間と決しました。

#### 日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許可します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例

議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

また、私ごとであります。12月1日より、鼻の手術のため10日間ほど入院をいたしまして、御迷惑をおかけするとともに、御心配をいただき、おわびを申し上げる次第であります。

初めに、平成18年度の町表彰式についてであります。菅野學名誉町民初め多くの皆様方の御列席をいただき、11月3日に挙行いたしました。町の関係では、社会貢献賞7名、善行表彰1名と1団体、勤続表彰13名、国保優良家庭3名の表彰をさせていただき、さらに感謝状を8名の方に贈呈いたしました。教育委員会関係では、文化賞1名、文化奨励賞1団体、スポーツ功労賞2名、スポーツ奨励賞2団体、2個人の表彰をしたところであります。

また、国の栄典関係では、11月3日発令の秋の叙勲において、瑞宝単光章に消防功労として1名の方が、さらに、危険業務従事者叙勲において、瑞宝双光章に防衛功労として2名、瑞宝単光章に、防衛功労として5名、消防功労として2名の方が受章されました。受賞者皆様の御功績に敬意を表するとともに、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

次に、全国町村長大会等においてであります。11月27日から上京いたしまして、全国治水砂防促進大会、全国町村長大会にそれぞれ出席してまいりました。

特に、全国町村長大会においては、真の地方分権改革を推進していくため、地方分権改革推進法案の早期成立、地方税、地方交付税等の一般財源の総額確保と、地方交付税の持つ財源調整、財源保障機能の堅持について、緊急重点として決議いたしました。

この上京中に東京富良野会総会が開催されたことから、沿線市町村長とともに出席してまいりました。

また、ふるさと会関係では、東京上富良野会総会が10月29日に、札幌上富良野会総会が11月10日に、それぞれ開催され、当町にゆかりのある方々とお会いすることができ、有意義な時間を過ごさせていただいたところであります。

次に、里仁地区の開拓100周年についてであります。里仁地区の開拓のくわがおろされて100年を迎えることから、地域住民の皆様の手によって記念誌が発刊されました。11月5日には記念祝賀会に出席させていただき、地区の皆様方とともに、先人の労苦への感謝とあわせて、今後の地区の繁栄を御祈念申し上げたところであります。

次に、組織機構改革についてであります。地方分権時代にあつて、行財政改革実施計画で位置づけた「簡素で柔軟な行政体制の確立」という改革の視点に沿って、これまで取り組んできたスタッフ制を成熟させていくとともに、自主的かつ自立的で効率的な行政組織の構築に向け、組織機構改革実施計画をまとめたところであります。平成19年4月1日の実施に向けて、関係条例を今定例会に上程しておりますので、御審議賜りたく存じます。

次に、自治会活動補助金等の統合交付金化についてであります。住民会長の皆様との協議のもと、9月26日には、町内会長の皆様に説明会を開催し、御理解をいただきましたので、最終案について全戸配付をもって住民の皆様へ周知いたしました。現在は、各自治会において準備作業をさせていただいておりますので、平成19年4月1日からのスムーズな制度移行に努めてまいります。

次に、上富良野町国民保護計画についてであります。上富良野町国民保護協議会に諮問してまいりました同計画案について、11月20日付で答申を受けたところであります。直ちに北海道知事への協議書を提出し、12月1日付で協議を了とした旨の通知を受けたことから、上富良野町国民保護計画を決定いたしました。

内容については、さきに議員各位へ御報告したところであります。町民の皆様に対しましても、広報誌等を通じて周知してまいりたいと考えております。

次に、町職員懲罰処分制度についてですが、飲酒運転など公務員が関係する不祥事の報道が相次ぎ、市町村職員にも厳しい視線が注がれていることから、本町の懲戒処分制度に全面的な見直しを加えたところであります。

特に、交通三悪にかかわる違反、事故に対しましては、同乗者を含めて、従来より重い処分を科するよう基準を見直したところであります。

また、内部組織として、事件・事故審査委員会及び行政処分審査委員会を設置するよう制度を整備し、本年10月1日付で関係規則等を施行したところであります。

この一連の制度整備は、処分の透明化と厳格化により、職員の意識改革による抑止力の向上を期待したものであります。去る11月2日に、町職員が通勤途上で傷害の伴う車両事故を起こしたという報告を受け、公務外とはいえ遺憾に思うとともに、けがをされた方の一日も早い回復をお祈りするところであります。検察の処分の状況を見きわめて、私といたしましても、本制度に基づいた的確な処分に処したいと考えております。

また、降雪期とともに、年末年始と飲酒の機会が多くなる時期でもあることから、職場全体の意識高揚を図るため、12月14日に、富良野警察署の御協力をいただき、交通安全宣言職場集会を開催し、私たちの職場から事故を起こさない、事故に遭わないことを確認し合ったところでもあります。

次に、北方領土復帰運動についてであります。例年、支庁単位で開催されている北方領土住民の集いが、本年度は本町と東神楽町の2カ所で開催されました。本町においては、12月15日のいしずえ大学の学習日に、公開型講座として、在学生と御来賓各位の参加のもとに実施し、北方領土復帰期成同盟の会員として運営に当たったところでもあります。

次に、広域行政についてであります。10月23日に開催いたしました富良野地区広域圏振興協議会委員会において、広域連合で処理を検討していく事務として、一部事務組合の事務を含む9事務を確認するとともに、広域連合準備委員会を設置すること、準備委員会事務局を富良野市に置くこと、さらに、準備委員会設置に向けた5市町村の担当者による検討会議を12月1日付で立ち上げることを確認したところでもあります。

本町といたしましても、12月1日付で職員1名を兼務発令し、12月5日には第1回目の担当者会議が開催され、具体的な準備協議がスタートしたところでもあります。

なお、広域連合を選択するまでの経過などにつきましては、広報10月号を通じて町民の皆様へお知らせしたところでもあります。

次に、自治基本条例の検討についてであります。町民による検討組織として、自治基本条例づくり検討会議を設置し、11月29日に第1回目の会議を開催いたしました。

検討会議は、私的諮問機関として位置づけし、将来のまちづくりや、その仕組みづくりを検討いただくため、委員には、町の次代を担う40代を中心に、30代、20代の方6人を委嘱し、次年度には、町議会議員を初め多くの町民の皆様と協議を進めていく原案となるよう、来年3月をめどに条例素案の答申をいただく予定としております。

次に、総合計画の策定についてであります。第4次総合計画の計画期間も終盤となり、次の10カ年の町の方向性を定める第5次総合計画の策定を控えております。

これらの準備として、現総計における事務事業の抽出と評価作業に着手するため、各課からスタッフを選出し、11月20日にプロジェクト会議を発足させました。

本年度内に現総計の反省と評価を中心とした取り

組みを行い、次年度以降は本格的な新総合計画の策定作業に着手してまいります。

次に、自衛隊関係であります。10月1日に、多田弾薬支処創立50周年記念式典に、また、10月14日に、自衛隊北海道関係殉職隊員追悼式と、北部方面音楽まつりに出席し、翌15日には、北部方面総監から、富良野地方自衛隊協力会上富良野支部が感謝状を受賞するとともに、北部方面創隊54周年記念祝賀会が行われ、北海道知事を初め、道内選出の国会議員ほか、自衛隊協力団体の皆様とともに出席し、お祝いをしてまいりました。

11月18日には、防衛庁において、富良野地方自衛隊協力が、陸上自衛隊幕僚長から感謝状を受賞するとともに、自衛隊音楽まつりに参加いたしてまいりました。

要望関係では、10月に富良野地方自衛隊協力の各市町村長などの役員とともに、上富良野駐屯地の現状規模堅持に関する要望を、地元の上富良野駐屯地初め、第2師団、北部方面総監にそれぞれ行い、10月31日には上京し、防衛庁と陸上幕僚監部へ要望いたしました。

防衛施設周辺整備事業関係では、北海道基地協議会要望運動を11月22日に、各市町村長、役員同行のもと、平成19年の事業要望等を防衛庁政務官、総務省、財務省、防衛庁、防衛施設庁に行つてまいりました。

次に、当町を初めとする6市町村で構成する富良野地方自衛隊協力は、11月13日に、当町の社会教育総合センターにおいて、元東北方面総監第21代上富良野駐屯地司令の野中光男氏を講師に招き、「我が国周辺国のミサイルの現状」と題した防衛講話を開催いたしました。

また、講話終了後、上富良野駐屯地の現状規模堅持総決起大会を同会場で開催し、800名を超える参加者全員により、上富良野駐屯地の現状規模堅持にかかわる決議が採択されたところでもあります。

地元の首長、また、富良野地方自衛隊協力会長として、地域の多くの皆様の熱い思いを重く受けとめ、駐屯地の規模堅持のため一層努力してまいりたいと考えております。

次に、9月定例会で報告以降の町税等の収納対策状況についてであります。11月末までの間で、給与支払い調査3件、預金調査263件の財産調査を実施し、給料、銀行預金、所得税還付金など16件の差し押さえを執行いたしました。

また、管理職全員による滞納プロジェクト、税務課職員全員による滞納プロジェクトを各1回実施し、延べ215名の臨戸訪問により町税306万5,000円を徴収するとともに、北海道との共同

開催によります休日納税窓口を、旭川市及び札幌市の2カ所で設置し、町外滞納者47人の呼び出し催促を実施いたしました。

さらに、国保税の納税に不誠実な滞納者6名に対しまして、保険証にかわり資格証明書の交付をしたところであります。

次に、コンビニ収納システムの導入についてであります。納税に関する住民の利便性や収納機会の拡大を図ることにより、収納率の向上を目指して、来年4月から稼働に向けて準備を進めているところであります。今定例会に所要の予算計上をしておりますので、よろしく御審議を賜りたいと存じます。

次に、保健福祉総合センター「かみん」内の喫茶コーナーについてであります。NPO法人たんぼの会の運営で、毎週3日間の利用をいただいております。10月からは、障害を持つ方の社会参加を促進する場として、毎週火曜日に、障害を持つ方1名も御活躍いただいているところでありますので、今後とも皆様方の御利用をお願い申し上げます。

次に、第20回北海道身体障害者ゲートボール大会についてであります。10月7日に、当町の社会教育総合センターを会場に、全道各地から22チーム、約200名が参加し、開催されました。大会運営に当たっては、地元社会福祉協議会を初め、ゲートボール連盟、女性連絡協議会など多くの皆様方の御協力をいただき、和やかに大会を終えることができたところであります。

次に、生活習慣病の予防対策として実施している国保ヘルスアップ事業についてであります。参加者一人一人に応じた生活習慣の改善に向け、町立病院と連携し、動脈硬化予防検診とあわせて、食事と運動の学習を実施しております。

町民の健康に対する意識の高揚と、介護予防、医療費削減の基礎的活動として、今後も最大限に取り組みを推進してまいります。

次に、クリーンセンター焼却施設のダイオキシンの測定結果であります。10月に実施した2回目の測定結果は、A系、B系ともに数値がゼロでありました。今後とも管理運営に万全を期してまいります。

次に、ごみ処理手数料改正後の状況についてであります。10月1日の改正以降、一部地域で混乱が見受けられましたが、職員による巡回やクリーン推進員の御協力をいただき、平常化したところであります。今後とも処理経費の節減を図り、また、有料化の目的であるごみの減量化や分別の徹底に努めてまいります。

次に、今年の農作物の作況状況であります。全体としては、春先の低温、日照不足によりおくれ

いた生育も、7月下旬以降の好天に恵まれ、回復を見たところであります。

水稻における作況指数は、農水省の発表によると、全国平均で96のやや不良、北海道では105のやや良となり、上川管内においては108の良となる見込みであります。

畑作においては、一部、秋まき小麦における雪腐れ病の影響を受け、収量低下はあるものの、パレイショ、豆類、てん菜等、総体的に並みから良で収穫を終えております。

次に、平成19年度より国が導入予定しております経営所得安定対策についてですが、農政改革の重要項目として、品目横断的経営安定対策、米政策推進対策、農地・水・環境保全向上対策の3本の柱から成っております。

特に、農地・水・環境保全向上対策については、市町村の財政支援が求められる事業でもあることから、8月下旬より土地改良区、JAと共催で全体説明会、地域説明会を開催し、制度の周知を図ってきたところであり、4地区で面積約1,900ヘクタールの地域要望がありましたので、平成19年度の事業として北海道へ申請を行ったところであります。

次に、商工会関係では、上富良野町商工会青年部が、その前身である商工青年同志会の創立から数えて40周年を迎え、10月21日に記念式典が挙行されました。これまでの時代に即したさまざまな地域づくり活動を通じて、地域の活性化に多大な貢献をいただいたことに感謝申し上げますとともに、今後ますますの充実・発展を御祈念申し上げます。

次に、10月6日から8日にかけて発達した低気圧によって、全道各地で竜巻や落雷被害が発生しました。本町においても江花簡易水道の配水池と浄水場に落雷があり、電気計装盤及び増圧ポンプ制御盤に被害を受けたことから、その修復費用として、今定例会に補正予算を計上させていただいております。

次に、デイサービスセンター浴室及び渡り廊下の新築工事についてであります。11月30日に完成し、12月より使用開始することができ、利用者には大変喜んでいただいているところであります。

また、渡り廊下の新設により、特養入所者とデイサービス利用者の交流が図られ、併設のメリットが生かされる施設になりましたことから、さらに利用者の拡大と経営改善に努めてまいります。

次に、町立病院の経営関係であります。改正された入院基本料への対応のため、外来・一般病棟、療養病棟の看護師や、一部臨時看護師も組み入れた

複数夜勤体制を構築し、10月から改正された診療報酬の支払いを受けたところであります。

また、昨年10月に開設した泌尿器科につきましては、1年を経過し、定着してきており、昨年に比べ、1回当たりの受診者数は48.5人から65人と増加しているところであります。

また、さきの医療制度改革関連法が成立したことを受け、療養病床の大幅な削減などへの対応として、今後の町立病院のあり方について、医療・福祉部門との協議を進め、早い時期に方向を定め、議員各位を初め、町民の皆様と論議を行いたいと考えております。

次に、町総合文化祭についてであります。11月3日から5日までの3日間、社会教育総合センターを会場に開催したところであります。日ごろの文化活動の発表の場として、文化連盟や児童・生徒を初め、多くの皆様方の作品展示や芸能発表などが行われました。期間中3,000名を超える多くの方々に御来場いただき、盛会のうちに終了することができました。

次に、ツールド北海道国際大会についてですが、今回、6年ぶりに十勝岳地区から上富良野町の市街地を通過するコースが生まれ、9月16日に本町を通過しました。交通整理員の配置については、町体育協会傘下団体の方々を中心に78名の協力を得るとともに、コース沿道ではたくさん町民の声援の中、無事に選手団の通過を終えることができました。

次に、大きな社会問題となっております児童・生徒のいじめについてですが、本町では、教育委員会において、各学校長との協議で、連携を深めた中で未然防止に取り組んでいくよう確認したところであります。

また、学校現場においては、早期発見の重要性から、それぞれ各校で教育相談等を行うなど、子供たちの悩みをとらえ、学校、家庭を初め、関係者との連携強化のもとに対応するよう取り組んでいるところであります。

最後に、建設工事の発注状況であります。9月定例会で報告以降に入札執行した建設工事は、12月14日現在で、今定例会に上程の2件分を含め、件数で8件、事業費総額で3億4,844万2,500円となっております。本年度累計では44件、事業費総額8億4,574万3,500円となっております。

なお、お手元に平成18年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### 日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件につきまして、御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成18年度8月分から10月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、10ページでございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって、例月現金出納検査結果の報告を終わります。

#### 日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5 報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読させます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 町内行政調査報告書を朗読いたします。

平成18年第3回定例会において、閉会中の継続調査として、全議員による調査項目とした町内行政調査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

1、調査の経過。

平成18年10月11日、全議員による合同調査項目である町内行政調査として、町内公共施設等の

現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め、調査を行いました。

## 2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、8カ所の現地調査を行ったところ、その実態により今後の議会審議の資とすることとしたため、特に調査の意見は付さないことといたしました。

なお、調査した施設は、次のとおりであります。

1、葬斎場。2、里仁産廃最終処分場。3、衣川橋架替工事。4、見晴台公園整備事業。5、ラベンダーハイツ。6、東中ごみ処分場跡地。7、北24号道路改良舗装工事。8、西保育所。

以上でございます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、各委員長から補足説明があればお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 以上で、本件の報告を終わります。

## 日程第6 報告第3号

議長（中川一男君） 日程第6 報告第3号委員会所管事務調査の報告を行います。本件の報告を求めます。

厚生常任委員長中村有秀君。

厚生常任委員長（中村有秀君） 報告第3号委員会所管事務調査報告の件は、朗読をもって調査報告といたします。

厚生常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

平成18年12月6日。上富良野町議会議長中川一男様。厚生常任委員長中村有秀。

記。調査事件名、先進市町村行政調査の件。

## 1、調査の経過。

厚生常任委員会は、調査のテーマを介護予防、医療・保健・福祉の連携とし、長野県池田町において「住民健診の受診率向上と受診後の対策」について、群馬県前橋市こころの健康センターにおいて「認知症予防対策」について、平成18年10月24日から27日まで視察し、調査を行った。

## 2、調査の結果。

長野県池田町。調査テーマ、住民健診の受診率向上と受診後の対策について。

町の概要については、省略させていただきますので、御高覧いただきたいと思っております。

調査の概要。

### （1）人口及び世帯状況について。

池田町の人口は、平成18年3月末現在で1万7

81人、3,396世帯であり、男性5,184人、女性5,597人である。高齢者は2,976人で、高齢化率は27.6%であり、生産年齢人口は60.4%、若年者人口は11.9%となっております。

また、人口、世帯の動向を見ると、昭和40年の人口は1万568人と、ほぼ横ばい状態で現在も推移しているが、高齢化率は昭和40年の9.5%から年々上昇し、平成18年3月現在では27.6%となっており、平成12年は1人世帯が215世帯、夫婦世帯が299世帯であったが、昭和50年と比較すると、25年の間に1人世帯は5倍、夫婦世帯は3倍と、高齢化率の進行が早くなっている。

### （2）総合福祉センターについて。

池田町には、福祉、保健の拠点である池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」がある。この施設は、平成12年11月にオープンし、構造は鉄筋コンクリート一部2階建て、建築面積3,523.07平米で、池田町福祉課、在宅介護支援センター、福祉センター、保健センター、社会福祉協議会、ボランティアセンター、デイサービスセンター、訪問介護事務所等が入っており、健康づくり事業、母子・老人保健、栄養指導、予防接種、献血等、町民の福祉、保健に関するすべてのサービスを行う拠点となっております。

また、上富良野町「かみん」のようにプール施設はないが、池田町特産のハーブを入れたお風呂があり、一般者にも有料で開放されております。

### （3）住民健診の受診率向上の取り組みについて。

池田町の健診状況では、一番受診率の高い年代は65歳から69歳で、男性41.6%、女性43.9%であり、全体では21.2%となっている。受診率の推移は、平成15年18.8%、平成16年16.0%、平成17年24.5%と、少しずつ上昇してきている。

受診率の低い状況は、住民の健康増進と病気予防への対策を図る上で障害となることから、受診率の向上を目指すため、「健診の利益と健診で自分の身体の健康がイメージできることで、住民健診受診率向上へ」を合い言葉に、医療費の分析から生活習慣病に起因する入院が80%以上あることから、住民の意識向上と病気予防の関心を高める努力をしている。

その一つ目に、昭和61年4月に、「保健思想の高揚と保健事業の充実を期するため」を目的に、各地区に保健補導員を各自治会の推薦により町長が委嘱をしている。

保健補導員が集落ごとに健康教室を年間80回開

催し、その中で健診についての学習会を盛り込んで、腹囲測定、体重測定、体脂肪測定、血圧測定を行い、住民が身体の健康がイメージできる学習内容となっております。

また、保健補導員は、地区住民の健康状態を把握できるとともに、地区内を精通しているため、担当保健師との連携に欠くことのできない存在であり、住民健診の際には、保健師の補助員となって協力支援を行っております。

二つ目は、食生活改善推進協議会主催の学習会の実施や自主グループへの積極的な参加を心がけて学習してもらうように取り組んでおり、生活習慣の改善、食生活の改善による生活習慣病の抑制と生活習慣病予備軍の早期発見には住民健診受診が必須として理解を求めた結果、女性の受診率が男性より大幅に上回った。

三つ目は、商工会、農協、婦人、スポーツ、文化、趣味等の各種自主グループにこちらから押しかけて「自分の身体は健診でイメージできる」「健康はまず我が家からおとなりへ」として、健診の重要性の学習を継続して開催しております。

四つ目は、国民健康保険証交付のときに健診の重要性を記載した文書を配布し、健診に誘う工夫もされております。さらに基本健診、胃がん、大腸がん、結核レントゲン検診、前立腺がん検診については、毎年4月から5月に対象地区を3会場（保健センター、多目的研修センター、十日市場アグリカルチャーセンター）とし、午前の部を6時30分から10時30分と、午後の部を13時30分から15時30分とに分け、町民が受診しやすい場所と時間に配慮して実施しております。

また、健診結果についても、毎年5月下旬から6月下旬にかけて、対象地区の3会場で午前と午後に分けて受診者全員に結果説明会の案内をしているが、生活習慣病等を有する者、または予備軍で説明会に出席のできない受診者には、個別訪問や夜間訪問を希望により実施し、受診後の対策と適切な指導を行っております。

（4）今後の取り組みについて。

池田町の特徴である小規模自営業（従業員1人から4人のところが241事業所、全事業所数の65.3%を占めている）の働き盛りの年代層が受診しやすいよう、基本的な健診（問診、身体計測、尿検査、血圧測定、血液検査）を取り入れ、年1回の健康チェックが、いつでも、どこでも、短期間で実施できるよう体制を整備する。基本的な健診は、従来どおり住民に身近な場所で実施すると同時に、商工会等の地域組織と連携を図りながら、家庭や職場等での実施を検討していく。

そして、基本的な健診から内臓脂肪症候群該当者は、血管の変化を把握するために75g糖負荷試験、心電図、頸部超音波検査、微量アルブミン尿検査、負荷心電図検査の実施、また、血糖検査による二次予防対象者と認められる者に対しては、耐糖能とインスリン分泌能を把握するため、75g糖負荷試験の詳細な検査、健診を実施することで、ハイリスク者の重症度の把握に努めるということで考えているようです。

今後、「健診をなぜ受けられないか」ということで、健診の意義と理解へのアプローチの資料づくりと、自治会長と保健補導員の協力をもらい、説明会の開催を予定している。

さらに、平成18年12月の健診希望の取りまとめ時に、アンケート調査を予定し、平成19年度の健診計画に取り入れていく予定であるということです。

まとめとして、今回の行政調査の池田町と上富良野町を産業人口別で比較をすると、1次産業の農業が池田町の626人に対し、上富良野町は1,430人、2次産業の製造業は、池田町の1,598人に対し、上富良野町が377人、3次産業の公務員が池田町が191人に対し、上富良野町は1,937人です。人口規模では上富良野町と類似しておりますが、農業者と公務員が少なく、製造業は多く、産業人口に大きな違いがあるのが特徴的です。

池田町の2次産業の製造業は、従業員1人から4人の事業所が241カ所あり、全事業所数の65.3%を占めている。その産業形態が健診受診率にあらわれており、小規模自営業の働き盛りの年代層が受診しやすいよう考慮しつつも、その小規模自営業の従業員が毎日のように夜遅くまで仕事についているため、なかなか受診できないということもあり、今後において大きな課題となっている。

また、池田町には、「各地区に保健補導員の設置制度」があり、補導員主催による健康教室の開催、健康診断についての学習会、地区住民の健康状態を把握できるため担当保健師との連携に欠くことのできない存在となっており、住民健診の際には、保健師の補助員となって協力支援を行っているため、住民健診の受診率の向上につながっております。

今後、上富良野町においても、現在の住民会組織にある福祉推進員を今後どのような形で展開、活動させていくのか、それとも新たな制度を構築していくのか、地域と行政とのつながりと、その体制づくりが必要であると思います。

いずれにしても、池田町の保健補導員のような体制づくりが整えば、時代に即応した保健事業の充実

が図られるものと思います。

次に、群馬県前橋市のこころの健康センターについて御報告を申し上げます。

調査テーマ、認知症の予防について。

施設の概要。

「群馬県こころの健康センター」は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定されている「精神保健福祉センター」である。昭和60年10月に「県民のこころの健康」を守る目的で設立されております。

その後、平成14年4月に、現在の「群馬県こころの健康センター」に改称され、施設敷地面積は3,454平米、建築面積は延べ867.29平米となっており、職員は、所長を含め正規職員31名と非常勤15名から成っております。

調査の概要。

県では県医師会、認知症の診療に携わっている精神科医等の専門医及びこころの健康センターが中心となって「群馬県もの忘れ検診事業プロジェクト実行委員会」を立ち上げ、認知症診断と治療のためのネットワークを構築し、認知症予防の推進を目的に、平成13年度から「群馬県もの忘れ検診事業」として取り組んでおります。

群馬県こころの健康センターでは、社会と人の心のかかわりを次のようにとらえております。複雑化する社会構造の中で、さまざまなストレスにより心や体に不調を抱える人が増加する傾向にある。

本来、人はお互いに支え合って生きていくものである。現状では、自分のことで精いっぱい、他人を思いやるゆとりがなく、人と人の関係が希薄になっており、だれにも相談できず自分ひとりで問題を抱えている人がふえていることに着目をしていました。

こうした状況の中ではこころの健康づくりの推進が大変重要だとして、「県民の心の健康を守る」ことを大きな目標に掲げ、地域精神保健福祉活動に取り組んでおります。

また、保健予防対策としては、高齢化社会を見据え、認知症対策として、県医師会及び協力的町村とともに、平成13年度からもの忘れ検診事業の取り組みが実施されていた。

今後、推定認知症人口の推移が高齢化とともに増加し、2005年の約189万人から40年後には約385万人に達すると予想されていることから、認知症の有病率を低下させるためには、早期診断と早期治療が重要だと述べていた。

さらに、「認知症を病気であると思うか」の問診に、「思う」が12%、「思わない」が82%、「わからない」4%、無回答2%との結果から、認知症

は病気であることの理解をしてもらうことを、住民検診やこころの県民講座などで取り組みを強化されております。

認知症の種類には、脳血管障害によるものとアルツハイマー型によるものに分類され、脳血管認知症の場合は3%を占めていることから、高血圧や肥満などの生活習慣予防対策が有効であると、アルツハイマー病は、進行を抑える抗うつ剤などの治療も必要であるとしていた。

いずれにしても、生活習慣病対策、運動や食事に気を配ることで、発症や進行をおくらせることや、記憶をつかさどる脳の働きを高めることなど、認知症の状態悪化に一定の効果が期待されると述べております。

そして、認知症の予防対策は、医師会を巻き込んだ中で進められておりました。

事業の概要。

もの忘れ検診事業は、こころの健康センターがモデル事業として行う集団検診と、医師会が実施する個別検診に分かれております。

1次スクリーニングに用いる質問紙「脳の健康度チェック表」には、平成13年度及び14年度に使用した20項目チェック表をもとに、認知症疑い群に多かった項目を中心として、平成15年度及び平成16年度は、より簡単な10項目のチェック表を作成し使用されておりました。

1、集団検診の方法。

(1)7町村を地域指定し、基本検診と並行して、60歳以上の希望者を対象とする。

(2)対象住民に対して、事前に基本検診通知とともに「脳の健康度チェック表」を配布する。

(3)検診当日は、1次スクリーニングとして、検診会場で「脳の健康チェック表」を回収する。

(4)検診結果を2カ月以内に住民に知らせ、24点以下の者については結果説明をする。保健師による問診、生活指導、医師による個別面接の実施。「異常なし」「かかりつけ医での経過視察」「専門医の検査」に3分類され、記憶・計算力等や脳の活性化トレーニングの方法や脳細胞の活性化を図る食物の摂取方法についての指導をする。

(5)「異常なし」の場合は、検診の継続と生活指導を行う。

(6)「かかりつけ医の紹介」の場合は、検診の結果を受診時に持参し、かかりつけ医の診療の参考としてもらった。生活指導も行う。

(7)「専門医にての検診」の場合は、「脳の健康チェック表」点数と「精神現在症」の臨床評価点数を含めた検診結果及び精密検査を必要とする内容の紹介状を渡し、専門医への受診を勧め、保健指導を

行う。

(8) 専門医は、確定診断や治療の処方内容を決定した後、必要に応じ、近隣のかかりつけ医に紹介し、かかりつけ医が本人の治療や家族の相談等を実施しています。

まとめ。

今後の課題としては、検診が実施され、かかりつけ医から専門医への診断を勧められても、地域に専門医がいないことから、かかりつけ医との連携がとれないことを挙げていた。

上富良野町においても、高齢化に伴い認知症老人者数の人数がふえる傾向にあり、町での独自の取り組みの強化、富良野広域圏での予防医療体制の充実、認知症に対する専門医の確保や地域医療機関との連携強化が一層必要になっていると考えられます。

以上をもちまして、報告第3号厚生常任委員会所管事務調査、先進市町村の行政調査の報告といたします。

議長(中川一男君) ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって委員会所管事務調査報告を終わります。

理事者側に申し上げます。

報告第3号の調査報告は、今後の行政運営に反映することを期待いたします。

#### 日程第7 報告第4号

議長(中川一男君) 日程第7 報告第4号議員派遣結果報告を行います。

本件の報告を求めます。

議会運営委員長向山富夫君。

議会運営委員長(向山富夫君) 報告第4号議員派遣結果報告の件。

平成18年第3回定例町議会において議決されました議員派遣について、次のとおり実施いたしましたので、その結果を、議員派遣結果報告書の朗読をもって報告させていただきます。

一つ、上川支庁管内町村議会議員研修会。

(1) 研修の経過。

本町議会は、平成18年11月2日に14名により、旭川市で開催された上川町村議会議長会主催の議員研修会に参加いたしました。

(2) 研修の結果。

研修会に参加し、「住民の視点からの地方自治とは」をテーマに、慶応義塾大学総合政策部教授、前宮城県知事浅野史郎氏による講演を聴講いたしました。

また、上川管内4町村の議会議員がおのこの議会の運営等について事例発表を行いました。

以上で、報告とさせていただきます。

議長(中川一男君) ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

#### 日程第8 報告第5号

議長(中川一男君) 日程第8 報告第5号専決処分(旭野川砂防工事(H17国債)請負契約変更の件)の報告を行います。

本件の報告を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(早川俊博君) ただいま上程いただきました報告第5号につきまして、専決処分の経緯を御説明申し上げます。

本工事は、防衛施設庁の委託工事として、平成17年12月28日、議決をいただき、高橋建設株式会社が施工し、11月27日に完成したところですが、工事の実施において、当初設計より伐根処理が11トンの減、伐木処理で71トンの増、また、コンクリート打設において27立米の増となりましたことから、平成18年10月19日、専決処分を行い、契約の変更を行ったものでございます。

以下、朗読をもって説明といたします。

報告第5号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。処分事項、旭野川砂防工事(H17国債)請負契約変更の件。

裏面を見ていただきたいと思えます。

専決処分書。

旭野川砂防工事(H17国債)請負契約の締結(平成17年12月28日議決を経た議案第20号に係るもの)を、次により変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年10月19日。上富良野町長、尾岸孝雄。

記。変更事項、契約金額、変更前7,980万円。変更後につきましては145万9,500円増の8,125万9,500円でございます。

以上、専決処分の報告といたします。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### 日程第9 町の一般行政について質問

議長（中川一男君） 日程第9 町の一般行政についての質問を行います。

本定例会におきまして、7名の議員より質問の通告があります。順次発言を許します。

初めに、1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 私は、さきに通告してあります幼児・児童生徒の育成環境についての課題について、町長初め皆さんも十分に認識しておられると思いますが、あえて質問させていただきます。

初めに、現在、幼児の育成環境の中で、親を初め大人の幼児に対する虐待や犯罪が続発しており、しつけのエスカレート、身勝手な破廉恥きわまりない行為による犯罪などなどで、無垢で抵抗力のない幼児の心にぬぐいようのない傷を負わせ、または、幼い命を死に至らしめる行為により、子供がすやかに育てられなければならない育成環境が危機にさらされ、各関係機関で対応策を審議、模索しているが、当町においてもこのような事態が発生する可能性があると思われませんが、実情及び今後の対応策について、理事者の考えを承りたいと思います。

2点目に、現代社会において、児童生徒の育成環境が、いじめ、自殺、犯罪などなどで著しく阻害され、大きな社会問題となっております。

政府を初め各関係機関で対策について審議され、教育基本法改正、加害児童生徒の出席停止、不適格教員排除、教育委員会の見直し、ゆとり教育の見直し、加害児童生徒に対する罰則及びケア、放置教員の懲罰、教員再教育基金、生徒同士で支え合う活動「ピアサポート」、情報の共有などなどの対応が模索されておりますが、当町においてはこのような傾向は皆無なのか、現在ではどのような施策をもって対処しているのか伺いたいのと、今後における環境改善に向けて、問題別に対する対応、対策などなどについて、教育長の確たる考えを示していただきたいと思います。

次に、学校教育施設形態について伺いたいと思います。

少子化の進展に伴い、学校教育施設形態について論議され、その中で、情操面その他で多くの利点が見込める一貫校の動きがあるが、今後の教育方針として検討すべきであると考えます。

政府は、長崎県五島市などが申請していた小中高

一貫校3件を認定、道内でも胆振管内豊浦町が申請していた構造改革特区が認定され、道私学審議会の承認を経て、20年に小中一貫校を開校する計画だが、当町においても、少子化の影響により児童数の減少が著しく進み、特に高校の存続が危ぶまれております。

また、上小及び上中校舎の老朽化が進み、改修、改築の必要性が生じている現状において、一考を要する必要があると考えるが、上富良野町における現在の状況をかんがみ、熟慮された上で、教育長としての対応策についての考えを示していただきたいと思います。

以上であります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、幼児に対する虐待や育児放棄などの痛ましい事件が報道媒体を通じて社会に報じられている現状であります。本町にあっても対岸の火事とすることができるものではない状況ととらえております。

子育て環境の適正化に鋭意努めているところであります。本町での現段階では、特に深刻な状況ではありませんが、経過を観察すべき事例としてとらえ、対応しているところであります。

乳幼児に対する虐待などの多くは、養育中の母親の精神的な不安定要素や父親の育児協力の欠如、育児協力者が身近にいないことなどが起因するとされており、これらの起因要素に着目し、早期の対策を講じることを主眼といたしまして、正常な子育て環境を整えておるところであります。

具体的には、母子手帳の交付時より保健師による妊婦相談を初め、生後2カ月での家庭訪問、電話相談、その後4カ月、7カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳の定期健診のほか、それぞれの健診で経過を観察すべき乳幼児に対しては、保健師だけでなく、関係機関や専門機関との連携によりまして、乳幼児自身はもとより、子供を通して養育環境の悪化の早期発見に努めるとともに、必要な対策を積極的に講じているところであります。

また、子育て支援センターへの誘導や子育てサークルへの参加督励、発達支援センターによる発達相談など、とりわけ母親の子育てによるストレスの解消に意を用いておりますが、本町の特徴でもありません転勤による履歴のない家庭に対しましては、各健診時や予防接種機会を通じて詳細な聞き取りなどを進めておるところであります。

しかし、これらの早期対策のみですべてが解消されるものでもありませんことから、近隣等からの情

報収集窓口を拡充しつつ、事案発生の可能性を把握した場合には、早期の家庭訪問や専門機関との連携をもとに事案に応じつつ、大事に至ることのないよう迅速な対応を取り進めているところであります。

なお、多くの子育て支援機会を設けても、そこに参加しない家庭に対しましては、訪問対策を取り入れつつ、より一層の家庭の育児向上に努めてまいります。

次からの御質問につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 清水議員の2項目めの御質問にお答えいたします。

幼児・児童生徒の育成環境についての2点目のいじめに関しては、私の方から答弁をさせていただきます。

今、児童や青少年を取り巻く状況は、連日テレビや新聞で報道されているように、大変憂慮すべき事件が全国各地で発生し、大きな社会問題となっていることは議員御意見のとおりであります。

さて、本町における児童、青少年にかかわってのいじめ等の実態についてであります。いじめについては、滝川市の事件が起きてからの経過の中で、数件程度のいじめがあったと把握しているところであります。現在は、どの事例もいい方向に進み、ほぼ解決の方向にありますが、さらに経過を注意深く観察していきたいと考えております。

また、本町におけるいじめ防止にかかわる取り組み状況についてであります。これまでに教育委員会と各学校長との協議を進める中で、いじめは絶対に許されないものという毅然とした態度で臨むことを確認してきたところであります。

いじめ根絶に向けての具体的な施策としては、子供の発するサインを敏感にとらえるため、先生と子供との教育相談を各小中学校において実施し、状況把握に努め、対応してきているところであります。

特に、このいじめ問題につきましては、我が町でもいつ起きてもおかしくないとの認識のもと、学校だけで問題を抱え込むことなく、教師、保護者、地域との連帯の中で解決に努めていくことが最も大切なことであり、今後においても、いじめは教育の根幹にかかわる大きな問題との認識のもと、学校との連携を深めた中で、その根絶に向けて鋭意取り組んでいく所存であります。

次に、2項目めについてであります。今、小中や小中高の一貫校につきましては、構造改革特区としての規制緩和により認定されたことを受け、これから実践が行われる段階であると認識をしているところであります。

長崎県の五島市においては、離島対策の一つとして、学習指導要領に基づかない教育課程の編成ができる小中高の一貫校を、また、道内の豊浦町においては、芸術や体験を重視した小中の一貫校が開校される計画と伺っております。

さらに、小中一貫校については、東京都の三鷹市でも検討中であり、小中一貫教育校構想に関する基本方針作成に向けて検討がされていると承知をしているところであります。

この小中もしくは小中高の一貫教育については、今、構造改革特区として承認を受けた段階のものと、研究開発学校において、小学校と中学校にまたがる多様な区分によるカリキュラム編成などの取り組みが行われているにすぎないことから、現段階でまだ一貫校のメリット、デメリットについては実践経過が乏しいことから、まだ十分承知し得ない状況にあります。

したがって、これからの研究開発学校や構造改革特別区域などにおける小中一貫教育の取り組みの成果を十分見きわめるとともに、本町の特性や地域性から、一貫校への取り組みが必要かどうかを熟慮してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ありますか。

1番。

1番（清水茂雄君） ただいま御答弁いただきましたが、再質問をさせていただきます。

町長はいろいろ対策を、私も存じていますけれども、対策を講じてはいるが、それですべてが解決されるものではないという、お答えの中にありました。

また、教育長は、いじめの問題等について、上富でも数件発生はしているが、解決の方向に向かっていくという御答弁がありました。

詳しくはくどくど申し上げませんが、私は、新聞をこれだけ、幼児、児童生徒の育成環境関係について、先月の15日からわずか35日間で、主なものだけです、36面を使って道新で報道されております。このほかにテレビ等でも毎日のように報道されております。私は、このような問題が起きるのは、今いろいろと新聞、テレビ等でも報道されていますけれども、果たして町長や教育長が言われたような程度のことで、今後、改善されていくのかということに疑問を感じます。

まず、幼児・児童生徒の育成環境改善については、実態の深刻さを写す提言が新聞にも続々とあります。ふえる虐待、子供を守れ、通報に抵抗感、無関心、届かぬ隣近所の目、批判浴びる児童相談所、学校に逃げ場がない、隠ぺい体質、加害児童ケア手

つかず、現場に人と金を、親は見方、強い姿勢で、教育委員会、家庭及び地域社会のあり方などなどが新聞、テレビでこのように報道されてきたわけです。

私は、果たしてこんな程度のことでの問題が改善されていくのかなということを非常に心配しております。ここで新聞に出ていたのは、皆さんも十分にお読みになって認識されていることと思いますけれども、二、三ちょっと拾ってみたいと思います。

初めに、「息子は救えなかった。君は大人の力かりてもいい」という見出しで始まった長野県教育委員会の子ども課長、この中の幾つかを紹介したいと思います。

長野県須坂市で、1997年1月、長男の中学1年、前島勇作君、当時13歳が「あの4人にいじめられて、僕は死ぬ」との遺書を残して自殺した。

団体職員から、2004年4月に教育委員会に採用されて、現在、子ども課長をやっておられます。お父さんです。その中で、「私は、何人ものいじめの加害者に会ってきた。いじめ側は必ず、相手にも問題があると正当化する」または「死ぬしか逃げる方法がない子に、大人が死なないと言うことは、その子に問題があると言っていることと同じだ」、また「最初から間違っただけの子供は一人もいない。生まれてきたときは正義感を持っているのに、大人社会を見る中で、いじめてもいいものだとか大人が教えてしまっている」、ここをよくかみしめていただきたいと思います。また、「勇作が遺書で、いじめられたと書いた4人はもう成人になったけれど、いまだに私の顔を見れば逃げていく。堂々としていられない。ある意味で4人も被害者」、被害者だということです、加害者も被害者だと。「謝れないような環境をつくったのはだれなのか、まずは大人が襟を正そう」、こうした記事をお読みになっていますか、教育長は当然お読みになっていますよね。町長、いかがですかね、こういう記事をお読みになっていますか。

また、子供の意見が出ていますのです。親は子供をしかっている。これは上富良野町です。見ましたか、教育長。見たのですか、この記事。上富良野町の平田しずかさんという方の記事、町長、見ましたか、内容は御存じないね。こういうことだからだめなのだ。

この中で、「一番気になるのは診察を待っている間」、これは病院へ行っているときですね、「走り回って騒ぐ子供がいることです。しかも、注意をせず知らない顔をして本を読んでいる母親がいました。私はその人が許せません。どうして注意しないのでしょうか。隣に座らせて本を読んであげたり、話

をしてあげたりしないのでしょうか。病院はぐあいの悪い人が行くところなのに、とても迷惑です。現代の母親は自分の子供をしからなくなっていると時々聞きます。しかし、そんなことをしていると、子供たちが社会に出たときに、同じことをして他人に迷惑をかけるようになってしまいます。皆さんはどう思いますか」という文が載っています。

また、いじめの問題で、ひどいですね、福岡、中2年、自殺についてですが、いじめグループの1人が、被害生徒を「死ぬ、うそつきなどと罵倒。近寄らんめーよ」、近寄らない方がいいよという意味だそうです。周囲に無視を呼びかける。また、生徒の自殺後も「せいせいした。別にあいつがおらんでも何も変わらんもね。おれ呪われるかもしれん」などと、校内で友人に話したほか、13日の通夜の席では、笑いながら棺の中を何度もぞき込む姿が目撃されている。

もう1件御紹介したいと思います。「大人が子供を守れ」、「夜回り先生」というのを聞いたことがありますか。水谷修先生ですか、夜歩いて子供たちに注意を呼びかけている。「子供に接するときは目線を低く、安心感を与えて話せ」と、「いじめに関する相談メールだけで、10月以降約4,000通が私のもとに届いた。これほどのメールが届くことが、いじめがどこにでもある問題だということです」というようなことが載っています。

これは、新聞記事を、できれば私はこの問題を論ずる、また、関係する理事者や教育長は、よく読んでかみしめていただきたいと思います。

私は、幼い、右も左もわからない子供が、本来であれば多くの方が、かわいいなと手を差し伸べて、だれの手にも身をゆだねますか、母親、父親が先です。他人にはなかなか手を差し伸べない。その信頼する親に虐待されて、とうとう命が奪われるという、今はこんな問題が起きる社会なのです。

私は、こうした問題が起きるような社会を少しでも改善していかなければならないと思います。私たちがこうした社会を生み出したのです。よく政府が、学校が、家庭が、社会がと、お互いに責任のなすり合いしますけれども、そうではないのです。私たち大人一人一人がそういう社会を生み出してきたのです。そのことに目覚めてほしいと思うのです。

私はこの問題について、一案として、あいさつ運動の展開を何回となく要請し、提言しておりますが、現在のような問題が頻発する背景には、コミュニケーションの欠如があるのだということ、学識、専門家たちも指摘しております。私もこれは早くからこの問題に、私は議会に出てからこの問題ばかり取り組んでいるのはそのためなのです。

コミュニケーションとは何なのか、その基本は何なのか、それはあいさつなのです。あいさつからコミュニケーションというのは始まる。大人も子供も区別なく、人に会ったらあいさつを交わすことが最も大切であります。そのことを私たちは忘れていないのではないのでしょうか。あいさつ運動の展開を行政が中心となって実行することにより、町じゅうに明るいあいさつがあふれ、町長がいつも言われます「だれでも住んでいてよかったと思えるまちづくり」、その基本となるものではないですか。心と熱意の問題です。大きな予算をかけなくても、町の機能と皆さんの心がけ一つでできるのではないですか。

現代社会の環境を生み出した責任として、このような単純な運動も全うできないのでは、子供たちに恥ずかしいと思いませんか。あいさつ運動を含め、それぞれの課題についての考えを、町長、教育長、いま一度お答えをお願いいたします。

次に、一貫校の課題について、私は以前から西小学校改築前から、昨年、不慮の事故で故人となられた前教育長にも何回となく提言しております。また、現教育長にも提言しておりますが、現状の財政面で不可能とのことであるが、現在の上富良野町の実情、少子化の進展、施設の老朽化に伴う改築の問題を考えると、町の将来を築く根幹となる学校教育施設には思い切った施策が必要と考えるが、いま一度、上小、上中の改修、改築にあわせてお考えいただけるのかどうか、英断を持ったお考えを承りたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再質問にお答えさせていただきますが、まず、先ほどお答えさせていただきましたように、私といたしましては、乳幼児における虐待につきましては、あるいは育児放棄などにつきましては、早期発見が最も重要であると、そして、早期に対応していくと。そして、その対応と継続した監視指導体制を充実しながら対応していくことが重要であるというふうに思っております。

新聞報道で、各地域で起きたいろいろな例をお話しいただきましたが、私は、基本的にそこにあるというふうに思っておりますので、そういった施策を今展開しておりますけれども、これがすべて、先ほどお答えさせていただきましたように、満足だというふうには思っておりません。

そういった地域の、隣近所の皆さんの方の通報をいただける、情報を提供いただける、そういう体制等々も整備しながら、議員が、新聞で報道されてお

りますように、私も常に報道で見っておりますが、児童相談所の所長が、承知はしておったけれども、それほど危機的な状況であったと認識できなかったというような謝罪だとか、いろいろなことがあります。私としては、職員に対しても、情報があるものについては十分な監視と指導の対応を図るようというふうに指導しているつもりでありまして、現在も、先ほどお答えさせていただきましたように、監視指導中の数件もあるわけでありまして、大きな事態にならないように対処しておるということで、御理解をいただきたいと思っております。

以下の部分につきましては、教育長の方からお答えさせていただきます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） まず、1点目のいじめに関する件であります。今、議員、御意見にありましたように、大人の責任ということがお話になっていました。

ただ、私ども教育行政を預かる立場といたしましては、当然今の地域社会の力、それから、学校力も低下していると言われております。また、家庭力も低下していると。その中で、我々としては、教育行政の中でできる限りの努力を今後とも続けて、いじめのない社会をどう構築していくか、これは我々に課せられた大きな課題だと考えています。

先ほども御答弁させていただきましたように、当然にしていろいろな地域とか家庭とか学校等と連携を深めながら進めてまいりたいと思っております。

また、あいさつ運動についての御質問もありましたが、このあいさつ運動については、我々としても当然認識は同じであります。ただ、行政が中心となってというお話がありますが、本当に行政だけが中心となってやっていくことがいいのかどうか、先ほど議員がおっしゃられていましたように、大人の方からそういう運動を展開していくということも必要でありますし、行政としてもそこに支援をしてみたいというふうに考えておりますし、また、こういう時代でもあります。来年度に向けて、また、このあいさつ運動の徹底等を図っていききたいというふうに考えているところであります。

2点目の小中一貫校についてであります。この小中一貫校について、当然、小学校、中学校の財政状況とかを考慮した中で、この小中一貫ということを実際に考えていっていいのだろうか、やっぱり、そうではなくて、もっと教育の効果、なぜ小中一貫校の方がいいのだろうか、そういうことを我々としても軸に据えて検討をしてみなければならないというふうに考えているところであります。

今後において、今非常に少ない事例、少ない実績であります。そういうことに耳、目を傾けながら我々も研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

1番清水議員。再々質問を許可します。

1番（清水茂雄君） 何か答弁が核心に触れてきたような感じがいたしました。

私は、子供たちの問題については、自分でも提案する以上、子供たちに出たら必ず私はあいさつします。子供たちばかりでなく、大人の方でも目と目が合ったら必ずあいさつを、知らない人でもする。皆さん、私たちの次の世代を担っていく大切な人材です。特に子供というのは、人の子供だというような感覚を捨てて、私たちの子供なのだという感覚で常に子供たちに目を向けていただきたい。我が子や自分の孫だったらどうしますか。私は、子供たちに対してもっともっと真剣に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、先ほども話したように、何回も議会で提言しているので、皆さん耳にたこができたのではないかと思いますけれども、こんな簡単なこと、あいさつ、子供たちに会ったら「おはよう、元気かい、これから勉強に行くの、頑張んなよ」、そんな簡単な言葉が、皆さんかけていますか。この議場におられる皆さんの中で何人かけていらっしゃるか。知った子供には、覚えている隣近所の子供や自分の親戚の子供には声かけるかもしれないけれども、知らない子供には知らんふり、変に思われても嫌だというような感覚。私はそれではだめだと思うのです。

それで、いま一度この問題について確認をとっておきたいと思えます。まず、やれることからやるということ。あいさつ運動を、今のような時代が生まれた背景は、先ほどもお話ししたように、コミュニケーションの欠如だと言われている。きのうもありましたね、18歳の少年が父親を刺し殺してしまっただ。こんなことがなぜ起きるのだと。それは、お互いの心の疎通がないということです。

それで、今後、町としてこの運動を展開していく考えがあるかどうか、私は役場へ出てきても必ず皆さんにあいさつするようにしていますが、職員の中には、すれ違って全然あいさつもしない、町の役場がですよ、私に対してでもそうだし、住民の皆さんに対して本当にあいさつしているのかなと疑いたくなります。そんなことも役場の中で徹底できないようなことでは、到底望めませんね。これは、私たち住民すべての問題ですので、ひとつ行政から声かけ、こういうことをやりましょうやと声かけをして、そのことが運動につながるのです。この点、そ

の気があるかどうか、もう一度確認をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

お気持ちは議員と全く同じであります。しかし、このあいさつ運動というのは、ちょっと御質問からそれてきたような気がしますけれども、今まで議員から何度も質問を受けて、お答えさせていただいたとおりでありますので、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） あいさつ運動の関係であります。これにつきましては、ことしの新年交礼会におきましても、私どもの教育委員会の委員長が、お金がかからないでできることはあいさつ運動であると、そういうことをあいさつの中で申し上げました。それに基づきまして、我々も努力をしておりますが、やはりもっと具体的にどう取り進めていったらいいのかということについては、まだ不十分な部分があるのかなという反省も含めながら、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、1番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります4項目について質問いたします。

1項目め、財政分析による情報公開と経営的視点を入れた長期財政計画を。

1点目、夕張市が財政再建団体になったことで、町民も上富良野町の財政が将来的にどうなのか、納めた税金の使途が効果的に使われているか、今まで以上に大変関心を持っております。他町村との比較など、財政の分析状況を詳しく町民に情報開示し、住民と問題意識を絶えず共有しながら、まちづくりを進めていくことが必要ではないでしょうか。

2点目は、予算、人件費、給与の削減、使用料等をふやしても財政の好転が期待できない中において、地方交付税の新しい算定方法として人口と面積ということになれば、ほとんどの町村が減額になる

と思うが、我が町はどれぐらいの減額になるのか、試算（予測）を立て、それらに基づいての長期計画が必要ではないでしょうか。

3点目は、指定管理制度の導入・民間移譲、ケアハウス、西保育所等、改革を進めているところですが、民間にできることは民間に、思い切った新しい手法を、例えば町営住宅等の管理運営を民間の業者に委託するなど考えてはどうか、町長にお伺いしたいと思います。

2項目めは、国保事業の広域化について。

国民健康保険事業を広域連合で実施してはどうか。

1点目、国保事業は市町村が保険者となり、市町村単位で実施しており、介護保険も市町村が保険者で、介護認定審査は現在広域で行われております。広域で取り組めば人的・物的資源が節約できる。

また、国保事業として、上富良野町では現在ヘルスアップ事業に取り組んでいるが、広域で取り組めば多くの事業も取り組めるのではないかと。

2点目、2008年から75歳以上の医療保険制度が新しくできるので、これらの保険料については、各広域連合地域の医療費を考慮して、2007年秋までに決めるということであるので、これらの関係からも国保事業の広域化を考えてはどうかお伺いしたいと思います。

3項目めは、各小学校においてのいじめの状況と対策についてであります。

1点目、今、全国でいじめによる自殺、また、教育委員会の対応等が取り上げられております。上富良野町の小中学校は6校ありますが、幸いにして児童生徒のいじめによる自殺といったケースはないように聞いております。しかし、だからといって、いじめは一件もないということは考えられず、各小中学校でのいじめの実態はどうなっているのか、現況について詳細にお伺いしたい。

2点目、いじめの問題への対応、いじめの早期発見、迅速な対応、教育委員会としての何らかの対策を打ち出されていると考えますが、どのような対策を考えておられるのか、教育長にお伺いいたします。

3点目、道内で児童生徒のいじめによる相談が760件あり、そのうち70件が親からの相談であるとのことですが、この問題で、親子によるアンケート調査など必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか、教育長にお尋ねしたいと思います。

4点目は、独居老人の昼食会の有料化について。

高齢化がどんどん進む中、独居老人世帯もふえている現状にあります。独居老人の唯一の楽しみである月1回の昼食会、これさえも来年度は予算化され

ず、有料化になるということですが、この昼食会は、独居老人にとってはお互いの情報交換の場であり、また健康づくりの場にもなっています。有料化となれば参加をちゅうちょされる方もふえることが予想され、独居老人の孤立化を進めてしまうおそれも含んでいると考えます。年齢を現状の65歳から70歳に上げるなどして、どうにか現状維持の方向で検討できないものか、町長にお伺いしたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の4項目の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1項目めの長期財政計画に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目につきましては、ここ最近、夕張問題などから自治体の財政状況に対する住民の関心の高まりは非常に高いものがあります。このことから、当町では、町広報10月号において平成17年度決算状況の記事を掲載しましたが、今までの単なる収支状況のお知らせにとどまることなく、住民1人当たりの費用に置きかえた内容や、特に関心の高い借金と預金残高の推移、さらには、財政状況のよしあしの判断に用いる財政指標の内容などを詳しくお伝えすることなど、紙面を大幅に活用して、よりわかりやすい記事となるように工夫をいたしたところであります。

まず、昨年10月から取り組んでおります出前講座におきましても、町の台所事情をテーマとした講座を開設しておりますが、町民の方々に直接説明し、対話ができる有意義な機会ともなっておりますので、これらの対応も含めて、より一層町民との情報の共有化に積極的に努めながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目につきましては、総務省が10月末に地方6団体に示した案を18年度内容に置きかえて試算しますと、本町の影響額は2,000万円程度減額の見込みであります。

国では、骨太方針2006に基づく地方交付税改革を含めた地方財政への諸対応を、平成19年度地方財政計画として今月下旬に示す見込みでありますことから、それらの動向を十二分に把握いたしまして、来年度の予算や今後の財政見通しに、できる限り反映させていく考えであります。

特に、来年度は第5次総合計画の策定作業に本格的に着手する年でもありますことから、中長期的な財政見直しを持つことが、計画の実効性を高める上でも大いに重要な要素であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の、御提案のありました町営住宅の管理運営に関する御質問であります。これに関する事務につきましては、入居者の収入や家族構成などの個人情報扱うことが伴いますので、その保護をどのようにできるのか、また、経費効果がどの程度になるのかなどを含めて、その実現性について検討すべき課題として受けとめさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の国保事業の広域化についての2点につきましてお答えいたします。

1点目の広域行政につきましては、富良野地方5市町村でつくる富良野地区広域市町村圏振興協議会におきまして、広域連合を目指すことで合意をしたところであります。

この中で処理可能な事務として、国民健康保険事業や一部事務組合の事務を含む9事務を対象に、広域連合としてスタートすべく準備委員会を正式に発足させる予定となっておりますことから、御理解を賜りたいと思っております。

2点目ですが、御案内のとおり、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月より、北海道一円での広域連合として実施の方向であります。この国保事業についても、全道一円での広域化も一つの考えとして考えておりますが、現段階では、富良野沿線における広域化の方向にありますがことを御理解賜りたいと思っております。

次に、4項目目になりましたけれども、独居老人の昼食会についてであります。独居老人昼食会につきましては、本来的にひとり暮らしの高齢者閉じこもりを防止することを主たる目的としているところであります。

現在は、参加人員の増加や、比較的交流の場をみずから確保できる独居高齢者の方々への参加傾向が多く、食事提供的な活動に変化してきておるところでありまして、本来の効果を期待しにくい状況であるとの判断から、在宅福祉サービス事業メニューからは廃止の方向で進めておるところであります。

したがって、町の独居世帯等に対する対応策といたしましては、現在、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに引き続き補助策を講じ、当該センターを中心に進めていただいております電話サービスにより、その役割を果たしていただくよう進めるほか、可能な限り身近な地域のかかわりを主体とした閉じこもり予防策の方向を模索してまいります。

なお、社会福祉協議会におきましては、独自の事業として、有料による昼食会運営を試行的に検討されるようでありますので、求めに応じ、可能な範囲で協力を考慮してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 村上議員、3項目目のいじめの現状と対策に関する3点についてお答えいたします。

まず1点目ですが、上富良野町のいじめの実態につきましては、さきの議員にもお答えしたとおり、滝川市の事件が発生してからの経過の中で、本町においても学校から数件のいじめが報告され、教育委員会としてこれらの事案を把握しているところであります。

これらの数件の事案につきましては、学校や先生方の迅速で、そして誠意ある取り組みにより、既に解決に至った事案や、また、大半がほぼ解決の方向に進んでいる状況にあり、現在は、深刻ないじめについては、各学校において、ないものと承知しております。

次に、2点目のいじめ問題に対する対応についてですが、いじめは上富良野町においても起こり得るという危機感を常に持って、保護者、PTA、学校、教育委員会等との協力と連携を密にし、対応することが重要だと考えております。

特に学校においては、校内の指導体制を確立し、子供の発する心のサインを敏感にとらえ、苦しみやつらさなどを親身に受けとめ対応することが大切だと考えております。

また、いじめは絶対に許されないものという毅然とした態度で、学校の組織全体で取り組むよう校長会議等で徹底しているところであります。

教育委員会といたしましても、学校等の悩みを共有するとともに、連携を密にし、悲惨ないじめが本町から起きないように、今後においても誠心誠意取り組んでまいります。

最後に、3点目のアンケート調査であります。北海道教育委員会では、いじめ実態調査と教育委員会、教員、学校に向けての調査を、全道一円、12月中に実施することを決定しているところであります。

アンケートの種類は、小学生1・2年生、3から6年生、中学生、高校生、盲・聾・養護学校生、教員、学校、教育委員会の8種類で、学校と教育委員会を除くものは無記名となっております。

この調査は、本町では12月18日に配付し、12月21日まで回収し、調査結果の一部は2月に公表されることとなっているところであります。

教育委員会といたしましても調査に全面的に協力するとともに、いじめに対する認識を把握することにより、今後の取り組みの参考にしてまいりたいと考えております。

議長（中川一男君） 再質問ありますか。

13番村上和子君の再質問を認めます。

13番（村上和子君） まず、1項目めの1点目です。財政の分析と情報開示の件ですけれども、確かに町広報10月号には、今までよりは詳しく決算の報告と、また、項目ごとに、町民1人当たりがどれぐらいの算出になるかということが記載されておりましたが、町民は、他町村と比べてどうなのか、富良野5市町村も同じ項目にして、住民1人当たりの金額は幾らなのか、上富良野町の将来がどうなるのか大変心配しているところでございますので、これからの財政の分析が、やっぱり各市町村の将来を決めていくというふうに考えられるわけですけれども、もっとわかりやすい情報開示が必要だと考えますけれども、出前講座もいろいろ行政の方でも出向いて行ってやっていると、こういうことでありますけれども、これらは数にも限りがありますので、そういったことで、わかりやすい、もっと開示を、他町村と比べてどうなのかということも、もっとわかりやすくしてはと思いますけれども、いかがでございましょうか。

それと、2点目の今後の地方交付税の試算と長期計画の件ですけれども、定例議会がきょうだという日程で、ちょっと骨太2006の地方交付税の改革、今月下旬に見込みがわかるということでございますけれども、上富良野町はもう19年度の予算の査定に入っているんじゃないかと考えますけれども、2,000万円ぐらいの減額ということでございますが、見通しとしてどうなのでしょう、そういった長期的な計画、第5次総合計画の策定に試算できるのか、また、反映されるのか、もっと厳しくとらえてもいいのではないのでしょうか。

というのは、確かに難しいものがあると思います。人件費は抑制するのでしょうかけれども、扶助費なんかは増加する傾向にありますし、国が単年度しか地方交付税を計画しないというわけですから、これらを見通して、難しさはあると思いますけれども、長期計画、財政の乏しい計画で、また後で修正しなければいけないということになってもどうかと思われまので、もっと厳しくとらえて、試算が反映できるような考えをされてはどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

それと、3点目の新しい発想の民間委託の件でございますけれども、行財政改革を、次の指定管理制度の導入等も考えておられると思いますが、例えば町営住宅なんかは、情報の関係で、なかなか難しいというような答弁でございましたけれども、やっぱり行政というのは、常に事業の見直しをするように心がけて、その結果として一定の成果を上げる

ことができたという評価をされるわけですが、どちらかというと、財務会計なんかは厳しくおやりなるのですけれども、管理コスト、経営的な視点というものは余り入っていないのではないかとこのことを思うのですけれども。

やっぱりなかなか財政難というと、改革イコール削減という発想パターンになると思われるのですけれども、何とか原価コスト、管理手法を変えていって、これから検討されるということを町長は、こういったこともできるのかどうか検討してみるというお答えをいただいたのですけれども、新しい発想の転換を図れないものかと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

それから、2項目めの国保事業の広域化の件ですけれども、富良野地方5市町村で、広域連合で取り組んでいくということでございますが、その手法とか日程とか、具体的に計画されているのでしょうか、見通しとしてはどうなのでしょう。例えば美瑛町なんかは3町村でやっております、3年間で5,000万円ぐらい人件費の削減ができたなんていうことを言っておりますけれども、削減はどのような、大体どれぐらいの節減になるのか、おおよそでいいですので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、国保は、去年7,000円ぐらい、平均して上富良野町も上がりましたわけで、保険料がどのようになるのか。

2点目の新しくできる医療保険、これは全員が納めるということで、一番安くて月900円ぐらいだということで、軽減措置は3段階でやっていくということですが、やっぱり75歳以上の方は、保険料がどのようになるのかということをお心配していると思うのですけれども、こういった予測、大体今の段階ではあれなのでしょう。

それと、他町村の国保事業、これ御答弁いただけなかったのですけれども、上富良野町はヘルスアップ事業を今展開中ですが、こういうふうに広域化で取り組むと、どんな国保事業が展開できるのか、そういう話は話題に上がっていないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、4項目めの独居老人の昼食会の有料化の件でございますけれども、ひとり暮らしの高齢者の閉じこもり防止の目的で始めたのだけれども、どうも余り効果は期待しにくいと、こういうような評価をされたようでございまして、これは、婦人団体がボランティアで、食材も最低に抑え、食事の用意をしているわけで、年間42万円ぐらいなのですが、町の方から補助金が出されないとなると、これは、やっぱり社会福祉協議会の方では有料にせ

ざるを得ないというふうなことになるかと思うのですけれども。

電話ボランティアは安否の確認で、私は昼食会、これは、閉じこもりの老人を外に引っ張り出して、食事をしながら楽しく会話して、健康づくりをするという、少し意味合いが違うのではないかと思いますし、まず、町長は常々おっしゃっておられる、在宅福祉サービスを低下させないとおっしゃっていただいているのですけれども、こういったことで、過去においては、回数も月に4回やっておりましたり、もっと多かったですのですが、今は月に1回という、回数をだんだん減らしてきているという状態もありますし、有料化になりますと、人数もどんどん減ると考えられますし、年齢の見直しをしても何とか現状維持でやっていくことができないのか。

これぐらいの予算、これぐらいというとあれかもしれませんけれども、こういった部分を、時代に合わなくなったからといって切って、それで新たにこれにかわるものとして、必要な公共サービス、これがどうなのでしょう、在宅サービスのメニューが10項目ほどありますけれども、やっぱりこういったところを切り捨て、こういった部分をいち早く廃止の方向でいって、社会福祉協議会でメニューとして新しく取り組むのだとおっしゃいますけれども、私はもうちょっと優しさ、こういう部分の優しさというのは必要ではないかなというふうに考えるのですが、いかがでございましょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、3項目めのいじめの状況でございますが、詳細には教えてもらえないとしても、数件あったということで、解決できたものと、解決の方向に向かっているということで、今のところは深刻ないじめはないということで、まず、私もよかつたなと思っているところですが、きょうもどこかでいじめが起こっているかもわかりませんし、現在余り心配はないようですけれども、いじめの実態の報告は教育委員会の方にスムーズに流れるような状態になっているのかどうかちょっとお尋ねしたいと思います。

また、不登校も予備軍だと思ったりするのですが、不登校生なんかは、いじめによる不登校がどうかちょっとわかりにくいものもあるかと思いますけれども、そこはどうなっているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、2点目の対策ですけれども、保護者、PTA、それから学校、教育委員会と協力、連携、学校も組織を挙げて指導体制を確立していくのだと、校長会で徹底しましたという教育長の答弁をいただきましたけれども、学校組織全体とは、どこま

でを考えておられるのか、私は、警察とか民生委員さんとか保護司さんとか、幅広く連携をとり、対処するように組織づくりすることが必要でないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

といいますのは、結局は、旭川の児童相談所に行って相談をしてくださいとかという面もあるようでございますので、教員のこれらに対する診療の研修というのでしょうか、そういったものを受けていただく、研修していただくという、そういう教員側の対応のやり方も、そういった心の痛み、ケアを、心の相談員という方は1人いらっしゃいますけれども、また違う、いじめの問題が陰湿になってきておりますので、そういった専門的な部分も必要ではないかというふうに、教員の教育について考えるところですけれども、それらはどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

それから、3点目のアンケートの件ですけれども、道の教育委員会で12月中に実施ということで、上富良野町の教育委員会も調査をして、2月に公表していただけないかということで、確認させていただいていいでしょうか、もう一度お尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、再答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、財政関係におけます情報の開示等々でありますけれども、町といたしましてはできる限り、議員おっしゃるとおり、財政ばかりでなくて、行政情報というのは、住民に十分に開示していかなければならないということを、私も肝に銘じながら対応しておりますので、この財政面につきましても、特に力を入れて開示をしていこうというふうに思っております。

その中で、我が町の部分と、言うなれば富良野圏域5市町村の、他の自治体の状況ということでありますが、他の自治体の状況につきましては、また圏域の中でいろいろと協議をされていくものだと思いますけれども、他の自治体が公表している部分については問題はありませんけれども、余り懐に飛び込んだ情報を私どもの町が対応するというはなかなか難しい部分もございまして、そういう中でありまして、公表されている部分の情報開示につきましても、十二分に比較をさせていただきながら対処することも一つの手法として今後考えていきたいと。

過去におきまして、私も財政問題につきましても、台所白書を別冊で全戸配付させていただいた経緯がありますが、今いろいろな面で、そういった今の財政状況等々も、そういった形で経費をかけるのではなくて、町広報等々で、何らかの媒体を用いな

がら住民に開示をしていくことを今後も努めてまいりたいと思っております。

次に、交付税問題、国の地方財政の方向性についての問題等々も含めた、我が町の中長期の財政計画についての御意見であります。既に私どもは第4次総合計画の最終年度の平成20年までの中期財政計画、それから21、22年までの見通しにつきましては、既に議員の皆さん方に御説明を申し上げ、説明をいたしているところでありまして、御案内のとおり、国の地方財政の方向性が毎年毎年大きく変わってくるというようなことから、予測は厳しくという中での中長期計画を立てなさいと、途中で見直しするようなことのないような計画を立てなさいという御意見であります。それはなかなか難しい。その年度その年度の状況を見きわめながら修正を加えていかなければならないというのが現状でございます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、次年度から行われます人口と面積で対応する交付税につきましては、約2,000万円の減額ということであります。端的に、現状の交付税の算出からして、そういう手法でいくと2,000万円の減額でありますけれども、きょうの北海道新聞等々を見ておりましたも、総務大臣と財務大臣が最終的な調整が、19年度地方交付税と地方財政措置についての方向性を大体理解し合ったというような報道もなされておりますけれども、年々国の施策は変わってくるということありますから、決してその額が保証されているということではないと、常に減額されてくると。

国は、地方税が大幅な増額をしているから、その分、交付税を減らすぞとっておりますが、全国的にはそうでありまして、我が上富良野町におきまして、その率で地方税がふえてくると、町民税がふえるかということ、決してそうではないというようなこともございまして、非常に厳しい財政運営の中ではありますが、忌憚のない財政運営をしていくというのが私の常にお答えさせていただいておりますように、財政破綻を絶対生じない財政運営をする、そのためにも、現在取り進めております行財政改革の着実な実行をしていかなければならないということありますので、議員の皆さん方の御理解も賜りながら、今後、先ほど申し上げました第5次総合計画に向けての中長期財政計画の見通しにつきましても十二分に見きわめた中で対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、民間委託の件であります。既に行財政改革でも方向性を定めておりますように、民間ででき

るものは民間に委託すると。民間活力の活性化を図っていく、地域の活性化を図っていくということが私の大きな行政におきます一つの重要課題としてとらえておりますので、議員御質問にありましたように、1点とらえて、公営住宅の民間委託、あるいは管理者制度での委託等々も含めながら、いろいろな面で、今の行政を民間に委託できるものは委託しながら、行政組織の簡素化を図っていききたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

ただ、先ほどお答えさせていただきましたように、住民の個人情報の部分をどういうふうに対応していくかという課題もあるということでございますので、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

議員が御質問にありましたように、コスト感覚というのは、従前は行政におきましてはなかなか、民間とは違った発想であったわけですが、昨今の財政状況から見きわめて、私は現在の職員の皆さん方は、それぞれ事業のコスト感覚を十二分に身につけられながら対応していただいているものというふうに思っておりますので、そういったことを含めながら、議員の御質問にありますように、従前の手法にこだわることなく、新しい発想を持った対応で取り進めていくというのが、行革の一つの方向性でも示させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

それから、国保の広域化につきましてもありますが、では、国保を広域化したときに経費の削減はどうかと、保険料はどうかと、事業内容はどうかと、そういうことの御質問であります。また私どもは、これから準備室をつくって、広域圏域の中で、先ほど申し上げました九つの事業につきまして、そのうちの一つが国保の広域化であります。協議をし、他町村との保険料の差をどうするのか、事業の調整をどうするのか、そういったことを含めながら、しからば経費の削減がどうなっていくのかということ、これから準備室の中で、専門部会もつくりながら検討していきたいというふうに思っておりますので、今その状況をお答えすることはできないということで、御理解を賜りたいと思っております。

それから、後期高齢者、75歳以上の部分につきましては、北海道全体で、全180市町村で対応する組織として、今もう既に準備室をつくって発足しております。これから平成20年に向かいます。保険料の問題、いろいろな問題、事業の問題等々が協議され、方向性を定めていくものというふうに認識しておりますので、今後も我が町といたしまして

も、その方向性を十分に引きわめながら対処していきたいというふうに思っております。

それから、昼食会の件であります。先ほどお答えさせていただきましたように、昼食会も長い年月経過をしてまいりますと、当初の事業の目的からだんだんと、ある面ではそれていってしまう部分というのが出てくるわけでありまして。そういったことを修正しながら対処して、議員が御質問にありますように、独居老人をいかに、地域を挙げて孤独を解消し、地域に出てきていただけるような対処をするかというようなことを十分に引きわめながら、今後その対応を図っていききたいというふうに思うところであります。ある面では、長い年月の中で目的から方向性が変わってきているという部分の修正をしなければならぬと。

しかし、その修正が可能でなければ、新たな事業展開をすることによって、ある面ではスクラップ、そして新たなビルドをしていくと、スクラップ・アンド・ビルドの対応の中で今後も事業の展開を進め、その全体的な事業の中での、縮小にはならないように十分引きわめていききたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） いじめに関する再質問にお答えをさせていただきます。

まず、学校からの報告の件であります。この事件が起きてから、文書及び口頭をもって速やかに対応することについては徹底をさせていただいたところであります。受け口としましては、学校教育班の主幹もしくは課長、そして私というようなところへ速やかに、とにかく実態が十分把握されない段階でも構わないので報告をするようにということで徹底をしたところであります。

2点目の不登校についてであります。現在継続しているもの二、三件ございます。その中で、原因につきましては、いじめによるものということとは違う原因であるということで、御理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目ですが、学校組織全体とはというお問い合わせですが、まず、我々、こういう事件が発生してから、他の行政部局とも十分連携を図ったところであります。と申しますのは、子供の行動範囲というのは、学校にいるときだけの行動範囲ではありません。そういうことから児童館とか、そういうところを所管している民生部局とも十分連携を図っているところであります。

その中で、先ほど御提案ありました民生委員とか保護司との連携については、また、他部局との調整の中で取り進めていくことが望ましいのかなという

ふうにとらえているところであります。

次に、4点目ですが、教員の研修の関係であります。

当然、専門的な職員をその学校に配置することは理想であります。ただ、そういう専門化をしていくように研修やなんかも進めていかなければなりませんけれども、何といたってもやはり全体の先生方のレベルアップ、いじめに対する認識、そういうことが必要だと思っております。そういうことから、教員の研修につきましては、今後も遺漏のないよう取り進めてまいりたいと考えています。

また、5点目のアンケートの関係であります。先ほどの答弁でもお答えをさせていただきました。我が町においては、12月18日、昨日配付をして、21日に回収ということで、それを道教委、上川教育局の方に年内に届けて、その中で特にスピードをもって対応しなければならないものについては、先ほど2月結果公表ということでありましたが、それ以前にも連絡が来る体制となっていて、そのときについては速やかに対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上です。

議長（中川一男君） 再々質問ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 1項目めの3点目の、民間にできるものは民間にということでございますけれども、自治体の場合は、地域独占の事業体でもありますので、競争を意識することはありませんし、財政難になりますと、改革するとなれば削減、改革イコール削減のような、こういう事業の見直しをしたのでこれぐらいの効果があつたと、常に、一定の評価を得たというような、そういうふうな評価がなされるのです。これは限界ではないかなと。

といいますのは、やっぱりこれから職員もどんどん減ってまいりますし、これは、一つの例として町営住宅なんか民間でできないものかどうかと申し上げたわけですが、今まで見ないような、行政側も手法を考えていくべきではないかということをお願いしておりますので、個人情報などがどうか、何かというとそういったものが課題として残るとおっしゃるわけですが、これは一つの例で申し上げたので、今までこういったところはどうかという部分も、やっぱり行政も少しすっきり、民間で担えるものは民間に担ってもらっていくところを、強く、早く押し進めていただけないものかと思っておりますので、もう一度お聞かせいただきたいと思っております。

それから、4項目めの独居老人の昼食会でございますけれども、食べることから少しぐらいのお金

はと、こういうことになるかもしれませんが、老人会にも出たいけれども、また、いろいろな会合にも出たいけれども、なかなかちょっとお金がかかるから出られないということも聞いております。

そして、一部、交流の場を持つ人がいるので、これもどうかと、効果的に考えれば、廃止で、社会福祉協議会でというようなことでございますけれども、では、かわるメニューとして今模索中だとおっしゃいますけれども、かわるメニューとなると、これ以上、これは年間42万円かかっていますけれども、これにかわるメニューとなれば、またかなりお金もふえてしまうのではないかというふうに考えるのですけれども、予算を考えれば、まだまだ予算的にどこかほかの部分削ってでもこの金額以上のもののメニューに、では、メニューがあるのかとなると、ちょっとそれも考えてしまっている状態で終わってしまうのではないかと。

やっぱり高齢化がどんどん進んでいる中であって、孤立されている、外へ出ようとしてもなかなか出られないような、閉じこもりのお年寄りに対する優しい手を差し伸べることはできないのかどうかと思いますけれども、年齢をちょっと上げてというお考えはいかがでしょうか、もう一度お聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、民間委託につきましては、私常に申し上げておりますように、私の行政執行の中では、それこそ民間ができるものはすべて民間に委託をして、地域の民間活力の導入を図っていきなさいということが基本でありまして、既に議員の皆さん方に行政改革の実施計画の中でもお示しさせていただいておりますし、アウトソーシングの専門部会等々もつくりながら、それぞれの組織で、官から民へのものはどう対応していくかということを進めておりますが、テンポが遅いなどということにつきましては、御指摘のとおり、私自身もそう思っております。もう少し早く回転できないかなと。

ただ、今現在、保育所の完全民営化、この問題も議員の皆さん方の御理解をいただいて、何とか対応できるようになりましたと。また、加えてケアハウスにつきましても、その対応ができ得ましたと。今後まだ中央保育所の問題だとか、あるいは特別養護老人ホームの問題だとか、大きな課題を抱えておりますし、また、今、車両班の問題だとか、いろいろなものをこれから順々に対応していかねばならないと。

しかし、そこには今現実に職員が張りついていると、その職員の問題等々も考えていかなければいけないと。過去にありました屠場の問題のような形に発展しない対応を図っていきながら進めていかなければならないという認識を持っておりますので、そういったことも含めて御理解をいただきたいと思えます。議員御質問のように、できるものは早急に対応していきなさいと。

公営住宅の問題は一例ですよというのは、私も承知いたしております。他のものにつきましても対処していくように努力していきなさいと。

2点目の昼食会の問題であります。さきにお答えさせていただきましたように、いろいろな時代、長い年月かけてまいりますと、その目的からどうも外れていくような部分、それから、目的、当初はそういうことであつたけれども、今は、集まる方々は元気で、いつもあちこち出歩いている方々ばかりが集まってきているというような、ある面ではそういった、そうでない方もいらっしゃるけれども、そういった部分、いろいろな部分を見きわめながら、総予算が減少していく中で、年々、福祉予算だけが增加していくということにつきましては、そういったものの対応も全体的な予算編成の中で考えていかなければならない。

しかしながら、私は当初から申し上げているように、福祉と教育については、最低限その削減幅を縮小して予算の措置をしていきなさいというふうに進めておりますので、今後また新たな事業展開等々も、どういう形になるかということも含めながら、従前、皆さん方に申し上げておりますように、行政サービスは、従前は無料のものが非常に多かったと。しかし、今後、行政サービスは無料のものは一切ありませんよという時代が来ているということで、御理解を賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、5番小野忠君。

5番（小野忠君） 私は、さきに通告いたしました1項目について、町長に質問をいたします。

第1項目は、町の将来を目指す姿について。

近年、地方自治を取り巻く環境は極めて厳しく、行財政運営も容易ならざる時代となったものだと思います。

国は景気対策として地方債を発行させ、その財源として交付税を手当てすると言っており、その借金が雪だるま式にふえ、粉飾決算し財政破綻となり、財政再建団体になったところもあります。

本町の財政運営は、町長の指揮のもと財政秩序を遵守し、財政指数等は極めて良好に推移しているこ

とは敬意をあらわすものであります。

私たちの住む町の将来はということについて、従来から広域行政、町村合併と論議してきましたが、富良野盆地の各市町村の考え方として、当面、合併しない方向で、広域連合という形で自立の道を選択されたとのことですが、今後は町長として何を考え、そこで処理する事務は、現存する一部事務組合もターゲットにされるのか。

また、広域連合を選択した理由として、町民の利便性が維持できるとか、さらに行政経費の節減と効果が期待できるとは、何ををもってそう考えられているのか理解したいし、町の利益はどのように担保されるのか、町長の基本的な姿勢についてお伺いをいたします。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野議員の町の将来についての御質問についてお答えさせていただきます。

少子高齢化が急速に進展する中で、当町においても人口と財源が減少傾向で推移していることから、さらなる行財政運営の効率化を図ることが、大きな行政の課題であることは御案内のとおりであります。

このような状況を踏まえまして、当面の目指す方向を広域連合と定めたところであり、その対象とする事務については、上川南部消防事務組合、富良野地区消防組合、富良野地区学校給食組合、富良野広域串内草地組合、富良野地区環境衛生組合の五つの一部事務組合事務と国民健康保険、介護保険、火葬場、広域圏の四つの事務を加えた九つの事務としたところであります。

特に、一部事務組合につきましては、五つの一部事務組合すべてを広域連合で処理できないかなど、それぞれ専門部会を設けて検討し、できるものから順次取り進めるよう推進していく予定であります。

また、広域連合を選択した理由と基本的な考え方に関する御質問であります。既に町広報10月号で町民の皆様へお知らせいたしましたように、町民の皆さんから寄せられた御意見、そして、議員各位の御意見をもとに総合的に考えをまとめ、我が町としての基本的な考え方を述べさせていただいておりますので、御理解を願いたいと思います。

このようなことから、現段階での広域連合化は、行政経費の効率化を図る意味からも最善の方法と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

5番。

5番（小野忠君） 再質問いたしたいと思いません。

私は、合併、広域連合については、町長の基本的姿勢は町民とともにあるということからして理解を深め、町民に説明責任が存在しているものと考え、再質問いたします。

広域連合を選択したのは、町民の機運が高まっていないからだと言われております。これは町広報10月号で、何ををもって決断されたのでしょうか。もし町民の選択に関する意見だとすれば、「自立」50%、「合併」32%、「わからない」18%、この数字は本町人口の1%であり、これをして総括するのは極めて希薄であり、まことに遺憾と思うわけですが、この点について、町長の御所見を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野議員の再質問にお答えさせていただきます。

広域連合の方向性を定めた基本的な考え方につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、町民懇談会等々の中での御意見、それから、アンケート等々の御意見等々につきましては、非常に私どもの対応のまずさもあったのかもしれませんが、参加していただく方々が非常に少なかったと。議員御質問にありますように、わずかな状況での対応であります。日ごろの対応の中におきましても、住民の皆さん方、町民の皆さん方が合併を促進するというような御意見というのはなかなか耳にすることが少なかったというようなことと、議員の皆さん方と何度も議論をさせていただきまして、議員の皆さん方の方向性も、少ない数字でありましたけれども、アンケートの結果、あるいは住民懇談会等の結果等々の方向性を議員の皆さん方も示していただいたというようなことから、私としても最終的な判断をいたし、今なお合併を促進する機運にないという判断をさせていただいております。

もう一つ、私自身の判断の大きな理由は、現在取り進めさせていただいております第4次総合計画の中におきまして、広域連合の推進という大きな柱を立てて、総合計画が今取り進められている、あと2年で終了でありますけれども、現在の総計の中には、そういった状況にあって、まちづくりの基本をなす総合計画が、そういう位置づけがされているということも含めた中で最終判断をさせていただいたということで、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

5番、再々質問。

5番（小野忠君） 再々質問をお願いします。

私は、広域連合で処理する事務は、介護保険は適

切だと考えています。この12月から各市町村で職員1名を出して5市町村で協議するようですが、権威ある助役会議ぐらいで協議しなければ、幅広く課題を持って時間と出張旅費のむだ遣いになると思いますが、町長の御所見を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番小野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、この委員会がすべてを決定する機関ではございません。先ほども行政報告の中でも報告させていただきましたように、その中に専門部会をつくって、それぞれの対応で協議をさせていただきながら方向性を定めていただくと。その中には、当然にして助役部会等々の対応もありましょうし、最終的には委員会、5市町村長が組織しております広域圏の委員会において方向性を決定するというところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、5番小野忠君の一般質問を終了いたします。

次に、4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は通告に従い質問をいたします。

1番目に、健全財政について。

平成17年度現在における地方債元利残高試算と、また、すべての債務負担行為の状況で平成18年度以降支出予定額は幾らになりますか。

次、上富良野町標準財政規模は幾らでございますか。また、現在の町予算を標準財政規模までにするには何年かかるお考えでございますか。50億円という現在立てている目先の目標ではなくて、国が言っているところの標準財政規模に至る財政健全化計画を具体的に数字を入れて御説明をいただきたいと思います。

2番目に、赤字再建団体認定基準について。

国は、自治体の破綻防止案として財政4指標を公表義務とし、一つでも基準を超えた場合は、まず自主再建を促し、最終的に夕張と同じく国が関与して強制的に歳出削減をする方針を決めたと報道されております。

また、この情報開示を徹底することにより、住民監視で規律を期待するとあります。本町は財政4指標の基準の一つでも超えないことができるのか、どのようにお考えになるかお尋ねをいたします。

3番目に、広域連合について。

富良野圏広域連合に向けた準備協議組織が立ち上がりましたが、今までと同じでは、屋上屋の議会をつくって住民負担をふやすだけとなります。さきに

述べました債務状況、財政4指標について、5市町村の状況を住民に報告させるべきではないかと思いますが、いかがお考えになりますか。

次に、国の交付税も頼りにせず、分権をしっかりと受けとめることができるなら自立で、広域連合でよろしいと思いますが、国、道に対して交付金ぐれと、要するに金をくれ、分権は嫌だでは地域の発展は全くない。いずれも合併不可能となり、終着駅は夕張となることが目に見えるようでございます。この状況をどのようにお考えになりますか、お尋ねをいたします。

次、補助金について。

町内労働者団体ということで、予算書の5款、ここに労働者団体補助金が出ております。役場職員、北海道教職員等が加入しております。それと、職員互助会等、直接住民生活に関係ない補助金について、どのようにお考えになるかお尋ねをいたします。

大きな項目の5番目で、調査費について。

商工会に50万円の調査費が出ているようございますが、何のための調査費か、事業とか予算規模は一体幾らのものなのかお尋ねをいたします。

最後に、農地から宅地への変換について、農業委員会の会長にお尋ねをいたします。

農地から宅地へ変換された住宅地が、水道、下水道、電気、電話等が完備されているにもかかわらず、除雪がなされないのは、防災上問題が出ております。農地から宅地へ変換の条件はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 昼食休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

町行政質問に対する回答、4番梨澤節三君の質問に対し、答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の6項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの健全財政についての御質問であります。平成17年度末現在の全会計の地方債残高は159億円余りであります。

また、債務負担行為にかかわるものの平成18年度当初段階における今後の支出予定額は、すべての項目を含めた全体額で50億円となっております。

次に、標準財政規模についてであります。これは、地方公共団体の一般財源のベースでの標準的な規模を示すものとして用いられているものであります。

本町の平成17年度の額は約40億円となっておりますが、これに行政運営上必要とする受益者負担や国、道の制度を活用しながら行政活動を行っていることから、それらの特定財源を加えた額を町の将来の財政収支の姿として、いわゆる集中改革プランで58億円の規模としておりますことは既に御案内をいたしておるところであります。

ここ最近では、経済状況や国の諸制度が大きく変化するなどの状況がありますが、現段階では、集中改革プランに基づき、収支均衡を図るための取り組みを進めてまいっておるところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目目の赤字再建団体認定基準についての御質問にお答えさせていただきますが、総務省は、本年8月末に、多額の負債を抱えるなど財政危機に陥った地方自治体の再生を目的に、新しい地方財政再生制度研究会を設置して、研究を進めてきた経過にあります。この研究から今月8日には、再建法制のあり方や検討すべき事項などをまとめた報告書が総務大臣に提出されておるところであります。

その中では、従来の実質収支比率や実質公債費比率に加えて、地方自体の各会計をカバーする指標や実質的な債務に対する償還能力を示す指標などを新たに整備すること。また、早期は正や再生の枠組みなどの提言がなされたことは承知いたしているところあります。

このことから、今後におきましては、新しい地方財政再生制度の創設に向けた取り組みが進められていくものと思いますので、現段階では、その動向を十二分に注意してまいりたいと思っております。

また、これら将来への備えといたしまして、町では、現在取り組んでおります行財政改革の歩みをとめることなく着実に進めることが最も重要であると考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の広域連合に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問であります。広域連合に至る経緯は、さきの議員にも申し上げたとおりであり、また、広域連合が制度的にどのようなものかについては、改めて申し上げるまでもないところであります。現状から、費用的にもさらなる効率化を図るために取り組むことで合意しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

なお、5市町村の財政指標に関する御質問につき

ましては、現段階では、各自治体において判断するものと申し上げるしかありませんが、今後においては、5市町村ともに共同で情報提供すべき段階を迎えた場合におきましては、適時適切にお知らせをしなければならないと考えております。

次に、2点目につきましては、国と地方の財源と地方分権、そして、夕張市の財政再建問題と市町村合併をどのように考えるのかとの御質問かと存じますが、議員も御承知のように、現在の国と地方の関係は、地方分権の進展により対等協力の関係と言われております。

したがって、地方分権をさらに推し進めるために、権限の移譲などについても、地方が国に対して求めていることは御案内のとおりであります。このいわゆる地域主権型社会の実現のためには、それにふさわしい財源についても地方に移譲すべきと訴えてきておりますが、このことは当然のことであると認識をいたしております。

これらのバランスを図った上で、地方の特性を十二分に生かした、また、自己決定、自己責任を問うことになるわけでありまして、それがこれらのルールでありますことを深く認識いたして行財政運営を進めていかなければならないと認識をいたしているところあります。

次に、4項目目の補助金についての御質問にお答えさせていただきます。

補助金の基本的な考えといたしましては、地方自治法で、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる規定されておるところでありまして、一般的には、特定の事業、研究等を育成・助長するために、町が公益上必要であると認めた場合に補助をするものであります。

このことから、個人や団体が行う一定の公益性のある活動を支援するものであり、行政上の目的を持って団体等に対して交付している実態にあります。

さて、御質問の町内労働者団体や職員互助会に対する補助金につきましては、今まで議員にも申し上げてまいりましたが、法令の位置づけや地域の公益上の必要性を踏まえ、助成策を講じておりますことを御理解いただきたいと思います。

次に、5項目目の調査費用についての御質問にお答えさせていただきます。

調査費につきましては、駅周辺再開発推進と商店街の活性化などのまちづくりについての調査費用でございます。平成17年に駅前再開発検討委員会が組織され、駅周辺再開発と商店街の活性化計画について種々検討されております。

調査費用の内容につきましては、町、商工会で50万円をそれぞれ負担し、駅前再開発事業を進めていく上で、判断材料の一つとするための講習会や研修会等々の開催費用であります。

事業規模につきましては、今後の調査において骨格が固まった段階で議会などにも報告をする考えでありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（松藤良則君） 梨澤議員、6点目の農地から宅地への変換についての御質問にお答えをいたします。

農地を転用する場合、農地法の許可が必要となります。あらかじめ農業委員会へ届け出、申請の手続をしていただければ転用の許可となります。農地法での転用は、農地から農地以外へのものにする場合を想定しており、許可に当たって条件を付すことはありませんので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（中川一男君） ただいまの6番目、農地から宅地への質問でございますが、前段については農業委員会会長の答弁ということはありませんので、特別に議長として、助役に答弁を求めます。

助役、答弁。

助役（田浦孝道君） それでは、私の方から6点目の除雪に関する御質問にお答えしたいと思います。

この除雪に関する要望につきましては、市街地であるとか郡部から寄せられるケースがございますが、町としましては、町道の認定基準がございますので、その立地の状況等が道路網として構成されているかどうかという判断をさせていただいているところであります。

特に、市街地におきましては、過去からの宅地造成の段階から、なかなか町との接点がなく、それぞれのおのおの方が住宅を構えるというケースがございますので、今お尋ねのこういうケースについては、若干この実態があるのかなと思えますが。

いずれにしましても、道路網として、袋小路であるとか、もしくは、しっかり道路網として構成されているとか、もしくは幅員が十分とれるのかとれないのか、また、地権者との認定に向けての話が容易に進むのか、そういうことを十分話し合いの中で、その方向性を決定してまいりたいと思えますので、そういうことを十分、必要に応じて把握をしながら対処してまいりたいと思えます。

いずれにしましても、こういうケースがあるわけではあります、多くが町の要件を満たさず、実現に至らないのが多くありますので、十分実態の把握

に努めたいというふうを考えているところであります。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 再質問をいたします。

まず初めに、地方債の元利合計についてですが、これは、元金が159億円という答弁でございますが、私の把握しているところでいきますと159億2,471万円、説明どおり了解をいたしました。

この説明でいけば、利息は31億3,600万円となります。それで、地方債の元利合計は、これを合わせますと190億6,000万円となります。再質問ということではなくて、確認だけいたしたいと思えますが、確認させていただきたいと思えます。190億6,000万円ですね。

次に、債務負担行為の平成18年以降の支出予定額は、私の把握では46億円と思っておりましたが、50億円という答弁でございますので、これはこれで了解しました。合わせまして、負債総額は240億円となります。これも確認をしたいと思えます。

次に、上富良野町の標準財政規模については40億円ということですが、私の把握しているところでは39億5,200万円ということですが、これも了解をいたしました。平成17年度の決算は73億円余りですから、30数億円オーバーしていることとなります。

そこで、この負債返済と、さらに、標準財政規模となるための住民負担はどのようになっていくのか、58億円規模ということですが、それから、集中改革プランということですが、住民への説明を具体的に数字を挙げて御説明をいただきたいというように思えます。ここでということになりましても、数字を挙げるということになるとそうはなりませんので、そのお考えについてお尋ねをしたいと思えます。

これは、夕張の市長は、住民会でもって住民に説明をしていたら、住民が怒り出しました。何だ、考えだけで、何なのだ、何もわからないではないかということで、それを見ておりまして、町長を責めているのではないのです、我々も同じなのです、議会も同じなのです、おまえもそうでないかと怒られておりますから、そういうのを見ているものですから、やはりそういうところをしっかりと我々は受けとめながらやらなければならないということで質問をしております。

それで、標準財政規模ということで、国が見る上富良野町の財政規模は39億5,000万円です。しかし、本年度予算は67億円の予算をやっている

わけです。そして、負債は240億円あるのです。家庭で言うとローンが240億円あるのだと、わかりやすく言うと。そういうような財政状況を、これを返済計画をきちっと立てまして、そして、先ほども言いましたけれども、住民への負担の件も説明をする、そういう説明責任を果たすべきではないかと思えます。私にということではなくて、本当に住民は今大変心配しておりますので、ここのところについてお尋ねをいたします。

次は、財政についてですが、人件費が最大問題となります。職員数を標準財政規模から見ますと40億円ですから、40億円で200人でございますから、これが100人前後が適正職員になっていくのではないかと思いますよ。1,000人に1人だったら120人ということですけども。そういうことで、これは、職員の方ばかりとは言えません、もちろん議会も当然入ります。議会は一けたになれと言われます、間違いなく。そういうことで、人員の、これは職員も非常に気にしているところになりますから、財政のこともありますが、人員の削減計画も、定年でいくというようなそんな甘い問題でなくなると思えます。それでいけばいいですよ。その辺のところも、ここ1年ぐらいですらっと見えてくると思えますから、そこで、その人員削減計画、当然第5次に入っていくかと思えますけれども、お示しをいただきたいと思えます。

それから、赤字再建団体の認定基準について、これは、ずっと見ておきますと、国の考えが見えてきました。借金出せと言って6月に借金出させました。そうしたら借金がいっぱいあるのがわかりまして、これは赤字団体にしたら国は大変だと、大変な思いすると、夕張だけでも大変だと思っているのが見えますよ、今、私なんか見ておりますと。

それで、はっきり言ったら、早く手を上げて、再建団体にしてくださいというような形にやった方が勝ちではないのかなと。おくれればおくれるだけ、答弁というか弁解というか説明が大変ではないのかなという、そういうような感じもするのです。

夕張を見ると、計画をつくっていくのを見て、85%の職員は早期退職を希望しているのです。本当にかわいそうだと思います。だけれども、怒られているのですよ、「最後まで残ってやれ」というように怒られております。それから、人員は3分の1程度にして、報酬は最低年金者と同じにすればいいのだというような声も聞こえてきてまして、これはあえて言いますから、私も痛い思いはわかります。

国のやり方を見ておきますと、さっき言ったと同じように、拓銀と同じく、徹底して夕張をたたい

て、「怖いのだぞ、わかるか」というやり方、正攻法でびしっと来ます。法的にも何も救いがありません。地方債の一括返還なんてそんなこと、ちょっと言っていますけれども、そんなのは全然 아닙니다。徹底してたたかれるというのを今やっているのではないかなというふうに見ております。これでもってちゃんと再建やれよと。再建やったら、にこにこなのですね、国の方としても。そういう状況が見えます。

それで、合併も含めて、市町村合併も含めて、これだけ情報等が入っているにもかかわらず、私は、この5市町村というか、町長は危機感をお持ちのかなという、そここのところをお尋ねをいたします。

次は、広域連合ですけども、広域連合の御答弁で、財政状況については、それぞれ5市町村のどうかこうかという御答弁であったのです。それで、ああ、そうですかと私言ったら、一輪車になってしまうのです。議会と行政は二輪車だというのが、ああ、そうですかと言ったら一輪車になるのです。だから、そうはやっぱり言えません。

そこから入っていきますけれども、広域連合については、職員・首長が勉強しております。我々はまとまって5市町村で、議会はやるということはありません。議会は何をやっているという声は聞こえてきております。

私は、一議員として情報収集した結果について言わせていただきますけれども、違っていた場合は失礼して、その自治体から正しいことを教えていただきたいと思えます。

広域連合について、財政の負債状況が一番問題であるところから、5市町村の負債状況について言いますと、上富良野町は、今言いましたように約240億円、中富良野町は約110億円、富良野市が約230億円、南富良野町は約85億円、ここまではこの前言ったかと思うのです。占冠は、きのう総務課長にお聞きしました。約35億円ということですから、合計すると約700億円です。

先日のテレビ報道で、合併した人口約5万人の奄美大島、ここの市長が、人口5万人ですよ、「負債が約500億円あり、これ以上はやっていけません」と言って、テレビで手を上げておりました。5万人で500億円。1人100万円の借金です。これで、「できません」と手を上げているのです。そういうのが報道されておりました。

それで、合併にしても広域連合にしても、財政状況を住民に情報公開して説明をしなければならないのではないかとこのように思えます。

例えば広域連合で、広域連合発足しましたということやっておりますけれども、葬斎場、焼き場で

す。みんな古いのです。これを建て直します。広域でもって面倒見てくれということになっていくと思います。このようなときはどうするのかと。広域連合可能な財政状況にあるのですかという、こういう問題も出てくるのではないかなと思います。だから私は、本当は5市町村の議会が集まって、こういう話もやりたいな、やっていただけたらありがたいなというようなことも考えているのですけれども、これは議会のことですから。

こういうことについても、広域連合については御説明をいただきたいと。焼き場が、例えば占冠のかまが壊れました。広域連合ですから、それでは出してあげましょうということに当然なっていくのかなと思います。やり方はまだわかりませんから、どういうぐあいになるのかなと思いますけれども、その辺も含めてですね。

それで、今、広域連合発足してやっているのですから、この辺も含めてやっていただきたいと思いません。きちっとやって、わかるように御説明をお願いします。

次に、権限移譲についてですけれども、これは、地方分権です。前から言っていますが、道は2,000余の権限と180余の事務事業を分権すると言っておりまして、上富良野町は、職員をどんどん減らしていく中で、この分権の受け皿ということにはならない状況です。さきにお聞きしたときは、3件ほど権限はもらったという御答弁をいただいておりますが、今現在、何件ぐらい受けとめたのかお尋ねをしたいと思います。

それで、権限を受け取る、少し受け取る。そして今、地方分権だということで、分権をする。町から、要するに先ほど質問出ていましたように、ケアハウスであるとか保育所であるとか、敬老会もそうですね、食事会もそうなるのですかね。何せ仕事をどんどん減らして行って、それで職員数は減っているのですか、こういうようなものはどういふようになっていくのですかと、最終的に人なのですね、そこに行くのです。だから非常に難しい問題なのですけれども、町民の方は、何だ、どんどん民間にやっていて、役場の職員は減っていないのではないかと、こういう声が出てきております、間違いなく。そして、コンピューターを1人1台持ってじっと見て、あれではかわいそうだろうと。役場のOBの方ですよ、20人に1人ぐらいにしたらいいのではないかと、例えばですけれども、そういうような声も出ております。分権したのはいいけれども、人のことはどうなっていますかということについてお尋ねをいたします。

それでは次に、補助金です。補助金について、労

働団体です。私は最初、労働費というのを見て、労働団体、見てみると自治労と教職員。私が現役のときに、この方々が駐屯地にデモに来て、それで、私が議員になってからも、こうやって見たら、名前、職名も挙げたら、えっというようなもので、デモにずっと来ていてですね、それで、ちょっと話したことがあったのですけれども、今はそんなのはありません。

今は、労働費ということで、労働者団体ということで、労働費、行政がですよ、よく聞いてくださいよ、教育長も聞いてください。労働費ということで、要するに職員と教職員に町は補助金出しているのです、労働者だよ、あなたたちはと言うと、1番の同僚議員が言っていたように、何ぼ心のことを言ったってだめなのです。町民が、おまえ労働者でないかと。町で労働団体だから、やれやれと言っているのだよと。やっているのですよ、現実に、見てみますと、幾ら少しであれ。

ですから、上富良野では、幼稚園の教育を見ますと、本当にいいですよ、すばらしいです。先生が心からやっているから、いい子供が、最高にいい子供が育っているなど見えるのです。小学校に一步入った途端に、そこからぐっとおかしくなる。これは労働者にしているからです。

このところを、ちょっと声大きくなりましたけれども、こちら辺のところを、これは教育長にお聞きしましょうか、教育長は一体どう思うか、労働費を。労働者として、教職員がそれをもらって、労働運動をやっているのですよ、そのお手伝いをしているのですよということを、町民が、私これ議会だよりに載せますから、全部知るので。こんなことやっているのなら教育委員会は何のためにあるのだと、こういう状況にもなりかねないのです。この辺ちょっと、教育長、お尋ねをいたします。これは、今の補助金についてです。

次、調査費についてです。

まず、この調査費ですけれども、駅周辺開発と商店街活性化ということで50万円をつけているということですが、予算書のどこにこれが記載されているのか。何ぼ聞いても、ただ、耳に入ってきます、何となく耳に入ってくるのです。何ぼ調べてもわからない。調べても調べてもわからない。しかし、ついていると。一体どこにこれがあるのかという、これが1点です。

それから次に、上富良野町の負債は、この5市町村でトップです、240億円という。これだけの負債を抱えていて、駅前再開発とかという、そういう時代は私は終わっているのではないかと。私もやりましたよ、前。駅前開発やろうと言って、駐輪場を

がんがんやりました。だけれども、あのころとは変わったなと、もうあそこは乗降場です、単なる乗降場になっていくような時代になってしまったと。北海道の車の状況を見れば90%を超えております。1人1台なんていうものではないです。持つところでは一家に二、三台もあるという時代で、時代が変わったのかなということと、財政ということから考えまして、町長は、このところを、50万円といたら、先ほど40何万円ということと同僚議員が言っておりましたけれども、そういう福祉の方にも使えるし、それから、その50万円があれば、年金生活者、半年以上の生活するのですよ。ですから、50万円、しっかり領収証をつけて提出していただきたいということです。

町長、こういう上富良野の財政状況と、それから、駅前再開発というそういう状況になってはいないのではないかという、その辺の御理解、私たちによく、御理解くださいと言っていますけれども、御理解されているのか、お伺いをいたします。

最後は、除雪の問題です。

ちょっと質問と離れますけれども、農業委員会とか教育委員会とか選挙管理委員会は何やっているのと、夕張のが出てきてから声が聞こえてきまして、農業委員会というのはこういうのをやっているのだよということで、農地から宅地への転用に関してはこういうことをやるのだということで、これが載れば、こういう仕事をしているのかと。どれだけ報酬もらっているの、どうなのと、入ってくるものだから。だからというわけではございませんが、除雪の問題とあわせて、初めてでございますが、会長に質問をいたしました。

それで、この問題は、防災ということが入ってきますから、緊急の課題になります。これから雪が降ってきます。

それで、もう宅地になったのです。何であれ宅地になっていると。そして、家が建った、最初にも言いましたけれども、水道もつけてやった、電話も引いた、電気も来た、下水道もやった、道路もつけたという状況に、町はやっているのですよ。そして、除雪だけやらないのです。そっちはどうなのかといたら、畑なのです。押し切ることはできるのです。

いろいろ見てみました。町に袋小路いっぱいあります。だけれども、除雪やっております。そういうことからして、ほかのこともありますし、この問題は前からの問題で、出てきている問題で、改まって言うまでもないのですけれども、入っている人にしたら大変な問題で、そこまで除雪来ているけれども、ここは来ないのですという、非常に差別されて

いるというような状況が生まれておりましたのでお尋ねをいたしました。

それで、除雪はやっていただかなければならないということですが、再度お尋ねをいたしたいと思えます。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、地方債と債務負担行為の額等々であります。議員が発言された金額に、我が町の町債及び債務負担額はそのとおりであります。

ただ、私、債務負担で50億円と申し上げましたが、これは当然にして国や当事者が負担しなければならない部分の保証をしていると。国が倒産したり、債務保証をしている方々が債務能力がなくなれば町が保証しますよという部分でありまして、実際、その50億円のうち町が支払わなければならないのは約19億円です。他は当然にして国が払う、それから受益者、当事者が払う部分を町が保証しているということでありますので、50億円全部を町が払わなければならない金額ではないということで、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。そういうことで、債務負担はそうあります。

また、さきの議員の質問でもありましたように、町債につきましても、当然にして159億円の起債があるわけでありまして、利息31億円、議員のおっしゃるように190億円です。しかし、そのうちの45%は国が支払いますよという、国が支払うけれども、一時、地方債として町村が借金なさいという部分でありまして、これは、交付税が今減額措置されておりますけれども、この部分は減額されないで、ちゃんと国は払っていただいております。それが45%でありますから、実質、町が、元利合計合わせますと105億円ぐらいの町債、町が責任を負わなければならない部分が105億円ぐらいと。

それからまた、債務負担でも町が責任を負わなければならない部分が19億円弱ということであるということで、議員の言うように総額で240億円ですなんて言うと、あるところの市のように、360億円に近い数値になってくると皆さんびっくりするわけでありまして、そういうような状況であるということで、ひとつ御理解をいただきたい。

また加えて、標準財政規模による標準財政額における町の財政運営をしていくということは、これは当然不可能でありまして、当然にして国は地方交付税というものを払っておりますが、国が恵んでくれているものだというふうに私は認識しております。

ん。当然にして国の事務事業を我々はかわってやっている部分があると。そういうことであります、保証機能の部分は、当然にして国は負担していただかなければならないし、また、税の国民の均衡から言うと、調整機能というものも十分果たしていただかなければならない。そういう意味で、地方交付税というのは、国税の中で、当然にして地方に分配する額はこういう率ですということで法律上決まっている部分を我々はもらうのではなくて、得る権利がある部分だというふうに思っております。

また加えて、町民の皆さん方が御負担いただいております使用料、手数料等々の額につきましても、当然にして特定財源としてプラスして運営させていただいておりますので、そういったことであるということをお理解いただきたいと思っております。

次に、そういう中にありまして、財政運営というのは非常に、議員が御質問にありますように、私も非常に危惧いたしております。私、就任して以来、即取り組んだのが行財政改革であります。平成11年から、御案内のとおり、さきの議員にもお話し申し上げましたが、台所白書を全町民に配付させていただいて、我が町の財政状況はこうなのですと、将来的にもこうですよということをお示したときに、私は、この財政運営というのが非常に重要であるということで、行財政改革に着手させていただいて、今は3回目の行財政改革を進めさせていただいているということでありまして、財政運営が最も重要な課題であるということで、行政運営をさせていただいているわけでありまして、今回提示しております行財政改革実施計画につきましても、議員の皆様方の御協力をいただきながら着々と実現させていただいておりますことで、我が町の財政収支のバランスを、平成20年、第4次総合計画の最終年度には、何としても歳入に合った歳出、基金を支消しなくても対応できる財政運営にしていきたいということで努力をさせていただいているということで、御理解いただきたいと。

その中で、職員の定数につきましても御質問がありました。御案内のとおり、今、私が就任いたしましたときの平成9年4月1日の職員定数は258名の実数ございました。今現在、今年度の3月31日末で51名の職員の削減をいたしました。今、皆様方にもお示しいたしております新たな、これからの職員適正化計画によりましては、29名の職員の削減計画を立てておるところでありまして、これらの対応を図ることによって、必要な職員数を的確に対応すると。

今後の、さきに質問もございました地方分権等々の事務事業のふえる部分に対する対処、そういった

ことを十分勘案しながら適正な職員の対応を図るべく計画を立てておるといことで、御理解を賜りたいと思っております。

それから、財政運営の危機につきましては先ほども申し上げました。議員と同じように、私自身も、この財政運営というものが地方自治の行政運営の中で最も今は重視していかねばならない課題であり、財政破綻には絶対ならない、させない方法で対処していくことを行政執行上の最重要な課題として私は取り組ませていただいておりますので、何としても財政破綻団体にならないよう努めていきたいというふうに思っているところであります。そういう計画を立てて着実に取り進めさせていただいているということで、御理解いただきたいと思っております。

また、広域行政の推進に当たりましては、議員からも御質問ありました、そういったいろいろな分野、今9項目、さきに説明申し上げました9項目を、まず第1段階として、広域連合として推進していけないか、それらの部分を十分に協議をしていくために、職員を派遣して検討させておるところでありまして、これらの対応が進むことにつきましては、当然にして住民への情報開示を十分にしながら、住民の意見を聞きながら今後取り進めていかなければならないというふうに思っております。

火葬場につきましても、この課題の中に取り込んでおりますので、これからの広域行政の中で検討を加えていく課題ということで対応しておるといことで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、地方分権につきましては、御案内のとおり、北海道が市町村に分権の推進を図り、権限移譲を取り進めておるところであります、私といたしましては、我が町で対応できる部分については、今、議員から御質問にありました4件ほどの権限移譲を受けたということで、その後の状況につきましては、今ちょっと、細部は掌握しておりませんが、議員と同じように数件、分権だと思っております。

ただ、中には、我々が当然にして、北海道が言っている3,000何ぼの分権の中で当然にして必要な部分、我が町でも必要な部分については、なかなかそういったものは見当たらないと、いろいろな分野で、町には施設としてないもの、そういったものがたくさんあるわけでありまして。

また、地方分権の中では、住宅の建設確認申請等々であります、これは、分権が推進する前に、我が町は権限を移譲していただいて、既に執行させていただいているというようなこともございますので、我が町にとって当然にして必要な権限につきましては、町として受け取って対処していくつもりで

ありますので、御理解をいただきたいと思います。

また次に、補助金の問題であります。

労働団体における補助金、これは教育長に質問と  
いうことでありますが、私の方でお答えさせていただ  
きますけれども、今現在、5万円だったと思いま  
すが、地域の労働相談ということやら、いろいろな  
対応の中で、労働活動、運動のために支消させるの  
ではなくて、いろいろな分野の中で必要な最低限の  
補助をいたしております。

ただ、これらにつきましても、労働相談の件数  
等々、また、状況を見きわめながら、当然にして聖  
域なき構造改革を進めなければならないというふう  
に考えておりますので、これらにつきましても十分  
検討させていただきながら、対処していきたいとい  
うふうに思っております。

次に、調査費の件であります。予算書におきま  
しては、商工会運営費の商工振興費の中に含まれて  
おるということで、御理解を賜りたいと思います。

また、駅周辺整備、商店街の活性化事業、これら  
につきましては、議員も御質問の御意見にあります  
ように、財政的に非常に厳しいと、今期の総合計画  
の中で上位に位置づけしてございましたけれども、財  
政的に非常に厳しいということで、次期総計に先送  
りさせていただいている事業の一つでございます。

しかしながら、何としてもこれにつきましては多  
大な財政投資を必要とするわけでありまして、これ  
でも、この問題を避けて通ることはできないのでは  
なからうかと、将来の市街地構成、まちづくりのた  
めにも、駅周辺整備及び商店街活性化対策というの  
は、これは当然にして進めなければならない課題で  
あるというふうに私は認識いたしております。あ  
りまして、少なくとも第5次総合計画の早期のうち  
に対応でき得るような財政措置ができ得るかどう  
か十分検討しながら、今、関係者の皆さん方に煮  
詰めさせていただいておりますので、御理解をいた  
さいただきたいと思っております。

また、最後に、先ほど助役からお答えさせてい  
ただきました除排雪の問題であります。あくまでも  
除排雪につきましては、道路認定されているところ  
についての対応でありまして、私道につきましては、  
各箇所あるわけでありまして、今、除排雪の対  
応はしていないと。

町道認定につきましては、基準を定めさせてい  
ただいておりますので、基準に合致する部分であ  
れば、早期に議員の皆さん方の現地調査等々もして  
いただきながら、御案内のとおり、町道認定につ  
きましては、皆さん方の現地調査をさせていただ  
いて、例年3月の定例議会で対処させていただ  
いております。そういうようなことで対処して

いくことが先決でなからうかというふうに思いま  
すので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

4番 梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） まず、財政問題なのです  
けれども、私、占冠の総務課長に電話を入れて、地  
方債と債務負担は幾らありますかということでお尋  
ねしましたら、35億円ということなのです。私、4  
0億円あるかなと思っていたのですけれども、ほか  
のところも、南プが85億円、それから、富良野  
市が230億円、隣が110億円です。ここは240  
億円。だけれども、240億円なんかないと。こう  
なると、話の構成ができなくなってしまうのです。

だから私は、先ほど同僚議員も言っていました  
けれども、広域でやって、広域行政をやるのです  
から、財政状況を全部わかるようにしたらいいの  
です。議員は一生懸命こうやって聞いたら、実は違  
いますよ、こうですよ。

しかし、ここに町で出している平成17年度の各  
会計主要施策の成果報告書、上富良野町を見ると、  
これにきちっと46億730万円と出ております。  
こっちの方ではきちっと190億円というふうに出  
ている。

それが、町長の説明を聞いてみると、19億円に  
なったり105億円になったりということで、これ  
でいいのなら私もいいのです、別に。悪いとかと  
言っているのではない。これでいいのであればいい  
のですけれども、わかるようにということ。

要するに、5市町村全部が広域連合に入ったの  
ですから、5市町村全部がわかるように、そこでせ  
かく人を出してやっているのですから、その人たち  
にやっていただいて、こういう状況ですと、実質は  
こうですよと説明をすれば、町長の説明わかります  
よ、であるから、そういうふうにしたらいいのでは  
ないですかということをお尋ねしております。

でなかったら、質問したら話は右に行くと、右の  
話をしたら左に行くと、話にならないのですよ  
ね、こういうことでは。

そこで、合併と広域とは、合併では、赤字認定  
団体になったら合併できないのです。広域行政、赤  
字認定になった市町村が出てきた場合、この広域行  
政は続けるのですか、それとも崩れるのですか、こ  
こをお尋ねしておきます。

赤字認定に、見ていくと、あのままの数字を受け  
とめれば、85億円の3,000だから、南富良野  
と占冠が、1人当たりにして二百何十万円です。上  
富良野が大体200万円ぐらい。隣も200万円ぐ  
らいです。それから、富良野が一番ないですよ、  
200万円切っております。200万円いくと危な

いですよということが、そういうことにならないのですから、ならないような説明を住民の皆さんに、プロジェクトチームの発表をしたようにして、きちっと財政状況をお見せいただきたいというように思います。

それで、町長の言うとおりであればいいのですが、今の件について、それでなければ、合併して700億円でも、約5万人でいくと、上富良野は1人200万円の借金が合併すると140万円になるのです、60万円減になるのです、ぼんと。住民は喜ぶのです。そういうのも絡みますので、このところをわかるように、集まったところでもっての、広域連合のところから出していただきたいというように思います。

ただ、これは予測になりますけれども、広域連合について、来年度の統一地方選挙が終わりますと変わっていきます。道州制というのも控えておりますから、この話はどうなるのと、そんなに頑張っておられますかと言いたくなります。これはまた別にしましょう。

それから、町長は自立でということをやっていますよね。日本全国見ていくと、合併でと言っているのです。格差社会できているのではないと思うのです。自立でというところは小さいのです、小さく小さくやっていく。とにかく、駅前開発できない、できないできないと、何でもできないできないになってしまうのです、こうしていくと。

合併すると、地域振興補助といって、また、合併特例債と同じようなのがあります。だから本当に必要ならそれも使えるのです。そういうところもあるのですが。

今のでいくと、格差社会を、自立でもってみずからつくっていると。私、前の浅野知事に質問したけれども、何かわからないようだったですけれども。ほかの議員に聞いたら、いや、わかる。格差社会できるのだと言っておりましたから。よそのあれですけれども。

そういうことですから、財政問題と広域ということについてわかりやすく、上富良野町のことだけ言ってもわかりません。比較がないとわかりませんから。できたのですから、5市町村の広域行政が、そこから出させてください、5市町村の状況を全部出させていただきたいと思います。

次は、労働費の問題ですが、これは名称を変えたらどうでしょうか。労働者団体に対すると、これを住民が見たら、何が労働者だと怒るのです、前に私言いましたけれども。学校の教員だとか役場の職員が労働者だと怒りますから。労働者団体というようになくて、富良野でやっている相談だとか教

育だとかと、これは別です。教育に携わっている教職員の皆さん、それから、町をしっかりと、行政に携わっている職員の皆さんが、労働者などという言葉を使わないでいただきたいと。その辺のところちょっとお考え、今のお話聞いていたら、出しても問題ないのではないかと思うのですよ、相談ということで、これは大事にしてやっていただきたいと思うのですけれども。その辺のところを、お考えをいただきたいなというふうに思います。

それから、除雪の件です。

除雪の件は緊急の問題です。まことに、防災・防犯、安心・安全ということでやっていて、除雪もやってくれないと、そういう状況が生まれるわけです。言葉と言動が不一致になってしまうのです、言行が。その辺のところをいま一度、おっしゃったとおりに前倒しでもって、議会が行けばそこにいる人たちは喜びます。そういうようなところでもって、前倒しでお進めをいただきたいなと思います。

どうもありがとうございました。終わります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、財政状況の問題であります。私も今は、市町村合併をするということで協議をしているのではございませんので、町民の皆さん方は、他の町村の財政状況が気になるということでもあります。当然にして、町村合併を前提とした合併協議会をやるのであれば、当然にしてそういった部分に対応できますが、広域連合の場合は、一つの事業に対してそれぞれの町村が負担をしていくという形をとっております。

御案内のとおり、上川南部消防事務組合においては、この事業において上富良野町の負担と中富良野町の負担とで、こうやって進めましょうということになっておりますし、串内牧場については、上富良野は何ぼ、中富良野は何ぼ、富良野は何ぼ、南富良野は何ぼ、占冠村は何ぼということによって負担額を決めてやっておりますので、負担額を出していただくということが前提でありまして、出す単位自治体の財政状況がどうのということではありませんので、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思います。

ただし、いろいろな面でこれからの課題として、圏域の中の財政状況がどうなのかということは、私も認識しながら、これからの広域行政の推進を進めていかなければならないというふうに思いますので、そういった部分につきましては、今それぞれの自治体が公表している数値というものを見きわめながら対応していかなければならないというふうに思っているところでありますので、御理解をいただ

きたいと思います。

また加えまして、広域連合を進めている最中に、どこかの自治体が赤字団体になったらどうなのだというのでありますが、私どもはそういうことは全く想定はいたしておりません。

ただ、広域連合ということにつきましても、我々の考えておるのは、さきにもお答えさせていただいたり、説明させていただいておりますように、永劫末代に広域連合を進めていくという形になるかという、そこらあたりはこれからの過程で、いつまで広域連合を進めるのかということにつきましては、またそれぞれの中で協議がなされていくものというふうに認識いたしております。

次に、補助金の問題であります。労働費として出させていただいておりますが、言うならば、これも法に従った財政運営をさせていただく中で、労働費という款項の中で対処させていただいているということで、御理解をいただきたい。議員の御質問にありましたようなことも十分踏まえながら、今後の課題として対応していかなければというふうに思います。

除雪の問題は、さきにお答えさせていただきましたように、そういったところが多々ございます。郡部の方においても1軒だけ、こういう形でお年寄りが住むようになったわ、というようなことで、この除排雪を何とかしてくれという要望もございました。しかし、それらにつきましても、そういったところがあちこちにありますので、周辺地域の皆さん方の協力をいただきながら対処をさせていただいているというようなことで、それぞれのケース・バイ・ケースの中で対処していかなければならないと思っておりますけれども、基本的には、さきにお答えさせていただきましたように、認定された道路であるということを中心とした中で、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、4番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

次に、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、さきに通告をいたしました3項目、9点について一般行政の質問を行いたいと思います。

まず、第1項目は、公民館里仁分館の建てかえについてでございます。

里仁地区は明治39年に入植が始まり、平成18年11月5日に、「開基100年の礎・里仁の郷」の記念碑の除幕式とともに、里仁開基100年記念式典及び祝賀会が、地域住民の皆様と関係者の出席のもとに盛会に開催されました。

平成17年9月13日付で、公民館里仁分館建て

かえ要望書が、里仁住民会長、公民館里仁分館長、豊里農事組合長、里仁地区開基100年記念事業実行委員会長の連名にて、上富良野町に提出されました。

上富良野教育施設、関連施設の一覧では、里仁分館は昭和49年10月14日建設と記載されているので、築後32年が経過し、老朽化が進んでおりますが、地域活動の拠点として日夜使用されております。

公民館江花分館は昭和46年11月建設で、32年を経過して、江花地区開基100年記念事業にあわせて、平成15年度に江花コミュニティー会館として、3,223万5,000円を投入して建設されました。

里仁地区は、すばらしい景観に魅せられた観光関連施設の進出と、他地域からの移住もあって大きく変貌を遂げつつあります。そのため、地域住民のコミュニケーションを図る拠点の公民館里仁分館の建てかえが急務と判断しています。

町の財政状況が厳しい点は十分承知をしておりますが、建設年度計画を明確にし、地域住民の強い要望にこたえていくべきと考えるので、町長の決断を求めます。

2項目めは、空き教員住宅の活用についてでございます。

常態として空き教員住宅を町営住宅入居希望者待機者に、町民住宅的な活用を図り、あわせて使用料による財政収入を図るべきと再三にわたり申し上げてきました。

平成18年9月21日開催の第9回教育委員会において、上富良野町教職員住宅配置計画が提出され、旭町団地2棟4戸、江幌1棟2戸の合計3棟6戸を普通財産にし、現在の67戸を61戸にすることに決定されたと教育委員会会議録に記載があったので、次の点についてお伺いいたします。

まず1点目は、普通財産にした年月日はいつか。2点目は、普通財産にしての活用内容はどのようにされるのか、3、活用に伴う条例制定とはどのように考えておられるのか、4、町民住宅的な活用をするならば、その入居予定年月はいつごろか、この点について明らかにしていただきたいと思っております。

次に、3項目め、一般廃棄物処分業許可の「すきとり物」の処分状況についてお尋ねいたします。

上富良野町の一般廃棄物処分業許可証（許可16-1号）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第4項に基づき、上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則によって、許可書（許可年月日、平成16年11月13日、許可の有効期限平成18年11月12日）を交付しております。

す。その許可書の許可の条件の次の点についてお問い合わせいたします。

平成16年11月13日から平成18年11月12日までの期間の関係について。

(1) 1日の処理量と2年間の月別の持ち込み量について、(2) 水質検査の実施状況について、(3) 施設検査の立ち入り状況について、(4) 処理状況の報告書提出について。

以上、3項目9点について質問をいたします。

議長(中川一男君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 11番中村議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの里仁分館についてであります。里仁分館は昭和49年度に、当時、里仁寿の家として建築されました。以来、今日に至るまで32年の間、地区のコミュニティー活動の拠点施設といたしまして、多くの地域住民の方々の利用をいただいているところであります。

今は、築後の年数経過とともに老朽化が進んでいる状況にありますが、建物の維持管理上必要な補修を実施し、住民の使用に支障のないように努めてきているところであります。

昨年9月13日には、公民館里仁分館建てかえ要望書が、住民会長さんなどの方々より提出されており、また、先月5日にとり行われました里仁地区の開基100周年記念祝賀会の折にも、地域の皆様方から熱い思いを受けとめているところであります。

しかしながら、御質問の建設年度を明確にして、地域住民の強い要望にこたえるべきであるという点については理解をいたしているものの、町の今後の財政見通しや現在の補助制度の活用見通しが立たない現段階においては、建てかえを明確に位置づけることは困難でありますので、当面は現在の建物を適切に管理することに努めてまいりたいことを御理解願いたいと存じます。

次に、2項目の懸案でありました旧教員住宅に関する4点の御質問であります。まず1点目の、町が管理する普通財産となった年月日につきましては、本年の12月1日であります。

次に、2点目の普通財産といたしまして、活用内容につきましては、現時点で確定できませんが、賃貸住宅としての活用を基本に考えておるところであります。

3点目の条例制定等につきましては、上富良野町営住宅管理条例に基づく町営住宅としてではなく、普通財産として管理するその他の施設としての利用を想定していることから、条例に基づく行政財産とすることは考えていないところであります。

最後の4点目の、入居予定年月日につきましては

は、以上申し上げましたように、利活用方針を定めるに至っておりませんから、現段階では未定であります。新年度の早い時期での利用になるように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3項目めの一般廃棄物処理事業の許可状況等に関する4点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、処理量等につきましては、担当課長の方から答弁させていただきます。

2点目の水質検査につきましては、現状の状況から、水質検査が必要でないとの判断のもとに実施させておりません。

3点目の施設の立入検査については、平成16年11月の許可時に現地確認し、以降、毎年春と秋に実施をいたしております。

4点目の処理状況の報告書についてであります。これまでの間に提出を受けていた月別持ち込み量以外のものについては、許可期間を満了することから、一括して提出するよう指示しているところであります。

なお、本件につきましては、平成18年11月12日に許可期限を迎えることから、11月8日に担当職員に現地確認させたところ、未処理のものが160トン残っておりまして、事後処理について上川支庁に助言を求めた結果、許可期限は切れるが年内に処理を完了させることと、そのための処理計画書を提出させることについて助言を受けたところであります。

町といたしましては、直ちに事業者処理計画書の提出を求めるとともに、それに基づく処理の状況を見守っているところでございます。

議長(中川一男君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(尾崎茂雄君) 一般廃棄物処分量に係る処理量等についてお答えを申し上げます。

1日の処理量は、1時間当たり38立方メートルで、8時間稼働と推定し、304立方メートルであります。

また、2年間の月別持ち込み量につきましては、平成16年度では、11月に6.71トン、平成17年度では、5月に20.2トン、6月に53トン、7月に887.57トン、8月に111.64トン、9月に197.87トン、10月に312.91トン、11月に585.09トン、12月に83.03トン、平成18年度では、2月に12.03トン、3月に77.16トン、6月に433.22トン、7月に24.56トン、8月に146.45トン、9月に518.32トン、10月に68.47トンとなっております。

議長(中川一男君) 再質問でございますか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) 再質問を行いたいと思います。

まず、公民館の里仁分館の建てかえについてでございます。

町長は今、里仁地区の開基100周年記念祝賀会の折に、地域の皆さん方の熱い思いを受けとめているということで答弁をいただきました。

また、伊藤正美、里仁開基100周年記念実行委員会の会長であり、住民会長さんが、我々実行委員会では四つのテーマを設けたと。一つは、記念誌の発行、二つ目は、記念碑の建立、三つ目は、記念式典及び祝賀会の開催、そして四つ目に、公民館里仁分館の建てかえであるということで、この4番目のことについて強く訴えられたのが、町長が地域の皆さんの熱い思いを受けとめているという答弁だったのだらうと思います。

それで、17年9月13日に、上富良野町長尾岸孝雄としての要望書に対する回答書は、建てかえについては、その老朽の度合いから必要であるということで認識をしているという問題。

それから、現在、地域の会館に対する有利な補助事業などを探しながら、財源確保と建てかえの時期などについて前向きに検討を進めていきたいということでございます。

したがって、私は、財政事情が非常に苦しいということだけでも、前向きにということ、今後、総合計画の中で、それらを組み入れていくのかどうかも含めて、できれば年度計画の明示をしていただきたいという考え方を持っております。

それから2点目は、当面、現在の建物を適切に管理ということでございます。それでは、適切に管理とは、具体的にどういうことかということで、例えば、今、当面建てかえはできないけれども、住民の方からここここは直してほしいというようなことも含めて、検討の課題として受けとめていただけるかどうかということで、お尋ねしたいと思います。

それから第3点は、同じ敷地の、入って右側に建物がありますね。あれは里仁寿の家でしょうか。それで、私も石碑の建立の経過を見るために何回かあそこへ行ったら、あそこの窓から見ると床も、畳は当然上げられて、床板も一部上げられて、本当に古色蒼然として、非常に大変な状況になっておりますので、あの処置についてどうされるのか、その点お伺いをいたしたいと思います。

それから次に、2点目の空き教員住宅の活用でございます。

これについては、平成17年の3月定例で、私、それから同僚議員が一般質問を行いまして、1年9カ月経て、やっと空き教員住宅3棟6戸が普通財産

となっております。

しかし、この経過については、町長部局では、とりあえず教育委員会から何も上がってこないからというようなことで、9月21日の教育委員会でやっと3棟6戸が普通財産ということになったということですが、ずっと私見ていきますと、最低8戸から10戸ぐらいは管理戸数から減らしてもいいのではないかというような気がしております。

したがって、普通財産にした教員住宅の経過、それからもう一つは、3棟6戸の建設年度及び住宅番号、これについて明らかにしていただきたいと思えます。

それから次に、2点目、3点目とあわせて行いたいと思えますけれども、賃貸住宅としての活用を基本的には考えていると。それともう一つは、条例制定については考えていないと。言うならば、普通財産のその他の施設ということで想定しているという答弁であります。

その取り扱い手続の関係なのですが、上富良野町財務規則の第160条、普通財産の貸し付けについてということで処理するのか。それからまた、その場合、貸付料の算定、条件等についてはどのように位置づけるのかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから、4点目の18年12月1日に普通財産となった直後でございますけれども、入居予定日が新年度の早い時期ということの答弁でございます。そうすると、現在の旧教職員住宅の補修関係については、恐らくまだ現場確認等の調査はされていないかもしれませんが、もし現場確認等を含めて、最低の補修ということで、具体的にどのように考えておられるのかお尋ねをいたしたいと思います。

次に、3項目めの一般廃棄物処分業許可の「すきとり物」の処分状況についてでございます。

まず一つは、1日の処理量、許可条件の中では、1時間当たり38立米、8時間稼働で推定して304立米の答弁でございます。

したがって、ここで言う1立米何トンで積算を、換算をしているかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから2点目は、11月8日に立入検査をして、160トン未処理で、上川支庁の指導で処理計画を立てたということで、これらの業者の指示はいつなのか。それから、業者から処理計画書の提出はいつなのか。それから、160トンの処理が終了したのか、もし終了したならば、その終了年月日。

それからもう一つは、あの条例では、有効期限が過ぎて10日以内に廃止届を出しなさいということ

になっております。それで、先般ちょっと課長に聞きましたら、一応、今後廃止をしてやらないということなので、言うなれば11月12日以降の10日目なのか。

それからもう一つは、160トンの処理が終わった後出すのかという点で、どうなっているかということでお聞きをいたしたいと思います。

それから、水質検査の関係については、許可条件の中に、必要に応じてということになっておりますので、必要がなかったということで私は判断していますけれども、一つは、水質検査の必要ということで、その施設の構造から、明らかに図面、それから、当該施設の付近の見取り図ということが、許可するときに出されます。そうすると、これが必要でないということであれば、そういうことも書く必要はないのかなという気がしますけれども、万が一ということで書かれたのかどうか、その点の中身についてお伺いをいたします。

それから、(3)の施設検査の立ち入り状況なのですが、ちょっと私の意図するのと、何かボッキリで答弁したような感じでございます。

したがって、再質問をいたします。

平成16年11月の許可時に現地確認を行いました。しかし、その以後、毎年春と秋に実施しているとの答弁でございますけれども、平成17年度、18年度の実施年月日、それから、施設検査の状況と内容、というのは、160トン残っている関係等を含めて、どのようなあれをやっていたかということになってくるのですね。現実には、受入態勢等を、持ち込み量からすると、1日5トンの処理能力を大幅に上回っているのです。ですから、その点お伺いをいたします。

それから次に、(4)の処理状況の提出です。これは、担当者の認識不足かどうかわかりませんが、廃棄物処理及び清掃に関する法律の第7条、一般廃棄物収集・運搬業者及び一般廃棄物処分業者は帳簿を備え、一般の廃棄物の処理について、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならないと。

厚生労働省の施行規則の中で、収集または運搬ということで、一般廃棄物運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項ということで、第2条の5にはっきりうたわれているのです。例えば収集・運搬の関係は、1、収集または運搬年月日。2、収集区域または受入先。3は、運搬方法及び運搬ごとの運搬量。

それから、処分については、受け入れまたは処分年月日。受け入れた場合には、受入先ごとの受入量。処分とした場合は、処分方法ごとの処分量。4番目は、処分後の廃棄物の持ち出しごとの持ち出し

量。

それで、第2条の5の2の中に、前記の帳簿は事業所ごとに備え、毎月月末までに、前月末における前項の規定する事項について記載を終了しなければならないと。帳簿は1年ごとに閉鎖する。それから、2は、帳簿は閉鎖後5年間は各事業ごとに保存をするということになっているのですけれども、現実の問題として、許可条件の中に、処理状況の報告ということがあります。これは、上富良野町長尾岸孝雄が処分業の許可証を与えた中での許可条件です。

処理状況の報告ということで、毎月10日までに前月分の施設状況、搬入、処理、残渣、排出等を町へ報告するというになっているのです。これは、言うなれば厚生労働省の施行令に沿った形でつくられているのです。

現実には私が確認したところでは、搬入のものしかないのです。ですから、これだけ入ってこれだけ処理して、残渣がこれだけ、それから、製品として持ち出したり何やら、そういう形でトータル的に今の残りは何ぼかということが出てくるのです。ですから、11月8日に行って160トンも残っているということは、一般的には、間もなく閉鎖するから見に行った、そうしたらまだ160トン残っているということになってきているのですね。

そうすると、立入検査が春と秋にしていたということと、もう一つは、処理状況の報告の提出が全然ないと、搬入だけしかないのですね。私は担当者の書類を見ましたけれども、ですから、今慌てて、これまでの間に提出を受けた月別持ち込み量以外のものについては、許可期間を満了することから一括して提出するよう指示しているということです。ですから、やらなければならないということはわかったのです、やっど。しかし、今まで4年間、14年に許可を与え、16年に更新し、そして、今回で終わるということですね。

ですから、上川支庁でそういう指示をしたということですが、実は私も12月13日、上川支庁へ行ってきました。地域振興部の環境生活課地域環境係の主査と主任に会ってきました。そうしたら、処理報告は全くでたらめですねと、不適切。それから、160トンは業者の怠慢であると。それからもう一つは、町のチェック機能が全然働いていないということを私は言われました。

それから、トラックスケールがあそこにあるのですね、私は、担当者から、はかれないと、持ち込みはあれしたけれども、その後持ち出したり何なりははかれないということを上川支庁に言いました、そうやって言われましたと。そうしたら、あそこで

は、同じ中間処理場の敷地内ということで図面を出しました。「中村さん、ちゃんとトラックスケールありますよ」と、「そんなことではどうにもなりませんね」ということを私は強く言われました。

だから、11月12日に終わって、その後、廃止届等が出るだろうと思いますけれども、現実の問題として、12日で終わったよと、しかし、処理する期間が、160トンもあって何日かかるわかりませんけれども、そういう状態であれば、再度更新をする、そして、終わればすぐ廃止届を出すということをやらないと、業者は、もう終わったのだからというようなことが非常に心配される。

そして、更新料は2年間で3,000円なので、うちの手数料条例を見ますと。そうすると、運搬業はもう終わりですから、処分業だけであれば、3,000円出して、適切にやって終わったら、それで確認をして、それで終わりということになるのではないかという私は感じを受けてきました。

ただ、上川支庁は、これは上富良野町が許可したことだから、私たちは強くは言えないけれども、現実の問題としては、この処理数の報告等も全く不適切。それから、上富良野町が立入検査するという許可条件にあるのなら、例えば平成17年度についても具体的にいろいろ出てくるのではないかと。それは、後で再々質問で申し上げますけれども、とりあえず立ち入り状況ということも含めていけば、ちょっとひどいですねということでございます。

ということで、再質問を終わらせていただきます。

議長（中川一男君） 暫時休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時32分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩に引き続き、一般質問を続行いたします。

11番中村有秀君の再質問に対し、再答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、里仁分館関係であります。議員も御発言のとおり、いろいろな対応の中で、財政的には非常に厳しい状況にありますし、加えて、補助採択を受ける項目が非常に狭く、その対応がないということで、要望書にお答えさせていただきましたように、基本的に、補助採択を受けるもののメニューを確定して対処していくということで考えておまして、町単費で対処することは100%不可能であるとい

うふうに考えておりますので、これらの対応を図るべく、それぞれに取り進めさせていただいているところでありまして、江花会館のように宝くじ等々の対応ができるのかどうか、そういうようなことで、ひとつ今、鋭意取り組んでいるということで、御理解をいただきたいと。

過日もこのことにつきましては、地域住民の皆さん方にお話を申し上げて、地域住民の皆さん方も、財政的に厳しいのだという認識の中で、できるだけ早く頼むぞという要望は受けておりますので、そういった形で取り組まさせていただきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、右側にあります、私も承知しておりますが、崩れかかった建物につきましては、今確認させたら教育財産であるということのようでありますので、教育委員会の方からお答えさせていただきたいと思っております。

さて次に、教員住宅の問題につきましては、議員御質問にもありましたように、過般、教育委員会の方で決定していただきまして、普通財産化させていただきました。

しかしながら、私といたしましては、議員と同じように、議員の皆さん方が行政現地視察をしていただいて、議員の皆さん方の御意見も承ったところではありますが、あの一角につきまして、町の方に一般財産として譲り受けたいなということでお話しておるところでありまして、今はまだあそこに2戸の教員が入っているということで、その2戸を強制移動させるわけにもいかないというようなことでありますので、今後、教育委員会からの対応を見きわめながら対処していきたいと思っておりますが、いろいろな調査の結果、当初見ていたときのように、そのまま賃貸に赴くことができず、やはり相当の改修をしないと人が住むような状況にはないというようなことでありますので、これは、今既に内部協議をさせておりますので、そういった内部協議の、今中途でありますけれども、中途経過につきましては、担当課長の方から報告させたいと思っております。

財産的な対応等々いろいろな部分につきましては、今、議員も御承知のとおり、清富小学校の教員住宅を普通財産化して、地域の住民の皆さん方に開放しているということもありますので、江幌の教員住宅1棟2戸につきましては、地域住民会におろして、地域住民会の皆さん方の意向を聞きながら対処していきたいなということで、担当部局の方に指示をいたしているところでもありますので、いましばらく御猶予をいただきたいと思っております。

また、一般廃棄物の件につきましては、るる、い

ろいろな御質問がございました。

私の方でお答えできるのは、水質検査につきましては、さきにお答えさせていただきましたように、現状の状況からして、水質検査を実施しなければならない状況下になかったということで、実施をしていなかったということで、ひとつ御理解をいただきたいと思うところでありますが、全般的に、議員の御質問にありますように、このことを報告を受けた段階で、私としても町の適正な管理がなされていなかったという認識のもとに、担当課長及び担当職員に対しまして嚴重な注意をし、早急に善処を図るように指導いたしましたところでございます。いろいろな問題点ははらんでいるなどというふうに認識しておりますが、上川支庁の指導を受けながら、是正策を対処して対応したという報告を受けておりますが、基本的に、営業許可の日数が経過した中での残務処理を認めたということは、基本的に問題であるという私自身の認識も持っておりますので、そういったいろいろな面におきまして、管理監督、指導の部分で適正を欠いていた部分があったということにつきましては、私自身も報告を受けまして認識し、担当職員に嚴重注意をいたしているということでありますが、それぞれの御質問ありました問題につきましては、担当課長の方から説明をいたさせます。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村議員の2点目の、空き教員住宅の活用についての再質問に対してお答えをさせていただきますが、12月1日付で教員住宅の廃止手続をとられまして、町の普通財産のその他施設ということで引き継ぎを受けましたが、その引き継ぎを受けました住宅の建設年度と住宅番号について、まず1点目の御質問でありますけれども、旭町の住宅につきましては、7号、8号の1棟2戸については49年度の建設年度でございます。それから、同じく旭町の9号、10号の1棟2戸につきましては50年度の建設年度でございます。江幌につきましては、住宅番号は2号、3号ということで、1棟2戸、昭和46年度に建設された住宅でございます。

その住宅の活用内容ということの御質問でしたが、普通財産のその他住宅という財産の位置づけをしてございますことから、先ほど議員の御質問の中にありましたように、財務規則に基づきまして、賃貸契約に基づいた家賃の使用料をいただくという考え方をさせていただきます。

それと、引き継ぎを受けた住宅の状態ということの関連の御質問でございますが、関係課とも住宅の活用内容の内部協議も含めまして、まず、住宅の状況はどのような状況になっているかということで、

その辺も確認をしなければならないということですが、やはり建設年度も古く、そして、数年間空き家状態になってございましたことから、建物内の部屋の中の内壁とか、あるいは浴槽等が特に傷んでおる状況にございますので、これらについてのリニューアルは最低限、生活する上では必要ではないかというような認識をしてございますが、まだ詳しくは、これらについて積算、検討中でありますこと、現時点で、最終的にまだ決まっておりますが、それらのことが必要ではないかという判断に立っているところであります。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 中村議員の、里仁分館に附属します建物の状況についてお答えを申し上げます。

教育財産として、所管課として、分館とあわせて管理しているところでありますけれども、現状ではなかなか今は、もともとは、当時、教員住宅として使われてまして、それから用途廃止した中で、分館とあわせて地域住民の方々に利用されてきたという経過があるかと思えます。

その後におきまして、使われている状況というのは、なかなか我々として把握も現在しておりませんが、今後におきまして、地元の住民の方々の意向も踏まえた中で、使わない方向であれば、この財産管理のあり方についても、やはり普通財産に移行するとかということの検討をしてみたいというふうに考えてございます。

続きまして、教員住宅の状況でございます。

教員住宅を管理している立場といたしまして、現在の61戸を維持管理していくという見解でありますけれども、当初、現状53戸とするという一つの発想があったわけですが、その当時から今までに至る経過といたしまして、状況が少し変わってきているということが実はあります。

その背景といたしましては、上小あるいは西小におけます特殊学級の増設等によりまして教員が増となった。それから、現状では、教員の方々の病気休暇であるとか育児休業等の代替教員の数がふえてきているという状況にあります。それから、少人数学級の拡大によりまして教員数がやはりふえてきているということで、当初の予測よりも現状として教職員の数がふえてきているという現状があります。その教職員の6割程度、教育委員会として、教員住宅の確保をしようという観点から、現状の姿になってきております。

将来的には、また、教職員等の異動によりまして、適切な戸数の管理を考えてまいりたいと思えます。

以上であります。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

順序が間違っていましたら御容赦をいただきたいと存じます。

まず、1時間当たり38立方メートルで8時間ということで、あくまでも推定ということで、多少異なるかと思えます。これにつきましては、1トンが4立方メートルで計算をしているところでございます。

次に、11月8日、立ち入りの件でございますけれども、11月8日に、許可期限が12日で切れることから現場確認した結果、処理しなければならない量が残っておりまして、放置されることも予想されまして、上川支庁に助言を求めたところでございます。

この上川支庁に助言を求めた日にちでありますけれども、11月8日、期限が切れることによりまして、年内に処理することを条件といたしまして、計画書を出させるように助言を受けたところでございます。

また、事業者に対し処理計画を求めた日でありまして、11月9日午前中に、事業者役場にきていただきまして、未処理のすきとり物の処理計画書を求めたところでございまして、夕方、事業者が来庁しまして、12月27日を期限といたしまして、処理計画書の提出があったところでございます。

次に、1日5トンまでの処理の関係でございますけれども、この施設につきまして、設置許可を要しない施設ということから、5トンの制限はないということの認識をしているところでございます。

次に、処理状況の報告であります。

この処分業者につきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、先ほど中村議員言いましたように、法の5条の2の中で、4点の提出、帳簿を備えることということになってございまして、さらに、町が許可条件といたしまして、毎月10日までに施設状況、搬入、処理、残渣搬出量となっております。搬出量につきましては翌月の10日までに報告を受けておりましたけれども、処理、残渣搬出量につきましては未報告でありました。このようなことから、一括報告していただくように指示し、処理終了の12月27日までに報告を受けるようになっておるところでございます。

私どもの処理に大変適切さを欠いて大変申しわけございません。今後このようなことのないように対応を図ってまいりたいと存じます。大変申しわけあ

りませんでした。

搬出届につきましては、これら一連の処理報告とあわせて、12月27日までに報告を受けるように指示をしているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 再々質問。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 再々質問を行いたいと思います。

里仁の公民館分館の関係でございます。

町長の立場での、今の現状から言えば、ある面で、単費では不可能ということは我々も十分認識をしているところでございます。したがって、前向きで検討するということと、今後、補助事業のいいのを見つけてというようなことで、鋭意取り組んでいくということでございますので、できれば早い時期に何とかやってあげていただきたいと。

ちなみに、平成18年12月18日の里仁の戸数は45戸、154人なのです。それから、江花も同じ45戸で163人というような状況になっております。

そんなことで、例えば公民館の富原分館は昭和44年9月に建てられましたけれども、平成5年8月に建てかえをされている。江花分館の関係については、先ほど申し上げたように46年11月に建てて、平成15年11月に建てかえということで、特に、里仁の皆さんは町から離れているということも含めて、市街地でいろいろな会議を開催するということが不可能な条件でございますので、何とかそれらの実現に向けて努力をお願いしたいと思えます。

それからあと、同じ敷地にある里仁の寿の家というか、言うなれば教育財産で、昔の教員住宅ということだったのです。本当に中は、もう本当にひどい状況になっております。

したがって、139.32平米というのが一覧表に載っている数字かなという気がするのですけれども、いずれにしても、地域住民と話をして、早急にその対処についてお願いをいたしたいと思えます。

それからあと、教員住宅の関係です。

今、課長の方から、また状況を見ながら検討するということでございますので、いずれにしても、今後の入居状況を見ながら、管理戸数の減もあり得るという認識でいていいかどうかということで伺います。

それからあと、貸付料の算定等、財務規則の中のあれでは、貸付料の算定、それから条件等というようなことが調書の中で出ているものですから、できればそういうものは、清富の例からいって、どうい

う形になっているかということ。

それからもう一つ、今、旭町の教員住宅、49年が2戸ということで、家賃が6,200円なのです。それから、9号、10号が50年、家賃が6,600円と。それから、江幌の方は、46年が3,060円と、もう一つは4,590円という、若干広いのだらうと思いますけれども、もしくはふるがあれなのかな、それはちょっとわかりませんが、いずれにしても、清富の家賃のベースと、今回これからやろうとしている、とりあえず、基本的な貸付料のベースというのはどのように考えているのかという点でお尋ねをいたしたいと思います。

それから次に、一般廃棄物の処理の関係なのです。

1日5トンという処理量、5トンを超えれば、法律の第8条によって、知事の許可が今度は要なのです。一般廃棄物処理施設の中で、施行令の第5条で、1日5トンを超えればということなのですが、恐らく課長の認識が違うのではないかと思うのです。

私は、先ほど課長が処理量を言いました、持ち込み量。そうすると、平成16年は6.71トンだから大した問題ないのです。17年度、課長の報告をトータルすると2,430.52トンなのです。それから、18年は1,222.7トンなのです。そうすると、処理月日、土曜日も日曜日も全部稼いだとしますと、335日なのです。そうすると7.3トンなのです。5トンを大幅に上回っているのです。それから、18年度についても、そういうことで計算をしますと、言うなれば6.68トンなのです。

ですから僕は、この処理量からいくと、例えば3年間で、16年、17年、18年を見ますと、3,659.93トンなのです。これだけのすきとりがあるのに業者がなぜやめるかということ。それは業者の意向だからいたし方ないけれども、営業サイドで言えば、これだけの処理量があるのだから、当然僕は、富良野圏域ですきとり物がどんどん出てくる、これと前後した、似たような数字かなという気がするのです。

上川支庁は言っていました、「ちょっとやばいですね」と、だから撤退をするのかということだけでも、「あくまで上富良野町は許可したから、私たちはアドバイスを求められればアドバイスはするけれども、現実の問題としては、そういう背景があるかもしませんね」と、主査と主任の人の名刺ももらいましたけれども。

ですから、今、町長が注意をしたということなので、了としますけれども、現実の問題として、私もダイオキシンの関係から、こういう廃棄物関係の本

を見て一生懸命勉強しました。そうしたら、そういう事情が明らかになってきたのです。

ですから、先ほど申し上げた、言うなれば17年、18年度の持ち込みは別にしまして、持ち込み量は全部わかっているのですから、あとは処理の関係だとか、それから残渣の関係、それから持ち出しの関係、これを改めて全部出したって現実に意味がないのです。それは、先ほど僕は余り強く言わなかったけれども、立入検査をきちっとやっていれば、このことについては早くわかったのですよ。ですから僕はそのことを、例えば17年9月、197.87トン、10月312.91トン、11月は585.9トン、12月は83.03トン、これだけの処理なんて1日でできっこないのですよ、5トンずつやっていっても。ですから、先ほど申し上げたように、私は、これをずっとすると、土曜日、日曜日も含めて335日しかないのに、これを5トンということで処理をすると486日かかるのです。

ですから、環境等も含めて、この許可をした以上は町としての責任があるということを含めて、今、町長が注意処分をしたということでございますので、了としますけれども、廃止届は12月27日に出すのですか、それとも、もう一つは、この前あれしたら月曜日に160トンの処理が終わって、検査にいきますということだから、僕は、その後すぐにも廃止届が出たのかと、極端に言えば11月12日から10日以内に廃止届を出さなければならないということだったのだけれども、その点もう一度明らかにしていただきたいと思います。

議長(中川一男君) 町長、再々答弁。

町長(尾岸孝雄君) 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、里仁分館につきましては、議員もお話ありましたように、私自身も、先ほどお答えさせていただきましたように、非常に狭い状況でありますけれども、補助事業の採択を受けるべく努力をしまいたいというように思っております。

私も5日の日に地域の皆さん方と懇談させていただいたときにも、要望書のとおり早期着手できるように努力するというお話をさせていただいて、地域の皆さん方も期待をいたしておりますので、これにつきましては鋭意努力させていただきたいと思います。

また、教員住宅として、右側にあります建物につきましては、地域住民の方々が漬け物だとか何とかに使っていたという経緯もありますので、地域住民の皆さん方の意向を聞きながら、今後、教育委員会として対処するようにお話をさせていただきたいと思っております。

2点目の旧教員住宅の賃貸料等々の問題につきましては、議員も御質問にありましたように、清富教員住宅の賃貸等々も含めて、賃貸料金につきましては、教員住宅の賃貸料等々の勘案もしながら、また、現実にその施設の状況等を見きわめながら、十分対応し、配慮してまいりたいというふうに思っております。

また、教員住宅の総戸数、今61戸ということで、教育委員会の方では対応しておりますけれども、総体的な戸数につきましては、今後の状況を見きわめながら教育委員会として適正な戸数の対応に努めていただけるものというふうに思うところでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、一般廃棄物の処理状況につきましては、議員から御質問ありましたように、私といたしましても、認可した以上、その管理監督、指導につきましては、十分な対応を図らなければならないということが前提であります、不適切な対応がなされていたということが大きな原因でございます。

そういった受け入れの対応等々の不適切さが、言うならば期限切れして160トンのものが残ったということでもありますので、今は何としても残った160トンを適正に処理していただいて、そして、最終的な対応を図るということが最も重要であるというふうに思っておりますので、そういった面を含めながら適正な処理をさせて、最後の対応を取り進めるように担当部局に指示をいたしているところであります。

最後のことにつきましては、担当課長の方からお答えさせます。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えを申し上げます。

160トンの残処理につきましては、12月27日まで処理するというこの事業者からの報告に基づきまして、指示をしております、昨日も職員、現場に行きまして確認しております、20日前後に終わるのではないかということの報告を受けているところでございます。その報告を受けまして、町の方からも、提出書類などにつきましては、すぐ報告するような指示をしたところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について質問いたします。

一つ目には、農業行政についてお伺いいたします。

今、世界の食糧事情が大きく変わり始めています。将来は世界的に人口がふえ、食糧の確保が困難になるとされています。しかし、日本では外国からの食糧の輸入に依存し、今では食糧の自給率が39%台に下がるという現状にあります。

こういう状況の中で、日本や上富良野町の農業がますます危機に追いやられているというところではないでしょうか。

しかし、政府はこの現状を顧みず、食糧の自給率の向上が求められているにもかかわらず、今回、オーストラリアとの自由貿易協定の交渉入りに合意したとの報道に、多くの農家やそれに関連する業界にも衝撃を与えるという状況になりました。

仮に日本とオーストラリアとの自由貿易協定が成立するとすれば、日本農業にとっても深刻な影響が出るばかりか、北海道農業にとっては、さらに離農に追い打ちをかけるということは避けられません。

この間、北海道庁の試算では、麦や砂糖、乳製品、牛肉の生産額4,456億円が減少、さらに、流通業界などの関連産業を含めると1兆3,716億円もの減少が予想されるという試算を発表しました。

同時に、北海道全体で2万1,000戸余りの農家が離農に追い込まれるということも報道されました。関連産業では4万7,000人の失業者を生むということ。

また同時に、農水省の試算では、4品目だけでも生産の減少額は約7,900億円になるとしています。小麦、砂糖の国内生産がほぼ全滅、乳製品等牛肉が半壊となるということで衝撃を受けているところであります。また同時に、米においてもその影響は避けられません。

このレールを敷いたのは、2005年に、当時の首相であった小泉さん、そして、それを協議入りに導いた安倍内閣においては大きな問題があり、上富良野町の将来にとっても、また、日本農業にとっても大きな影響を及ぼすことを考えたときに、この現状を町長はどのように認識され、対処されようとしているのか、この見解についてお伺いいたします。

次に、広域連合について伺います。

今、富良野地方の5市町村による今後の広域行政のあり方が協議されている最中でありまして、いずれにいたしましても、今後の協議内容等の計画については住民に開示するということが求められます。

そこで、お伺いしたいのは、今後の広域連合協議会の流れについて、最終年度はいつまで設定されているのかお伺いいたします。

また同時にお伺いしたいのは、上富良野町の学校給食の特色は、地元の野菜をふんだんに使用し、さ

らに一人一人の児童の食に対するアレルギーの実態を把握しながら、きめ細やかな給食を提供することに心がけています。

そういう意味では、富良野5市町村では、特別な特色ある学校給食の取り組みを実践している地域と言っても過言ではないでしょう。また、多くの児童生徒からも好評を得て、また、アンケート調査により児童生徒の好みの要望も聞きながら特色ある給食の提供をしています。

私は、こういうことを考えたときに、確かに広域連合の流れはあるとしても、地域の特色を生かさなない方法はないと考えています。この地域の食材を使い、給食に提供するという事は、これからますます、アトピーやアレルギーという形の中でますます必要になってくるものと考えています。

そういう意味で、町長は、こういった特色を生かす、何が何でも連合という形ではなく、地域の特色を残すためにも広域連合から除外すべき課題ではないかと考えていますが、この点についての町長の答弁を求めるものであります。

次に、放課後の子ども安全対策についてお伺いいたします。

国は今、放課後子どもプランを発表しました。その主な内容は、現在実施している文部科学省の地域子ども教室と、厚生労働省の放課後児童クラブ、通称、学童保育と言われておりますが、この両方を一体化するという方針を示しました。

しかし一方では、当面、段階的に両方を併設、併用しながら運用してもいいという方針でもあります。さらに、将来は小学校へ移管するという方針が示されております。

しかし、両事業は、根本からその内容が異なります。例えば地域子ども教室は、児童の放課後対策という点で緊急に出てきたものであり、放課後対策という点では共通点があります。しかし、地域子ども教室のねらいは、遊びの伝承を基本とし、あるいは読み聞かせ、自然体験など、高齢者との交流などをねらったものであり、帰宅時間においてもおおむね午後4時とされています。

一方、学童保育では、児童福祉法において、昼間保護者が家庭にいない児童及び遊びの場を提供するという状況、また同時に学習の場を提供するという内容のものであります。ここには、子供の健全育成を図るという高い思想のもとに位置づけられているところでもあります。またそこには、衣食住を指導員とともにし、その中から地域とのかかわりを学ぶという理念があるわけであり、このことを考えたときに、両方を一緒にまとめるというところに、多くの現場からも無理があるという批判が出てきている

のも実情であります。

いずれにいたしましても、来年度からその方向性が決まっているわけですから、町においては、このような課題を抱えながら、仮に統一してやられるのであれば、どのような観点でこの事業を推進しようとしているのか、この点について、町の今後の対応についてお伺いしたいと思います。

次に、国民健康保険税の軽減策についてお伺いいたします。

国民健康保険事業は、ほかの健康保険に加入していない人が必ず加入しなければならないという医療制度でもあります。

また、特徴的なこととしては、高齢者や低所得者が多く加入し、財政基盤が弱いことなどが挙げられます。ほかの健康保険に比べても保険給付費が高くなるという構造的な課題を抱えています。

また、近年、不景気や失業、倒産などの構造不況の中で、営業収益が後退する、売り上げが伸びない、失業者が増大するという状況の中で、この間の総理府や国税庁の調査でも、家計収入が減少し、年間給与300万円以下の世帯が急増したという報道がされています。まさに二極分化が進んでいるということを示しています。

それを裏づけるように、上富良野町においても4割の国保加入世帯、実に5割を超える世帯が何らかの低所得者の軽減世帯という状況になっています。

また、国民健康保険法第1条は、まさに社会保障制度の位置づけをし、この中では、次のように条文が述べられています。「社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」ということが明記されています。

しかし、この間、国は、社会保障との位置づけとは裏腹に、逆に国庫補助率を引き下げる、また、地方自治体においては税率を引き上げるという状況の中で、この社会保障そのものが、ないがしろにされるという状況になってきています。

以上のことを述べまして、私は、余りにも高い国民健康保険税の負担軽減のためにも引き下げを行い、納税者の負担軽減を図るべきだと考えますが、この点についての町長の見解を求めるものであります。

次に、見晴台の活用についてお伺いいたします。

見晴台の設置等においては、当初から地元の農産物などが販売できる場所として活用する、あるいは地域の野外活動の場、あるいは自治交流の場というフレーズであります。また同時に、上富良野の魅力をPRできる情報発信の場だということの中で、この見晴台が設置されましたが、今後、町においては、この見晴台を町の活性化に結びつけたいということ

言っているわけですが、この点について、今後どのような活用が図られるのか、明確な答弁を求めます。

医療行政について伺いいたします。

国は、社会保障制度そのものを根底から崩そうとしています。介護保険制度の改悪、老人医療制度の自己負担率の引き上げ、生活保護制度、年金制度の改悪など、数限りない改悪を行ってきました。

さらに、これでは足りないという状況の中で、療養病床の再編を今行ってきています。全国の38万床ある療養病床のうち、医療型の25万床を15万床に減らそうとしています。道内においては約2万1,000床、町においては16床。

また、13万床の介護型を、これを2012年3月までに廃止しようとしています。道内においては9,000床、町においては20床を保有するという状況になっています。

厚生労働省は、この療養病床再編の理由として、医療の必要性の低い患者が約5割いる、あるいは社会的入院だとして、退院させようというのがねらいではありますが、根本的には総医療費の総体的抑制をねらったものであります。

また、入院患者の退院後の受け皿として、介護施設や老人保健施設、あるいは在宅での推進、対応するから受け皿はきっちりしているということを言っています。

しかし、実態はどうでしょう。上富良野町の現状を見ても、介護施設は待機者がいるという状況、近隣の市町村を見ても同じであります。在宅への移行を推進すると言っていますが、在宅へ戻ったとしても、お互いが高齢で、介護ができる環境にはないというのが実態であります。医師会や関係する自治体においては、まさに怒りの声が出、介護する家族からは、介護の実態を無視したやり方に対して多くの怒りの声が出ています。しかも、既にもう療養病床の再編の期限が2012年3月までと決まっております。入院患者やその家族に不安を与えないようにするということが今町に求められています。

第3期介護保険計画の終了年度の平成20年度までに療養病床を介護施設等に転換を図った場合には補助制度があると聞いています。病院経営の方針のあり方としても、きっちりと、どの方向に進むのかという方針を町長は示すべきだと考えますが、町長は、これらの対応をどのようにされるのか伺いいたします。

次に、教育行政について伺いいたします。

子供たちのいじめや自殺が相次いで、社会に波紋を投げかけるとい状況があります。事件があるごとに、今、教育のあり方が問題になっています。

しかし、問題は過度の詰め込み教育や管理社会の中で、子供たちが何らかのストレスを抱えるという状況、そのはけ口として、いじめが横行するということが言われています。

いじめ問題が発生するとは知らなかったということでは済まされませんから、地域や教育現場も含めて、子供たちの命や人権を守る、これを怠ってはならないということは言うまでもありません。また、いじめがあれば早期発見して対処するというのが求められます。

以上のことを述べまして、今、上富良野町の実態として、いじめられている状況があるのかどうかということ、この間、教育長の答弁もありましたが、また同時に、アンケート調査、同時に、相談窓口の開設を検討されているのか、この点について答弁を求めます。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時30分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩に引き続き、町の一般行政質問について続行いたします。

9番米沢義英君の質問に対し、答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の7項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの農業行政については、議員も既に御承知のことと思いますが、政府は、日本とオーストラリアとの自由貿易協定の締結交渉に入る方針を決めております。仮に関税が撤廃されることになれば、議員御質問にありますように、日本農業はもとより、乳製品、牛乳、小麦、砂糖の生産を主体とする北海道農業は大きな打撃を受けることになるわけであります。

議員御指摘のように、農業生産を初め、チーズ工場、てん菜工場等の関連産業を含めると、その影響力は約1兆3,760億円と言われております。私といたしましても、仮に関税が撤廃されることになれば、北海道農業や地域経済が崩壊しかねない状況に陥ることは十分認識いたしております。

各市町村議会における自由貿易交渉に関する意見書の採択及び政府への提出につきましても承知しておりますので、本町といたしましても、国の情勢等を十分に見きわめるとともに、北海道町村会や北海道農村確立連絡会議等の関係機関と連携を密に図りながら、中央要請等を行ってまいりたいと存じます。

次に、2項目めの広域連合についての御質問にお

答えさせていただきます。

広域連合の協議期間につきましては、これから広域連合設立を前提とした準備委員会の立ち上げに向け、12月1日に5市町村から、広域連合担当職員を選出し、具体的検討に入ったところであります。

今後、準備委員会を正式にスタートさせ、その中に専門部会を設け、各分野の担当レベルにおいて詳細についての検討をする予定であります。移行可能な事務から広域連合で処理を開始し、その後において、5市町村の協議で処理可能な事務を拡大していくことも検討予定でありますことを御理解賜りますようお願い申し上げます。

また、地元食材を活用、提供する学校給食を広域連合から除外するのかなどの御質問であります。地産地消の観点からも、地元食材の活用は今後も考えなければなりませんので、広域行政の中でも引き続き工夫することが重要であると認識いたしておりますことを御理解賜りたいと思います。

次に、3項目めの子どもの安全対策についてお答えさせていただきます。

現在、教育委員会が実施する地域子ども教室と、保健福祉課が実施する放課後育児対策事業が、平成19年度から一体的、あるいは連携しながら実施する総合的な放課後対策事業、放課後子どもプランとして、原則、学校を活用して推進するよう文部科学省及び厚生労働省において、その具体化が進められているところであります。

当町におきましても、教育委員会と連携し、国の事業内容に即応し得る体制の検討を重ねているところであります。

御質問の利用児童の環境による対応については、現時点におきましても、児童館で放課後対策児童と一般児童が混在し、帰宅時間などに異なる点がありますが、いずれも円滑な対応を進めさせていただきたいと思うところであります。

今後、教育委員会とも検討を重ね、使用施設や開催日数、使用場所、曜日や時間ごとの対応、管理方法について具体的に決定する予定であります。両事業が連携することによって、より効果的な事業となるよう推進を図ってまいります。

次に、4項目めの国民健康保険税の軽減策についてお答えさせていただきます。

国民健康保険税を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展や社会経済情勢の変化などにより、制度的にも経済的にも大変厳しい状況にあり、特に、道内における経済の低迷が保険税収納の低下を来すなど、財政的に不安定要素を抱えながらの運営を強いられているところであります。

しかしながら、御質問の軽減策の検討につきまし

ては、今までも何度も申し上げてまいりましたように、制度の仕組みを超えて町税を投入することによる国保税の負担軽減はできないことも御理解を願いたいと思います。

次に、5項目めの見晴台公園の活用についての御質問ですが、この公園につきましては、観光などの地場産業にかかわる情報発信を初め、さまざまな活動を展開する中から、地域PRや地域振興につなげる場所として、その活用を考えているところであります。

議員から御発言のあった地元農産物の販売も、その一つとして想定できるところであります。販売形態といたしましては、専用施設等を常設して販売するものではなく、イベント的に行うことを考えており、他の活動についても同様に考えておるところであります。

周辺地域の住民の皆様はもとより、町民の皆様にも気軽に利用いただける公園として適正な管理に努めるとともに、農業、商業、観光など、地元の経済への波及及び振興に貢献できるように、その運営を図っていく所存でありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、6項目めの医療行政についての御質問にお答えさせていただきます。

町立病院の療養病床は、平成12年度、介護保険制度発足にあわせ、一般病床から医療保険病床16床と介護保険病床20床の合わせて36床に転換して運営をいたしております。11月末現在の療養病床入院者数は、ショート利用で2名を除きますと23名となっております。

この療養病床については、このたびの医療制度改正により、平成23年度までに、現在の医療保険適用2.5万床と介護保険適用1.3万床の合計3.8万床を、入院患者の状態に合わせて機能を分担することとなり、医療の必要性が高いものに対応する医療保険適用を1.5万床に削減し、必要性の低いものについては、在宅や老人保健施設などに移行することになったところであります。

本町では、削減後の受け入れる施設としては、特別養護老人ホーム等がありますが、現在は新たに受け入れる余裕がない状況であり、また、在宅につきましても、単独世帯や高齢者世帯などが多く、極めて厳しい状況にあると考えております。

このような状況を踏まえ、また、現在の一般病床の入院者が60%程度である現状をも十分に考慮し、療養病床が廃止された後の病院運営形態等について、現段階での検討を進めておるところであります。

今後は、その方向が見えてくる時期をとらえ、関

係機関や議会等々の議論を進めてまいらなければならないと考えております。

なお、仮に老健や特養等の福祉施設への転換とすれば、老人介護保険事業であります第3期計画に反映することになりますので、時期的な制限も念頭に置いた検討が必要と考えておりますことを御理解賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 7項目めの教育行政にかかわるいじめ問題についてお答えをさせていただきます。

大きな社会問題となっているいじめの実態につきましては、さきのお二人の御質問にもお答えしたとおりであります。どのいじめにつきましても、その後の対応により、これらほとんどが解決の方向に至っていると認識をしています。

さて、実態把握等のためのアンケート調査についてであります。北海道教育委員会において、この12月中にアンケートを実施することとなっておりますので、本町においても、この実施に協力し、いじめの実態をより正確に把握し、緊急性、波及性、重大性のある事案につきましては、学校や家庭等々の協力のもと速やかに解決に当たるとともに、今後の指導に役立ててまいりたいと考えております。

次に、相談窓口についてであります。今、町独自の対応として、上富良野中学校に心の教育相談員を、また、本年度より養護教諭を2名の複数配置とし、生徒の心や体の悩みの相談に応じているところであります。

御質問の相談窓口についてですが、本町においては、独自の相談窓口の設置については、専門知識を有した人材の確保等が難しいことなどから、現段階で専門窓口の設置は考えておりませんが、子供たちの電話相談の窓口として、北海道いじめ等対策本部から関係機関団体の相談窓口が紹介されているカードを全校生徒に配付させていただいたところであります。

今後、いじめ問題については、学校を初め教育委員会においても日ごろの相談体制を維持し、子供たちの小さな変化やサインに細心の注意を払いながら、いじめ根絶に向けて早期発見、早期解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ありますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まず、農業行政についてお伺いいたします。

これは、国との関係であります。地方自治体にとっても極めて重要な問題であります。上富良野町

の農家の方に聞きましたら、この時期にこの協定が仮に結ばれるということになると、余りにも私たち農家の事情そのものを顧みない、全く無視した、そういうやり方だという形で怒りをあらわにしています。

今度の交渉は、従来の交渉と違ひまして、もう既に、いわゆる4品目を国自体も除外するという国会での決議はありましたが、国自体がまだはっきりそこに向かうかどうか分からないという状況にもあります。

もう一度確認したいのは、町長は、今の農業事情からしまして、今、国が進めている協定等のやり方に対して問題があるというふうにお考えだとは思いますが、もう一度この場でお伺いしたい。

もう一つは、必要最小限、やはり国に働きかけていただきたいのは、オーストラリア自体が、この問題、絶対まかりならないと、完全撤廃だという段階になるかもしれませんけれども、そういうときには、国に対しては交渉を離脱するということをやむを得ず望んでいただきたいというふうに思いますが、この点、町長の見解についてお伺いいたします。

次に、広域連合についてお伺いいたします。

ここで、学校給食の問題について、1点に絞らせていただきたいというふうに思いますが、この中では、引き続き広域行政の中で地元の食材を、地産地消の立場から工夫するという事だけ書いてありまして、必ずしも上富良野の特色を生かした上富良野町独自の給食を残すというふうには書かれていないわけでありまして、そのとおりでいいのかですね。

私は、この間の上富良野町の給食の取り組みというのは、本当に他の町村にもやはり誇れるものだというふうに思っています。それは、アンケート調査を行いながら、地元の小豆や小麦を使ったパンをつくるだとか、セルフサービスのなごにぎり給食を実施するだとか、時には、新1年生や6年生、中学生のお祝いメニューをつくるなど、本当に工夫を凝らした給食をこの間行ってきました。

また、ノロウイルス等についても、やはり絶対食中毒を出さないという形の中での安全・安心の対策を一貫してやっているわけでありまして。

そのことを考えたときに、私はこういう給食の問題については、広域連合の中からやはり除外すべきではないかと、そして、上富良野町の特色を生かしてこそ上富良野町の誇れるまちづくりという中にも一石を投じるものではないかというふうに考えておりますが、この点について、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次、放課後の安全対策の問題であります。確かに、今の現状で見ますと、それぞれ分かれておりま

すので、何ら問題がないような形で、この答弁書を見ましたら書かれております。

しかし、実際、地域子ども教室においても幾つかの問題点があります。それは、学校の施設を使っていますので、当然ここを利用する低学年が、学校を終了するのが早いものですから、低学年が比較的多く利用する、そうしますと、授業中に廊下を走ったりだとか、そういう問題等が生まれてきております。

また同時に、この地域子ども教室は、あくまでも任意でありますから、来る来ないはその子供たちの判断という形になります。一応は登録しますが、そういう形になります。

また、学童保育の場合、やはり土曜日を、また、夏休みも使っております。地域子ども教室の場合は、2月から3月ぐらいまで休みという形になって、土曜日等については利用されていないという現状があります。

そういう意味で、こういう二つの異なる事業を統一するということになれば、いわゆる帰宅の時間は、学童保育は5時です。この中で、指導員の方が1人にどうかかわっているのかということをお話したいと思いますが、学童保育の場合は登録してありますので、この子供が時間までになかなか来ないという場合、電話番号もきちっと連絡先も控えておいて、学校にも電話して、出たかどうか確認して、最後まで、到着するまで安全の確認をしているというのが実態です。ここが根本的な地域子ども教室との違いであると同時に、お誕生会だとかクリスマス会だとか、こういうこともやられています。これが施設に移ってしまうと、学校は、そういう現状では機能を要していませんので、こういう事業をすることができなくなるという問題を抱えています。

ですから、この違った二つの機能を、本来であれば、それぞれ充実するということが必要なのですが、もうこの段階に来ましたら、いかにして統一して、やはりそれぞれの機能を失うことなく前へ進めるかということ、きっちりとした方針を持っていなければならない時期だというふうに思いますが、しかし、ここには通り一遍の文句しか書かれておりませんので、そういう実情を踏まえて、もう一度現状をよく分析しながら、どのような対応をとられようとしているのか、この点についてお伺いしておきたいと思っております。

次に、国民健康保険税の軽減策の問題についてお伺いいたします。

平成14年度から見ますと、均等割等についても上がりました。所得割等についても上がりました。1世帯の調定額においても、17年度の決算を見ま

すと、14年度から比べて7万1,000円という状況で、約3,000円から4,000円上がっているという状況になってきています。

何回も言いますが、国民健康保険の加入世帯というのは、自営業者、あるいは一般の政官健保等に加わっていない人たちが加入しています。また同時に、高齢者が加入するわけですから、当然ここには医療費が膨らむという矛盾した内容が生まれてきております。

この答弁書の中には、制度の仕組みを超えて町税を投入することはできないのだという形ですが、これはないのだらうと思います。私は、1億2,700万円の基金の一部、これを取り崩せば、仮に3,000万円取り崩しただけでも、1世帯当たり1万3,000円の軽減ができるわけであり、ため込むだけがいいわけではなくて、ため込むのだけれども、そこにはある程度軽減できるような、そういう税の使い方というの、一方で政策的な展開として私は必要だと思います。

町長は事あるごとに、軽減策があるから軽減しているのだと、国のいわゆる法定減免に基づいて軽減しているから、軽減しているのではないかということをおっしゃっているのだけれども、しかし、この人たち、あるいはそれ以外の人たちにしても、今、定率控除の廃止や縮小、見直し、高齢者年金控除の見直し等によって、すべてが上がってきているのです、所得が。ですから、いかに国税の負担が耐えられない、本当に限度額までいっぱい来ているという状況です。17年度の決算を見ても、いわゆる低所得者の部分での滞納者がふえてきているということが報告されております。

こういうことを考えたときに、私は、こういう基金を生かしながら、直ちに来年度に向けて国民健康保険税の軽減策をとるべきだと思います。一方で、罰則規定はどんどん強化されると。加入している世帯の人にしてみれば本当にひどい話なのです。この点について、町長の見解を求めます。

次に、見晴台については、文字どおり、9月でしたか、行政調査へ行ったときに、大体一坪ぐらいの狭いところで案内所を設置するというのです。この間の説明では、イベント等において、ある程度地元の流れを変えられるような、そういう形式のことを、地元農産物販売するだとかという形の中で実施したいということをおっしゃっていましたが、見たら、それを設置する場所がないです。設置するということになれば、緑地か、あるいは駐車場です。駐車場といったって、あそこは許可を当然もらわないと使用できないわけで、どうもやるのが、中身が見えていないというのが私の実感です。

そういう意味では、本当に地域の活性化の呼び水という当初の言葉を尊重して、それを運用するということであれば、案内所のあり方も根本的に、ただ案内して、どこどこに施設があるというだけではなくて、もっと一工夫も二工夫もした取り組みが必要ではないかという感じがいたします。具体的にどういうふうにされようとしているのか、具体的な構想がありましたら、もう一度きっちりとお聞かせ願いたいと思います。

次に、療養病床の再編の問題についてお伺いいたします。

療養病床の再編で一番困るのは、やっぱり入院している患者の方です。上富良野町の入院している実態を見ますと、介護度が高い方が入院されております。

再三言いますが、介護施設へ移ろうとしても待機者がいる、あるいは在宅という形でも、高齢者同士が介護せざるを得ない、あるいは自分みずから口から物を食べることができない、流動食を施している方もいるというのが実態であります。

こういう人たちが安心して暮らせるような環境づくり、これは今、2012年の療養病床の転換が迫っているという段階で、いまだに町においては、この町立病院の運営のあり方をどうするのかという方針を持っていないのです。

第3期において、療養病床再編を行う自治体については一定の補助制度があるというふうに書かれております。それを活用してきっちりとした介護施設に転換を図るのであれば、そういう補助制度を使いながら転換を図るということが、今この時期になっては当然必要だと思います。その時期を逃すと、もう既に、それ以後については、国では、この制度が受けられないというような話も出ておりますし、さらに、総体的な介護施設の、特養だとか老健などの総体的な枠が狭められますので、ここで制約がさらに受けられて、右へ進もうとしても左へ進もうとしても動けない状態になります。

ですから、この第3期の平成20年の間に、今すぐ、どうするのかという方針を持って、直ちに取り組む必要があると思いますが、町長はそのような危機感を持っておられるのですか、持っていないと思いますよ、私は。この点、どういうふうにされるのかお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、教育行政についてであります。当面は窓口の設置というのは、道、あるいはという形の中で対応をするカードを、どういう機関に相談したらいいかということ配ったということですが、富良野圏域でも、広域でこういうのがあるのかどうか、もしもなければ、圏域で取り組む必要があると思

ますが、その点。

いじめがあったという報告が数件あるということですが、どの学校で、小学校なのか中学校なのか、どういうことが原因でいじめに至ったのか、解決したところと解決していないところがあるということをおっしゃっていますので、この経過は今、実態はどのようになっているのか、この点についてお伺いしておきたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、再答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、農業行政の問題、自由貿易協定の締結についてのお話であります。このことにつきましては、私も議員と同じように危機感を大きく持っております。このことにつきましては、既に北海道知事を中心とした市長会、町村会、農業団体等々が国に対する要望の展開等々もしておりますし、過般、私どもの上川町村会の中でも、その対応に対処したところであります。

このことは、今言う4品目を例外視してくれるのか、あるいは関税の税率の問題をどうするのか、そういったいろいろな国家間の交渉に入るわけですが、これは国家間の交渉でありますから、我々は十分、国の方向性を十分に見きわめながら、それらの対処をしていかなければならないし、場合によっては、その状況に応じた中で、国に対して締結をしないように要望していくということも、北海道農業、ひいては地元農業を守るための大きな課題であるというふうに認識しておりますので、さきにお答えさせていただきましたように、十分に国の情勢を見きわめながら、北海道町村会、あるいは北海道の農業関係等々の関係機関と密な連携を図って対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、広域連合におきます給食の問題を重点とした御質問をいただきました。このことにつきましては、基本的には、地域の地産地消を中心とした中で、地域の農畜産物、あるいは給食食材を地元で調達することを重点に置きながら対処していくということは、非常に重要なことであるというふうに思いますし、今後におきましても、今、広域の中で給食の問題も協議を重ねていくところでありますが、新たに上富良野町が参加するということになりますと、新たに施設の問題等々も生じてまいりますので、早急に上富良野町が加入していくことはなかなか難しい部分もございます。

しかし、我が町におきましても、給食関係に対する財政投資も大きな金額になっておりますし、施設そのものも老朽化してきて、それらの見直しを図ら

なければならぬ時期が来ているというようなことでもありますので、こういった部分につきまして、広域の中で対応していく方向性をも検討しながら、今後の給食の対応を図っていくように考えていきたいというふうに思っておりますが、何はともあれ、やはり給食を受ける児童たちにとって、いかに適切な給食を配膳することができるかということが重要であるということの基本とした中で、今後の検討をさせていただきたいというふうに思うところであります。

次に、放課後の子供たちの安全対策、児童対策でありますけれども、今、来年から統合した放課後対策事業として取り進めていくことにつきましては、今鋭意、教育委員会及び担当部署との協議を重ねながら、次年度予算編成が今取り進められておりますが、その予算編成の中で、事業内容を十分に精査しながら、今、両部署で検討しております事業内容を十二分に見きわめて、私としても最終的な判断をしていきたいというふうに思うところであります。何はともあれ、この事業が連携して、より効果的な事業として推進ができるように、十分、議員の御意見等々も承りながら、今後の対策を、19年度4月からの対策につきまして、予算編成の審議の中で十分事業内容を精査していきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、国保税の軽減策でありますけれども、このことにつきましては、何度か議員から御質問をいただいておりますが、議員おっしゃるとおり、国保という事業につきましては非常に厳しい現実にあるということでありまして、さきの議員にもお答えさせていただきましたが、75歳からの後期高齢者に対しましては、北海道180市町村でもって広域連合で実施するということが方向が定まりました。

いろいろな面で私は、国や北海道に要望してある中の一つとして、この国保と介護は、単位市町村で対応するのではなくて、都道府県が対応すべきであるということに要望を重ねているところでありますけれども、今現在は、市町村が対応する部分につきましては、国保事業の目的に沿った対応を進めていかなければならないというふうに思っております。

さきにお答えさせていただきましたように、国保に加入している方々が我が町の人口の4割に満たないというような状況でございます。1万2,000人の人口の中で、4,000人ぐらいの方々がおりますが、そこに他保険に加入をしている方々の税をも含めて投入するということは、なかなか私としても大きな課題をしょってあるということでもあります。

ので、保険事業の対応を図る中で、ひとつその措置をしていきたいというふうに思います。

基金の支消によって、これだけの軽減ができるぞということではありますが、議員も御承知のとおり、この基金も、年度的に年次計画を立てながら基金を支消しながら予算編成をさせていただいて、そして国保会計を維持しておるところでありますし、急激な医療費の支払いが出てまいりますと、財政運営ができませんというようなことから、基金を支消しながら支払いをしているというようなことで、そういった緊急の場合のためにも、ある程度の基金は必要であるということでもありますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

次に、見晴台の件であります。見晴台の対応につきましては、議員の御意見にもありますように、十分私どもとしても財政投資効果があらわれる管理運営をしていかなければならないというふうに思っております。ただ、いろいろな施設の対応の中でも、固定的な施設をあそこに建設して対応するという考え方は当初から持っておりません。仮設的な施設によって、必要な最小限の施設を対応して、農業、商業、観光等々の地元経済への波及や振興に貢献できるような対応を図っていきたいということで、今後、ここの管理運営につきましても指定管理者制度を対応して取り進めていくために、今、指定管理者の選定をしているところでありますので、これらの部分を対処しながら、今後の19年度4月からの運営に当たって、十分、議員の御意見も見きわめながら対処してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、医療行政におきます療養型病床群の平成23年における廃止等々の対応であります。これも国の対応の中で、私どもも大いにこの問題を重要なものとして受けとめておるところであります。

今現在、療養型病床群20床、医療型病床群16床、これらに入っておる方々を、即、はい、さようなら、出ていってくださいということで自宅へ戻せるのかと、議員が心配されておりますように、私としてもそのとおり考えて、簡単なものではないという認識であるところであります。

というよりも、基本的には、このことがだめになることによって、病院経営そのものがどうなるのかということが大きな課題でございます。

病院経営が厳しくなったがゆえに、この療養型病床群20床と医療型病床群16床を一般病床から変えて対処して、病院経営を今やっておるわけですが、これがなくなったら病院経営は全くできなくなってまいります。

私は、新たな年度、今年度に入ると同時に、担当

の方には指示をいたしまして、これらの検討をさせるように指示をいたしております。町長は何もしていないのではないかとこの議員の御指摘であります。既にこの問題については、議員が質問のように、今、20年までの補助制度もあるし、いろいろなものもあると、病院経営そのものをどうするかということ、今、病院だけでなく福祉部門との共同で検討させながら、その方向性を今対応しているところでありましたが、これらの部分が十分まとまり次第、病院運営審議会等々の御意見も承りながら、また、町民の意見を承りながら、議員の皆さん方にもそれらの方向性を提示して議論をしていきたいというふうに思っておりますが、今の段階ではそこまでなっていないということで、今、内部的に関係部署との協議を重ねている段階であるということで、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、再答弁。

教育長（中澤良隆君） いじめ問題に関する再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の富良野圏域での相談室の窓口についてはあるのかという御質問であります。

現在のところ、富良野圏域での公的な相談窓口はありません。

2点目ですが、いじめの実態であります。どこの学校でというようなことですが、上富良野町内の学校ということで御容赦を賜っておきたいというふうに思います。

その内容につきましては、ある特定の児童生徒がからかわれたり、また、無視されたり、言葉での悪ふざけ、「お化け」とか、そういうような言葉を浴びせられたというような事実が我々の方に報告をされているところであります。なお、数件の中で、大半がこの種に属したものであるというふうに認識をしているところであります。

その対応といたしましては、当該生徒への指導、これも、被害を受けた者、また、加えた者ということがありますが、これらに対する加害児童には、今後の言動について強く学校で指導をしている。

また、保護者につきましても、加害生徒の保護者、また、被害生徒の保護者ということになるのかと思いますが、被害生徒の保護者には、学校と家庭との連絡を密にするというようなことを現在も、そういう事態が発見されてから行っているところであります。

その後におきましては、担任による教育相談を随時行くとともに、また、担任のみならず、学校全体での取り組みにして、その状況を見守っているということになっているところであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まず、国保税の軽減についてお伺いいたしますが、よく町長は、ほかにおいても、この種の問題では、ただここに税を投入するのは不均衡が生まれるという形で言っております。私は、社会保障制度の位置づけがされているわけですから、別に私は不均衡ではなくて、それこそ不均衡を是正するためにこの基金を使うことこそがこの制度の趣旨にかなったものだ、私はこのように思うわけです。

なぜ、町長は不均衡だと言われるのか、その根拠についてもう一度お伺いしておきたいというふうに思います。

この間、決算委員会でも、税等の支払いが困難、滞納がふえるという状況の根本的な原因としては、いろいろな要因もありますが、社会的要因も含めてありますが、やはり税が高いということに起因している部分がかかり占めているのだというふうに私は受け取っております。そういう意味では、この基金を活用して軽減するということは大事です。

二つ目には、確かに諸般の事情で医療費がかさむということは出てくるでしょう。しかし、この間見ましたら、最高でも5,000万円ぐらい、そのような状況ではないかなというふうに思うのですが、そういう状況があったとしても、若干、7,000万円ばかりが残ることになれば、そのところから活用することも可能だと私は考えているところです。やはりそういう活用こそ、今の国民健康保険税の負担軽減策をやる根拠というのは、私はこういったところにもあるというふうに思います。この点、町長はもう一度この点について、どういうふうな考えをお持ちなのかお伺いいたします。

次に、療養病床の再編の問題については、検討しているということをおっしゃっております。それでは、いつまでに結論を出そうとしているのか、この点、明確に述べていただきたいというふうに思っています。もう既に期限が迫っているわけですから、最終の期限ぎりぎりでは間に合わないという状況があります。当然、病院経営にかかわる部分でもあります。と同時に、やはり入院している方の健康を守るという立場からも、早急にこの目安というものを、介護計画、あるいは病院経営の中にも生かすということは当然必要でありますから、いつまでに最終結論を出そうとしているのか、検討しているのであれば、この点、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

次に、放課後児童対策であります。町長もおっしゃるように、この二つの違った性格のものが一つ

になるわけであります。ですから、そこにはいろいろなハードルがあると思います。指導員が一人一人の子供を見られるかどうかという問題、同じ、地域子ども教室と学童保育が混在するわけですから、指導員が少数だと、この子は学童なのか、この子は地域子ども教室に通っているのかわからないのです。ですから、何らかの形で、印をつけるか何かしないとわからないという現状があります。そういうところも含めて、学童の場合でしたら勉強を見てほしいという要求もあります。そういうこともあります。そういうことも含めた体制づくりです。

同時に、安上がりで、いつも指導員が臨時という形の状況に今なっていますので、こういった待遇改善についても、同時に行わなければならない部分も、私は多分に見受けられるというふうに考えています。

ですから、生活指導員の専任というのは一人一人の子供を、家庭から含めて学校、環境を把握できる、こういう方がきっちり配置されて、そこで指導できるような、教育委員会もかかわってくるわけですが、何よりも現場の担当される方がしっかり目配りできる環境づくりを整えることが必要だと思いますが、こういう課題もあると思いますが、もう一度、町長の答弁を求めておきたいというふうに思っています。

給食の問題については、結局、町長は広域でしか考えていないという形になってきておりますが、私は、町長がおっしゃったように、あくまでも子供の食を考えた場合にどうなのかという観点をきっちり押さえて、地元の食材を使って地元で、地方から来ればそれだけ時間がかかりますから、冷めるという問題も起きてきます。保温でいいのではないかという話も出てくるのだと思いますが、やはりレトルトを使っているという話も聞きましたら、富良野圏域では、上富良野町との違いがはっきり出てきております。

そういう意味で、あくまでも学校給食を地元で育てるという立場の考えを、もう一度、あるのかどうか、この点伺っておきたいというふうに思います。

あと、教育問題については、広域で対応できる部分については、広域できっちりと対応できる相談窓口も設ける必要もあるのではないかとこのように思います、当面ですね。この点、もう一度伺っておきたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、国保税の件であります、これは何度も議

員から御質問を受けておりますが、どうも議員と歯車が合いません。基本的に、国保会計という目的税に対する国保税、これに一般税を投入するという考えは、私としては持ち合わせておりませんので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

また、基金の支消につきましては、基本的には、基金はそういったいろいろな面の利用をするために基金を保有しておるわけでありますが、非常に少額の基金でございまして、前回の国保税の改正率の見きわめ等々で基金を支消したというようなこともございますので、そういった部分からして、基金の支消につきましては、多額の財政負担として消化することは難しいということではありますが、今後も議員の御質問等々も見きわめながら、国保運営審議会の皆さん方とも十分協議をして、方向性を定めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、療養型病床の件につきまして、基本的に私は、町立病院の今後のあり方がどうあるべきなのかということを中心としながら対応していくと。その中にありまして、療養型病床群のものがありませんので、今、保健福祉課とも町立病院との調整をしながら、今後の対応について協議をさせているところでありますが、いつまでに結果が出るのかということではありますが、ある面については早急に結果、来年の4月1日からでもしなければいけない大きな課題も抱えてございます。

御案内のとおり、病院は医師の数と看護師の数が規定されております。この医師の数が減り、看護師の数を確保できないということになれば、現在の病院経営は、規模を縮小するなり何なりの改変をしなければならぬということではありますが、これらの部分を対応しながら、早急に是正をしなければならぬ部分については早急に対応していく。

また、長期的に、町立病院の将来的な部分につきましては、地域センター病院としての協会病院の運営がどのようになっていくかということをも十分に見きわめながら、町民の健康管理、そしてまた、福祉の面におきます療養型病床群がどうなるのかというときに、ただ単純にやめましたということで済むものではないと。今いるその人たちをどう対処するのかということも十分検討を加えながら、上富良野町におきますこれからの介護、療養型のベッド数をどうしていくのかということも含めて、富良野圏域でどうするのかということも含めながら、全体的な対応の中で検討を加えていかなければならない課題であるということでもありますので、いついつまでにどうするかということにつきましては、現在鋭意検討中であるということ、早急に対応すべきものは

対応しなければならない状況にあるということで、御理解をいただきたいと思ひます。

続きまして、放課後の子供の安全対応であります。が、さきに申し上げましたように、議員もいろいろな観点で御心配のようではありますが、私といたしましては、今二つの制度が一つになって、そのよい面も取り入れて、なお一層充実した事業が展開していくように、十分煮詰めながら対応していきたいというふうに思っております。

いろいろなあれで、児童の対応につきましても、指導員が臨時職員だから云々ということには私はないと、臨時職員も優秀な臨時職員で、その責任を全うしていただいていると、正職員だから云々、臨時職員だから云々ということではないというふうに認識いたしておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

また、児童の仕分けでありますけれども、これらについては、それぞれの児童が対応して申し込んで来るわけですが、これらにつきましては、指導員が当然にして児童生徒の名前とその対応ぐらいは見きわめていただけるような、そういうような施設でなければならないというふうに思ひますが、それらの部分につきましても、今後の課題として十分今後の、19年度予算査定に当たりまして検討をしていきたいというふうに思ひます。

給食の問題につきましても、議員のおっしゃるように地元の地産地消ということが前提であるということには変わりはありませんし、私といたしましては、今、上富良野町の給食センターに今後多額の財政投資をしていかなければならないし、新しく建設していかなければならない時期が来るだろうと。これらの部分と、広域でやっている給食センターにつきましても、現状の中では、上富良野町の部分を吸収するだけの施設能力はないということもありますので、そういった部分を十分勘案しながら、今後十分検討をさせていただきながら、将来の給食センターのあり方について対処していきたいというふうに思ひますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 教育長、再々答弁。

教育長（中澤良隆君） いじめ相談窓口についての質問にお答えをさせていただきます。

深刻な子供の悩みとか苦しみをしっかりと受けとめることができる、また、相談内容に適切に対応できる専門家が相談窓口には必要だと考えております。

現在、広域圏での相談窓口についてはありませんが、先ほど申し上げましたような専門家は、今、上川教育局に配置されており、そこで相談を受け付け

ているのも実態であります。こちらの方の充実をさらに求めていきたいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 私は、さきに通告してあります2項目について町長に質問いたしたいと思ひます。

まず1点目は、富良野沿線に脳外科の設置をということですが。

富良野沿線で唯一の脳外科として救急患者の受け入れをしていた富良野西病院が、ことし4月、医師が常勤されなくなったという、医者不足といひますか、そういうことで常勤されなくなってから、救急患者の受け入れができずに、現在は旭川の日赤病院で対応していただいているということを知っております。

しかし、脳に関しては、時間が経過にすると復帰不可能ということも予想されますので、現在、富良野駅裏に移転新築中の富良野協会病院への脳外科の設置と医者の確保について、富良野沿線が一丸となって対応を考えてはというふうに考えておりますので、町長のお答えを聞きたいと思ひます。

続きまして、ふえ続けるシカ対策について、ハンターの養成をということですが。

最近、全国的に野生動物の被害が報道されておりますが、我が町でも例外ではなく、毎年シカが増加して被害も出てきている現状であります。以前から防衛事業によって電牧の設置、あるいは猟友会に依頼して駆除はされているものの、ふえるのが多くて追いつかないのが実態であります。

先般、ふらの農協が今年度のシカの被害対策、シカばかりでなくて、鳥獣害の被害状況を調査いたしました。先ほど、昼に農協の方から資料をいただきまして、その集計結果を教えていただきましたけれども、上富良野町でことし被害を受けた面積は163ヘクタールで、被害額が1,433万円と報告されております。

それと、これは17年度の猟友会の会員によりまず沿線の駆除の実績です。有害駆除といひますと、一般狩猟期間以外で、2月上旬から10月下旬までの、要するに農作物の被害を受ける時期、この時期に駆除されたものが、17年度の実績で、沿線合計で1,356頭でございます。ちなみに、上富良野が70頭、中富良野が74頭、富良野が708頭、南富良野が460頭、占冠が44頭で、合計で1,356頭でございます。

また、猟友会にお願いしているのですけれども、

猟友会の会員も年々高齢化してきて、駆除するのも非常に大変だと、ぜひ若い人のハンターの養成をお願いしたいと、そういう要望もごさいます。そういったことで、町民全体で野生動物の有害駆除ということで考えていかなければならないのかなというふうに思いますので、そこら辺の町長の考えもお聞きしたいなと思います。

#### 会議時間延長の議決

議長（中川一男君） お諮りいたします。

本日の会議は、議事が午後5時以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長いたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 4時32分 休憩

午後 4時44分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩に引き続き、一般質問を続行いたします。

16番渡部洋己君の質問に対する答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めについてであります。脳血管疾患等の発症の際、専門医による早期診断、早期治療は、その後の障害程度にも大きな影響を及ぼすと言われております。

救急医療を担当している町立病院においては、必要に応じて専門医に搬送を行っている状況にあります。

現在、富良野地域においては、富良野西病院が脳外科を設置し、その対応を図っているところでありますが、医師不足が深刻な状況から、当該西病院がみずから行う要請活動はもとより、富良野広域市町村圏振興協議会におきましても、圏域内の課題としてとらえ、医師確保の要請活動を道内外の大学等に積極的に働きかけておりますことから、その成果に期待をいたしているところであります。

次に、2項目めのエゾシカ対策についてお答えいたします。

エゾシカは北海道を代表する大型の哺乳類であります。近年、個体数の増加に伴い農作物への被害も大きくなってきております。

このことから、有害獣防止対策として、平成9年度から平成11年3月、3年間で電気牧さくを設置し、エゾシカの侵入防止対策を行ってまいりました。あわせて、猟友会の協力をいただきながら、毎年エゾシカの駆除に努めているところであります。

しかし、猟友会の会員も高齢化し、後継者の養成は難しい状況にあります。その要因としては、免許取得及び銃購入等に多額の費用を要すること。さらに、有害駆除のために多くの時間を割かなければならないことから、ハンターの養成は難しいものになっております。

猟友会は毎年エゾシカ駆除活動を行っており、活動自体を理解するとともに、駆除後の処理等への協力が必要であります。

あわせて、農作物をエゾシカの被害からみずから守るといふ農業者の自己防衛意識も欠かせないものであると考えております。

ハンターの養成等につきましては、非常に難しいものと考えておりますが、免許取得費用の助成等について検討してまいりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 医者の問題なのですが、私も勉強不足でわからなかったのですが、よく報道関係で、医者不足というふうに聞いているのですけれども、話を聞きますと、数が減っているわけでもないのだと、都会に全部集中してるのだと。それが原因で地方にはなかなか回ってこない。

ちなみに、全道で今1万2,000人の医者があると。その中で、札幌と旭川と函館、この三つの市で、その9割がそこへ集中しているのだということらしいのです。これは町長も十分わかっておるのかなと思うのですけれども。

以前は、旭川医大の医局あたりが若い医者に、勉強のために少し地方へ二、三年行ってこいと、そういう指示はできたのですけれども、最近はそれができないといいますが、昔のそういう封建的なやり方はだめだということで、今は個人の自由に任せたといいか、そういう時代らしいのです。ですから、なかなか地方での医者の確保が難しいと。

これは、医者本人もそうだし、家族、奥さんとか、子供の教育の問題、そういったことで、なかなか地方に住みたくないといふかな。中には地方に住みたいという人もおるのですけれども、それはなかなか、そういうものではないし、やはり地域の環境、医者が来れる環境づくりにぜひ協力していただきたいというような言い方もされております。

先ほども、西病院で継続していただくのが一番い

いのですけれども、協会病院もそれなりの対応、5月から新しくできるのですけれども、今それに向けて運動もしているということですし、聞きますと、各町村でもそれに協力していただいているということも聞いておりますので、ぜひ実現に向けて頑張っていたきたいなというふうに思います。

あと、シカ対策です。

これは、町長の答弁にもありますように、地域の協力、特に、農地を所有しておる地主の方の協力といいますが、撃ったやつを処理するのは、当然本人がやらなければならない。今現在は、駆除期間は埋め立てが原則なのですけれども、それもやっぱり、おれの土地で撃ったらいけないとか、埋めたらいけないとか、そういうことではとてもやってられないというので、ぜひそこらの協力もお願いしたいというふうに言っておりました。

それと、かなり毎年被害があるので、農協が最近、町長も御存じのとおり、駆除対策で少し助成を出したらどうだということで、農協もそういった考えも持っておりまして、1頭撃ったら幾らと、今現在、富良野、占冠あたりはやっているのですけれども、それを富良野圏域全部でやったらどうだという、そういう要請も来ておりますので、そこら辺、町長の考えとして、一緒に対応できるのかどうかお聞きしたいなと。とりあえずこの辺でお願いいたします。

議長（中川一男君） 町長、再答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、医療対策でありますけれども、議員御質問にありますように、医師対策が地域医療には重要な課題でございます。議員の意見にもありますように、国は、医師は十分に頭数はおりますよと。北海道の人口を医師の数で割ると、北海道にも十分な医者がございます。しかし、議員がおっしゃるように、都市部にみんな集中して、僻地医療、地域医療にはなかなか協力いただけないというような状況でございます。

そういうことから、今、富良野圏域でも医師の数は非常に少ないと。おかげさまで我が町におきましては、何とか旭川医大の協力をいただいて医師を確保しているところでありますが、今新しくできる富良野協会病院も、必要な医師の確保が全く整わないという状況下にあるわけでありまして。

そういう中にありますけれども、西病院も脳外科につきましては、医師が十分に対応できないということで、いましばらくの間中止をしていたようでありまして、聞くとところによりまして、情報によりまして、脳外科の医師も西病院で、ある程度確

保が見きわめができてきたというような話も聞いておりますので、近々そういった対応ができ得るのかなというふうに思っております。

また、加えて、協会病院も脳外科の対応はできる施設になっておりますので、医師の確保と地域医療の対応がなされれば、それらの対応もでき得るのかなというふうに思いますが、何といたっても今現在は医師不足と看護師不足、これがもう徹底している。我が町におきまして、看護師を募集してもなかなか来ないと。募集しても来ていただけないというような状況であるということで、厳しい状況にありますが、それらの対応は、今申し上げましたように、圏域としても、振興協議会を通じて医師の確保に努めているということで、御理解をいただきたいと思っております。

次に、シカ対策であります。このことにつきましては、議員の御質問にもありましたように、過般、JAの奥野組合長さんもおいでいただきまして、富良野圏域でこういう形で対応したいと、シカ1頭につき幾ら幾らの助成を出すという対応をすることによって、シカの駆除の頭数がふえてくるというようなことで、圏域が統一した対応をしていただきたいということでおいでいただきました。

よその地域は、猟友会に対する助成策というのが非常に、ないとは申しませんが、少ない額で対応しておりますが、御案内のとおり、我が町は、そういったカラスだとかキツネ、あるいはシカ等々の駆除をしていただくということで、猟友会には圏域にない多額の助成をずっと以前から実施させていただいておるところでありまして、今そういったことがなされていない地域にありましては、1頭当たり何円と、何ぼということで対応したいということでありまして、他の地域はシカのことしか考えてないと。我が町では、キツネもあればカラスもいるというようなことの対応を猟友会にお願いしておるところで、助成策を講じておるところでありまして、他の地域と一緒に対応するというにはならないということでお話をさせていただいております。

そういった観点から、さきにお答えさせていただきましたように、シカばかりでなく、今後のいろいろな有害駆除の対応を図るためにも、猟友会の皆さん方がもう少し若返って、大勢の方々が参画して頂けるような組織になっていただきたいということから、さきに申し上げましたように、免許を取得するために必要な費用等々についても助成策を講じて、検討していきたいなというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） もう1点、これからの対応といたしますか、対策で。実は、去年からですけれども、富良野圏域で、防衛事業で、うちの方は電牧でやっているのですけれども、今、電牧のかわりに金網を張って、これは多くの費用がかかったのですけれども、それをやったのですけれども、そのことが将来に、そこはいいにしても、ほかの地方へ流れる可能性があるというのですかな。

問題は、富良野は東大演習林という膨大な土地、ここが狩猟禁止といたしますか、そういったことで保護されているものですから、そこへかなり繁殖されるのではないかと。

先ほども言いましたように、こちらは七、八十頭ですけれども、あそこは10倍、700頭ぐらいとっているのです。それでもふえるということは、そこが一つの巣といたしますか、これだけふえるということは、農作物だけでなく森林にも影響があるのではないかと思います。あそこは演習林もあるし、国有林もあるし、道有林もあるので、そこら辺の、ほかの関係機関との話し合いだとか、今後の対策として、そういったことも必要ではないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと。

議長（中川一男君） 町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでありまして、上富良野町が率先して電牧を実施したと。そのことによりまして、中富良野の方へみんなシカが行ったというようなことで、中富良野もやったと。今度は富良野が、電牧でなくて金網のさくをやったということですが、そうすると南富良野の方は、おまえたちのところでみんな困ってしまって、上富良野演習場で大砲を撃って、シカをみんなおれのところへ追ってよこすというお話もありますので、これらの対応につきましては、我々も圏域の中で広域的にものを考えていかなければならない課題であり、JAの奥野組合長も先般来てお話があったことは、それぞれの単位町村で考えるのではなくて、広域的に富良野圏域がシカ対策、有害獣対策をしていかなければいけないというような話でありますので、私もそれについては同感であります。

ただ、この電気牧さく、あるいは金網によるさくをつくったといっても、あとは地域の皆さん方が維持管理をどうしていくのかと。お聞きしますと、熊というのは金網を上るのだそうでありまして、今、富良野市がやったさくを、検定を受けて対応するために調べたら、二百何十カ所ほど熊が上って金網をたらんとさせてしまったところがあると。これを補

修しなればならないと、また膨大な補修費がかかるというような話がございまして、これからの維持管理等々も十分にしながら、その効果を期待しなければならぬというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、16番渡部洋己君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

#### 散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） あす20日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時からでございます。定刻までに御参集賜りたいと存じます。

以上でございます。

午後 5時01分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成18年12月19日

上富良野町議会議長            中   川   一   男

署名議員                    徳   島                    稔

署名議員                    岩   崎   治   男

平成18年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成18年12月20日（水曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第 1号 平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）
- 第 3 議案第 2号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第 3号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 5 議案第 4号 平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 5号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第 6号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第 7号 平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第 8号 平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10 認定第 1号 平成18年第3回定例会付託  
議案第8号 平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
- 第11 認定第 2号 平成18年第3回定例会付託  
議案第9号 平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件
- 第12 議案第 9号 組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第13 議案第12号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第13号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第10号 上富良野町公共施設使用料の徴収等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第16 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第14号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H18国債）請負契約締結の件
- 第18 議案第15号 北24号排水路支線整備工事（H18国債）請負契約締結の件
- 第19 議案第16号 北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）請負契約変更の件
- 第20 議案第17号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H17国債）請負契約変更の件
- 第21 議案第18号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置の件
- 第22 議案第19号 富良野地区環境衛生組合規約の変更の件
- 第23 議案第20号 富良野広域串内草地組合規約の変更の件
- 第24 議案第21号 上川南部消防事務組合規約の変更の件
- 第25 発議案第1号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第26 発議案第2号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第27 発議案第3号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見の件
- 第28 発議案第4号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見の件
- 第29 発議案第5号 日豪FTAに関する意見の件
- 第30 発議案第6号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見の件
- 第31 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

遅参議員（1名）

17番 西村昭教君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長		町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	米田末範君	会計課長	越智章夫君
建設水道課長	早川俊博君	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長	岡崎光良君		
町立病院事務長	垣脇和幸君		

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 18名)

### 開 議 宣 告

議長(中川一男君) 出席、御苦労に存じます。  
ただいまの出席議員は、17名であります。

これより、平成18年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいただきます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり調査事項の申し出がありました。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 梨 澤 節 三 君

5番 小 野 忠 君

を指名いたします。

### 日程第2 議案第1号

議長(中川一男君) 日程第2 議案第1号平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(北川雅一君) ただいま上程いただきました議案第1号平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)の提案要旨につきまして、最初に説明申し上げます。

1点目は、債務負担行為補正につきまして、新たに農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の認定農業者への助成策として、町の助成金交付要領に基づきまして、農業経営基盤強化資金の利子の一

部を助成しようとするものです。

なお、期間は、平成18年度から42年度までの25年間で債務負担行為を設定するものです。

また、コンビニ収納システム整備事業につきましては、これまで町税や公共料金等の納付場所、納付時間が限られていることから、納税者の収納サービスの利便性の向上と、あわせて収納率の向上を図る観点から、平成19年4月開始を目指し、準備作業を進めるため、平成18年度から19年度の2年間で債務負担行為を設定するとともに、2事業につきまして、所要額を歳入歳出予算に計上しております。

2点目は、地方債の補正につきまして、見晴台公園整備事業の事業費確定に伴い、限度額の調整を行うものであります。

3点目は、JAふらのが事業主体で実施します農業振興施設整備事業として、産地強化、安定出荷のため、大根収穫機導入が地域政策総合補助の採択となったことから、JAふらのに対する間接補助として、補助金相当額を歳入及び歳出予算に同額計上しようとするものであります。

次に、防衛庁障害防止事業のベベルイ川砂防事業につきまして、当初、土質調査において、湧水の調査、検討する内容でありましたが、現地の湧水量、位置に変異があり、特定できないことから、現況を把握するため、翌年度以降の調査とすることから、減額補正の措置を行ったところでございます。

4点目は、9月以降、町内の方から8件、312万円の御寄附をいただきましたことから、それぞれの趣旨に基づいて予算の措置をいたしております。

以上、申し上げました大きな4点と、事業の確定等による精査を主な内容といたしまして予算措置を行った上、寄附採納の趣旨に沿い、公共施設整備基金へ200万円、その他全体的に余剰となる一般財源のうち、4,000万円を減債基金に積み戻しする措置を講ずるとともに、予備費においても、今後の財政需要に備えるために、一定の額を計上することで補正予算を調整いたしましたところでございます。

それでは、以下、予算議案につきましては、議決対象項目の部分につき説明してまいります。

議案第1号平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)。

平成18年度上富良野町の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ491万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ70億432万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

この1表は、歳入歳出ともに、款の名称ごとに補正額のみ申し上げてまいります。

1、歳入。

14款国庫支出金補正額1,178万2,000円の減。

15款道支出金1,393万円。

17款寄附金312万円。

20款諸収入4万5,000円。

21款町債40万円の減。

補正額は、491万3,000円となります。

2ページに移ります。

2、歳出。

2款総務費725万1,000円。

3款民生費821万8,000円の減。

4款衛生費129万6,000円の減。

6款農林業費979万5,000円。

7款商工費178万7,000円の減。

8款土木費543万5,000円の減。

9款消防費307万1,000円の減。

10款教育費200万9,000円。

11款公債費4,000万円。

14款予備費3,433万5,000円の減。

歳出合計が491万3,000円でございます。

次の3ページに移ります。

第2表、債務負担行為補正。

(1)追加について。

ここは、冒頭で申し上げました農業経営基盤強化資金利子補給(平成18年度)、コンビニ収納システム整備事業の2事業につきまして、上記期間として債務負担行為を設定し、事業を推進しようとするものです。

第3表、地方債補正。

(1)変更について。

見晴台公園整備事業の事業につきましては、事業費の確定に伴い、限度額を調整をするものでございます。

以上をもちまして、議案第1号平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)の説明を終わります。

原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ページ数を申してください。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) まず、13ページの総務管理費、その他の賦課徴収という形で、コンビニに対する税の収納システムの効率化、向上という形で予算が計上されておりますが、この点で、まず1番目にお伺いしたいのは、このシステムの構築に当たって、いわゆる管理される業者等の接続等というのが出てくるかというふうに思うのですが、その管理というのはどのようになるのか。これは入札なのかどうか、その点。

それと、これを導入することによってどのぐらい収納率が向上するというふうに踏まえて、この収納システムを構築しようとしているのか、この点。

さらに、財産管理費では、今回、町長車の第1号車の購入費が460万円という形で計上されております。これは、聞きますと、二十数万キロ走ったという形、一定年数もうたったという形で、近年は修繕費がかさむので、早期にこれを、ある程度変えて、修繕費がかさまない前に購入したいという形なのですが、今、町民の暮らし向きが大変になってきて、手数料等の引き上げも行われてきております。そういう中で、確かに業務上必要なものだというふうには感じますが、現行の車両をやりくりする中で、これを買わないで、この経費を充てるのだったら町民の生活にかかわる部分に予算を回すということが今求められていると思いますが、その点と、なぜそういうふうにしらないのか、なぜ今、この時期に町長の公用車を購入しなければならないのか、この点を明確に答弁をしてもらいたいというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、16ページ、17ページにかかわって、3款の民生費のところの保育所費です。ここで、防音機能の復帰という形で、管理面という形で衛生面での質問をしたいと思いますが、中央保育所については、今後新たに急を要するような修繕というのが伴わないのか、この点。

一定の管理年数というのが町の計画の中では持たれておりまして、この施設は一定年数を経過したので、いつの時期にこういうものを整備するのかという目標が掲げられて、その目標に向かって、整備に

向かって、それぞれその計画年度に基づいて中央保育所もこの環境整備に、今行っていると思いますが、その点、今後どのような整備が伴うのかということ、この点。

それと、今、給食なんかでは、外部からの雑菌が入らないような状況の中で、安心して給食をつくれるような形の衛生管理がとりわけ重要視されているかというふうに思いますが、そういった意味で、外部からの、いわゆるネズミ等の進入、内部からの進入等という点ではどういう管理をされているのか。それと、ノロウイルスに対して、今回、こういう施設等についてはきちとした衛生管理面を徹底するという指導方針が国、道からも指導されているというふうに考えますが、この点はどのように対処されているのか、お伺いしたいと思います。

次に、18ページ、19ページにわたって、衛生費のところでお伺いしたいのは、今回24万4,000円の、後期高齢者の広域連合の負担事業という形で予算が計上されております。この詳しい内容、どのような経過でこの予算計上がされたのか、お伺いしたいというふうに思います。

新聞等では、一般の保険者と切り離して、75歳以上を別立ての保険という形で組むと、そういう流れの中で、地方自治体、あるいは各都道府県においては、いわゆる広域連合という形の中で財政を運営して、保険料もその都道府県単位で決めるということになっていますが、この点はどのようになっているのか。

また、広域連合という形になりますと、これにかかわった各自治体から、今、富良野沿線においては、自治体から各議員が、広域連合という形の中でそこに出て、それぞれの内容を審議するという形になって、ある程度自治体の意見が、あるいは要望が届くという仕組みになっているかというふうに思いますが、今回、この広域連合の中では、そういった各自治体の首長あるいは議員が選出されるというような形態になっているのかどうか。また、医療費等の抑制が行われなければペナルティーがかかるという話も聞きますが、こういうものも含めてどのようになっているのか、お伺いしておきたいというふうに感じております。

次に、22ページの商工費についてお伺いいたします。

ここで、商業振興事業補助という形で、今年度ここに町の商店の活性化という形で、店舗の改築かというふうに思いますが、何件この事業に乗っかって進められたのか、詳細についてお伺いしたいのと、もう一つは、地域の活性化という形の中で、いわゆる駅前再開発、これが今されようという形の中で補

助金がつけられたということです。今、財政難という形もあって、本当に地域の活性化ということも私は必要だと思いますが、総括として、駅前再開発にたえられるだけの財政の確保の見通しと、また、この公会等の運営状況というのは、今どういう話の中で進められているのか、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

とりあえずは、そういうところでお願いします。

議長（中川一男君） 税務課長、答弁。

税務課長（高木香代子君） 米沢議員の質問にお答えいたします。

まず、コンビニの収納の概要をちょっと御説明いたします。

町から納付書を送付いたしますと、納税者はコンビニで納めることとなります。コンビニで納めた収納情報と納入金がコンビニの本部に集められまして、その後、納入金収納情報が収納代行業者に集まりまして、収納代行者が速報として町に、どここのコンビニから何税が入ってきましたよという速報が入ってきます。その後、収納代行者が納入金を指定金融機関に送りまして、その途中で、確報ということで、町村に、確かにお金と金額が一致しましたよということで確報の収納情報が入ってきます。その後、指定金融機関から市町村の役場にお金が入ってくる形になります。

それで、第1点目の接続等でございますが、収納代行管理者と専用電話回線1本をつなぎまして、そこから情報が入ってくる形になります。

それから、入札がどうかということの質問でございますけれども、収納代行者は、今、信販会社、それから銀行等が大体15社程度ございます。北海道では、今、七飯町が一番最初にやっておりますけれども、七飯町、それから幕別がやっておりますが、道内の実績の業者を選定し、予定しているところでございます。

それから、収納率、どのくらいの向上を期待しているのかということでもありますけれども、先進地に聞きますと、納期内の収納率は確実に上がっているということでございまして、全体の収納率は若干上がっていると聞いております。町としても、納税者の納税手段の拡大を図り、収納サービスの向上と収納率の向上も期待しているところで、まだ収納率の金額についてはちょっとお答えすることはできませんので、期待しております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 米沢議員2点目の、1号車購入に係る予算計上の理由についての御質問でございますが、冒頭説明して重複すると思えます

が、現車両につきましては、購入後11年経過しておりまして、走行距離も約23万キロを超えて、足回りやエンジン回り等に故障等が多く発生してきてございます。本年6月におきまして、会議出張に向かう矢先に故障いたしまして、走行ができなくなったということで、会議の時間までに間に合わなかったという事例もございます。

この車両につきましては経年劣化が著しいということでありまして、これから冬場に向かいまして、いつ同じような故障が起きるのではないかとということをご想定いたしまして、この車両についての寿命等というのか、そういうものを、限界にあるなという判断のもとに、このたび補正を計上をさせていただいた次第であります。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 保育所にかかわりましての御質問でございますが、中央保育所につきましても17年程度経過をいたしてございまして、今後の施設的な対応といたしましてということでございますが、計画的な部分で申し上げますと、屋上防水でありますとか、外壁の塗装にかかわりましては、明年以降、計画的にこれらについては対応していくという考え方でございます。

急を要するというものにつきましては、現在のところ特にということではございませんが、それが発生するということになれば、急を要するものであれば対応せざるを得ないというふうに思っております。

それから、給食関連にかかわりまして、外部からの進入ということで、現段階で外部からそれらのものが進入しているというようなことは特に報告を受けてございませんで、そのことは現実にはないというふうに思っておりますが、これらについてはあくまで密閉等の施設でございまして、これらの精度を高めていくということが日常的な対応かというふうに思っております。

それからもう1点の、今、国内的にいろいろと騒がれてございますノロウイルスの関係につきましては、議員御発言のとおり、各方面から御指導をちょうだいしているところでございまして、何よりも手洗いの励行、それから、特に汚物処理時以降の手洗いをあわせて、直接さわらないというようなことにつきましては、私どもとしても敏感に対応を今させていただいております。あわせて、罹患があるような児童の場合につきましては、それらについては、完治されるようなときまで可能な限り、出所に関しましては、出所を抑制いただくようお願いを申し上げながら、いずれにいたしましても、総体、敏感に対応していくということで現在のところ

を進めさせていただいているということで御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 後期高齢者医療広域連合の負担金の関係でありますけれども、後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の後期高齢者につきまして、平成20年4月から創設することとございまして、これらのすべての市町村が加入する広域連合を設けまして、これらに対する共通経費にかかる負担ということでございまして、まず準備委員会を8月の25日に設立したところでございます。

それらに要します費用として17万7,000円。これらの算定の基礎につきましては、均等割といたしまして10%、それから高齢者人口割といたしまして40%、それから通常の人口割といたしまして50%の算出でございまして、

また、後期高齢者広域連合の負担金といたしまして、この広域連合会が3月に設立されますので、それらに要する費用といたしまして6万7,000円でございます。根拠につきましては、先ほど申し上げましたように、均等割10%、高齢者人口割40%、それから通常の人口割50%、合計いたしまして24万4,000円の計上をさせていただくものでございます。

また、議員の構成組織につきましては、各全道からの市長、町村長、市議会議員、町村議会議員の四つの区分から構成されまして、住民の多様な意見を反映するというところでございまして、幅広い議論が行われるように人数を均等に配分したということでございます。

また、医療費の抑制につきましては、これから広域連合が設立されまして、十分その中で協議をされるということで伺っているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問にお答えをします。

商業振興事業の関係でありますけれども、18年度といたしましては総体で4件であります。内訳は、新築が1件、それから改築が3件となっております。

それから、駅周辺の再開発関係でありますけれども、現段階におきましては計画・構想の段階でありまして、財源確保については、今のところなされておりません。次期総合計画におきまして、その中で位置づけするよう検討中でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） 町長車の購入等については、やはりもう一度見直すべきだと。現行の運用の中で、これだけ財政が大変だという形で、2万、3万のところまで削ってきているわけですから、やっぱりそれに見合った、この町長車の購入に当たっても、十分住民との接点をにらみながら、単に古くなったから購入するというのではなくて、いかに現行の車両を活用しながら運用できるかということも含めて、もう一度考え直す必要があると思います。この点、お伺いしておきたいと思います。

次に、徴収問題については、いわゆる代理店、コンビニ本部、それと代行業者を通して、また金融機関を通しながら町に情報が入ってくるということがありますから、ここでよく言われる情報の漏えい等々の管理等は、実績もあるということですから、そういうことも踏まえて判断に至ったと思いますので、個人情報等が漏えいしないかということが一番心配されています。そういう意味で、安全面、その管理という点では、当然、万全を来さなければなりません。その点、どのような判断に立っているのか。

これに該当する15社がそれにあるという形なのですが、実績を踏まえて町の方では判断したいということではありますが、この15社からさらに絞り込まれた中で、数社がその中にかかわってくるのかなというふうに思いますが、そういう業者のすべてを網羅したセキュリティの面で、いわゆる管理運営がきちっとできるかどうかということも詳細に調べておられると思いますが、この点、もう一度確認しておきたいというふうに考えております。

ノロウイルス対策については、ぜひ、これは万全を期して進めていただきたいというふうに思います。

次、後期高齢者の広域連合の事業負担という形がありますが、これから準備会で、3月には広域連合が実質立ち上がるという形の話であります。

ここで問題を指摘しておかなければならないのは、各連合体によって高齢者の保険料に差が出るのではないかという心配が当然あります。道の試算では、1人当たり約6,200円ではないかという試算も出されていますが、そういう問題が起きないのか。本来でしたら、こういうものは従来の医療制度に乗っかって、その内容を十分、やはり充実しなければならないということですが、今なぜ後期高齢者の枠を別枠にしてこういう制度をつくらなければならないのかということが私自身疑問に感じますので、この点、行政側の判断としては、長所も、いわゆる利点も悪い点も全部含めて判断しているかと思

いますが、この点、もう一度お伺いしておきたいというふうに思います。

あと、検診の受診率が引き上げられなければペナルティーが科せられるという話も聞いております。この点はどういうふうな内容になっているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

あと、駅前再開発なのですが、ここにかかわって、5期の事業の中でという形なのですが、今、何回も繰り返しますが、町の活性化という点ではいいかと思えます。ただ、財源の裏づけがとれるかどうかです。今これだけ財政が緊迫して、住民にかかわるものは、やはりお互いに受益者負担という形の中で負担してもらおうと、削減してもらおうという形のことをしています。そういうことの中で、財政の裏づけが仮にとれたとしても、その内容は多くは起債、あるいはそれに対する借金等で賄うというような補助内容になるのではないかと私自身心配しておりますので、この概略でいいのですが、わかっている範囲でありましたらお伺いしておきたいというふうに考えております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 私の方から、最初の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

町長車の現状については、総務課長から申し上げましたとおりであります。

議員も御承知かと思えますが、特に1号車につきましては、町長が専ら使う車でありまして、御案内のとおり、事務職が勤務時間の中で連絡に使うとか、そういう限定的な使用でないことについては御案内のとおりであります。

6月にありました、公務遂行中支障がありまして、目的が果たせなかったこともありますし、特に、そのことについては、この冬場を迎えまして、危惧されるところであります。

そういう面、それから、今、議員がおっしゃられるように、今、非常に窮屈な中で行政運営を持続するために、いろいろな見直しをしているところであります。そういう観点からすると、金額の多寡については無視できないところでありますが、いずれにしても、今、1号車の果たす機能については多様な機能を持って、時期についても、あらゆる場面で目的を果たすということからすると、今更新することについては、私どもはやむを得ないものと思っておりますし、また、これから長く機能を継続するには、この程度のものを更新することが妥当だというふうに考えておりますので、その点ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

それと、2点目のコンビニ収納の関係については、議員も御案内のとおり、今、国におきまして

も、国税をコンビニ収納に誘導するというような動きもあります。町村ではまだ数少ないわけですが、当町におきましては、納税の向上、環境を整えるという観点で、コンビニ収納を他の自治体に先駆けて体制を整える予定であります。御案内のとおり、いろいろと個人の情報にかかわる業務でありますので、これらにつきましては、この業務にかかわらず、こういうたぐいのものについては、現行の個人情報の保護の条例に基づきまして、情報漏えいのないように、しっかり契約の中でその担保をするということになってございますので、その点、契約段階におきましては遺漏のないように取り進める予定となっておりますことを、ひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 後期高齢者の保険料につきましてでありますけれども、現時点におきましては、北海道の後期高齢者の保険料につきましては試算していないところでございます。今後、国から具体的な保険料の算定基準、試算方法が示され次第、広域連合として試算することになってございます。ですから、上富良野町としての負担につきましては、平成19年7月ごろに示されるということになってございますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問にお答えをいたします。

駅前開発の関係でありますけれども、先ほど私が申し上げましたように、まだ財源等の確保はできていない状況でございます。このことにつきましては、次期総合計画の中で位置づけすることになりますけれども、当然そこにおいては、議員おっしゃるように財源の裏づけというのは必要だというふうに考えます。国の補助、あるいは制度資金の活用、こういったものが当然その中に織り込まれるものというふうに考えております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 収納率の向上、利便性という点では私評価しますが、しかし、そう収納率が極端に上がるというふうにはちょっと見受けられませんが、利便性という点ではいいと思います。

ただ、収納率の向上という点では、やっぱり各種の税が高いというところが根本の原因だというふうに私は思っているものですから、きのうの一般質問でもしましたが、税が低ければ納めやすいと、これは当然のことですが、そういうことも踏まえた税の収納率向上対策というのであれば、一体になって考

えなければ、利便性だけを追求して、ただ、税を下げなくて高くなっていくのだったら、これは同じことです。本当に一体となって考えるのであれば、そういうものもあわせて中で行政が考えなければならぬ、私は着目点だというふうに思いますが、この点、どういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

自動車購入については、この時期を逃したら買えないという話であります。そうではないのだと思うのです。私は、やはり単価の安い車、もしも買うのであれば小さい車でもいいのです。これは、それが乗用車、今のある在庫の中でうまく運用して、それを町長車として利用すると。ああ、町長、ここまで頑張っているのかということになれば、町民と町長の接点も短くなって親近感が生まれてくるのです。今そういうことを住民が求めているのであって、やっぱりこの時期に、これだけの高額な町長車の購入というのはなじまないと思いますが、もう一度お伺いしておきたいというふうに思います。

後期高齢者の問題では、まさにこれは本当に保険料も別立て、あるいは検診率が下がればペナルティを科されるという形の中で、どこの自治体でも怒っているのだけれども、時期があるからということで進められていますが、ここでそういう問題を抱えながら進むという状況の中で、やはり十分な財源手当てができなければ一般会計からも繰り入れできないということです。今、上富良野町を見ても財政が大変で、この連合体の中で住民検診の抑制をしても医療費はなかなか下がらないと。そういう場合は各自自治体で負担してくださいということで、いや、うちは嫌だということにはならない問題もあるものですから、やっぱりそういう問題を抱えているのがこの広域連合のあり方で、離脱もできないという話になっていますから、この点ちょっと、そういうものも含めて、もう一度考え方等についてお伺いいたします。

駅前開発については、本当に慎重にこれは対応すべき内容だというふうに思いますが、私は、財源が、お金がないという状況の中ですから、今、この段階で何も言えないという話ではあるかと思いますが、私は本当に慎重に対応せざるを得ない内容だと思いますので、この点、町長はどのように考えているのか、もう一度今後の課題としてお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、すべて答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢議員の御質問に私の方からお答えさせていただきます。

まず、コンビニ収納の関係、これについては議員御理解いただいているように、環境を整えるという

ことで、私どもは大変大事なことだと思います。

ただ、なかなか納めにくいのは、税金が高いという言い方もあるわけでありまして、私どもも決して安いとは思ってございません。ただ、これは財政の仕組みの問題になりますので、各種の行政サービスを維持するためには、当然、国からの交付金を初め、町民の方から直接ちょうだいする町税が最も大事なわけでありまして。

そういう歳出と歳入の関係でありますので、きのうの町長の答弁にもありましたように、持続可能な財政構造にするために、今、行財政改革を行ってございますので、歳出改革については、休むことなくこれからも取り組んでまいりますし、そのことによりまして、町民の町税も含めた受益者負担の軽減を図ってまいりたいと。そのことによりまして、バランスのある財政構造にして、将来的に持続可能なことを目標としていますことを御理解いただきたいというふうに思うところであります。

それと、町長車の関係については、繰り返すことになるわけでありまして、一時しのぎの手段としては、今持ち合わせている車を代替運行したりすることは可能かと思いますが、やはりこれらについても、将来に向けて安定的に、そういう車両において果たす機能を持続しなければならないということからすると、私どもはこの冬場を迎えて、どこでいつ発生するかわからないトラブルを、またどうフォローするかということについては大変至難なことでありますので、この際、今、十分果たせる、それにふさわしい車両の更新として私どもは提案しているわけでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、後期高齢者医療制度の広域連合の関係については、御案内のとおり、さきの通常国会におきまして、医療制度改革関連法案の中で現行の老人保健法の法律を改正して、こういう体系を整えたわけでありまして、法に定めている内容で、私ども自治体としては都道府県単位の広域連合に参画するというわけでありまして、当然、離脱ができないというふうに認識をしております。

ただ、これらについても、各自治体それぞれ、今、現行で、おのおの医療費の水準が違うということでございますので、これを同じ受け皿で運営するとなれば、先ほどの財政の仕組みではありませんが、それぞれが医療費の抑制に努めるということはこれは、当然、共通の目的でありますので、そのことによりまして、お互いが負担の軽減を図るということで、大事なことだというふうに思います。

そういう観点で、いずれにしましても、今なぜ広域連合だということについては、冒頭申し上げまし

たように、法の改正によりまして、そういう同じ方向に向けて取り組んでいることを御理解いただきたいと思います。

それと、駅前再開発の関連につきましては、今までも大変年限をかけて議論してございますが、なかなか具体的に先が見えないというような状況が否めない事実であります。これらにつきましても、この間、関連の法律も相当変わりました、今まさに経済状況も変わりましたことから、現況の中でこの町にふさわしい形が何なのか、行政にできること、それから民間の方々にできることが何なのかということも十分に慎重に議論して、それなりの方向が今見えてくる段階を迎えまして、その実現に向けて国のいろいろな諸制度をどう活用できるかという、そういう検討の段階でございますので御理解いただきたいと思ひますし、方向が見えた段階で、またいろいろな形で議論をさせていただくことをひとつお願い申し上げます、答弁にかえさせていただきたいというふうに思ひます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 29ページの見晴台公園が今回仕上がりまして、111万3,000円マイナスになっておりますけれども、私どもも行政調査で、10月の11日ですか、調査をさせていただいたのですけれども、ちょっと時期も、秋の終わりごろということもありまして、ちょっとわかりにくいものもあったのですけれども、たしか公園の周りの縁のところにはハーブか何か、柔らかいお花を植えようではないかというような計画ではなかったかと思うのですけれども、この部分の時期があれだったのですから、ちょっとわかりにくかったのですけれども、当初の計画どおり花の植栽はやられたのでしょうか。それともまた少し変更なさったのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

見晴台公園の関連の植栽の関係ですけれども、あの周辺、墓地道路、それと江花通り沿いに2メートル幅ぐらいだと思いますけれども、その幅で多年草の花を植栽してございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 17ページの、3款2項の1目の子育て支援班のところ、西保育所の整備工事の方が、外構を直したりするところが160万円強削減されておりますが、こういった部分で、せつかく財源が浮いているというところであれば、

私は組みかえをして、やはりこれから民間に譲渡するときには、もう少し中の備品等々の整備費に組みかえをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 金子議員の御質問でございます。

これらについては、工事の執行によって残として発生したものでありますので、その分について精査をさせていただいたものです。

もう1点の備品等に組みかえてということでございましたが、現状有姿という形で移譲先との意思を整えさせていただいたということでございますので、そういう状況で整備をさせていただいたということでございますので、御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） もちろん、さきの第3回定例会のときにも同じ意見だったなと思っておりますけれども、やはりつくられてから11年間たっておりますし、今後においても、移譲先と11年間以上、町立の保育所から民間の保育所として活動していただくとのことですので、もちろん民間の事業者の努力等々もあって、外構の工事において、こういった当初の予定よりもお金が浮くということ、いろいろな部分で出てきておりますよね。例えばほかの工事の部分であれば、それに専門にかかって、もちろんお金が浮いた部分は、それは戻して、お金の大変な時期ですから、それは一般財源に戻すということは必要でしょうけれども、現状の西保育所においては、私、前にも申しましたように、ふだんの保育に関する行事の備品もそろっておりませんし、それから机、いすも非常に老朽化しておりますし、運動会やお遊戯会の、そういった細々とした備品も、中央保育所や民間の幼稚園や保育所から貸してもらって行っているというのが現況ですよ。

ですから、せっかく民間の事業者がこうやって努力をして、少しでも町の財源を確保できるような工事を施工されたのであれば、やはり児童に関する部分に目的として使って、それできちとした形で民間に移譲するという方が、確かに第3回定例会のときに、現状の状態ですと渡すということは協議されて、契約がされたということはわかりますが、こういった生きたお金の使い方というのをすべきかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 私どもといたしましては区分をしながら、財源というものは当然にして運用されるものというふうに理解をしてございまして、あわせて、保育所だけではございませ

けれども、移譲という形の中で、すべての財源的な整備というのはそれぞれにあるというふうに思いますので、そのルールを持ちながら、おっしゃるように、いろいろなものをそろえてということもあろうかと思いますが、それ以前の部分については全く無償の対応で整理させていただくということと、あわせて、それぞれ、また、民間等のいろいろな対応もあろうかという部分でございまして、初度の調達のベースからいけば、それらの部分については、私どもとしても導入をさせていただいて、各施設ともそれぞれに、わずかずつでも交換をしてきたということも事実でありますので、そういうベースの中で、先ほど申し上げましたように、現状有姿という形でお渡しをするということで意思を整理させていただいたと、何度も同じようなこととございますが、そのような対応で進めさせていただくということと御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 済みません、システムの部分は非常にわかりますけれども、助役や町長にぜひ伺いたいのですけれども、もちろんこれは工事費として減った分ですから、これは工事費、削減されたものはわかります。でも、せっかくこうやって浮いたお金というのは、やっぱり今後、もう一度予算組み替えをしてでも、きちっと年度内に整備するところは、外見ばかりではなく中の部分で、実際使う、いわゆるソフト的なハードです。そういうところをきちっと整備してあげて、今までは、いわゆる中央と西という形で物のやりとり等々もできておりましたけれども、今度は全く民間先に移譲してしまうわけですから、本来であれば、そろえるべきものはきちとした形でやるべきと僕は思うのですけれども、助役、その辺いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 金子議員の御質問にお答えします。

私ども、この施設の整備を、その目的を果たすための予算ということで、目的を果たした段階で、予算の残余については当然、リサイクルのために回収するというのは御案内のとおりであります。ただ、今回の譲与の関係については、もう既にお互いが合意の中で決着していますことから、その話をぶり返すことにはなりません。今後、こういう同類のものについては、今、議員がおっしゃられるように、本来備えるべきものがないのではないかとということについては十分な点検をして、当事者間での確認が大事だと思います。

私どもは、今回の譲与の件についても、そういう経過をもとにこの結果を生んでいるというふうに認

識してございますので、当時そうだったかなという問題意識はございませんが、今後、将来に向けて、同様なケースについてはそのようなことのないように十分、今、議員の発言の意を用いて対応したいというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） 21ページの農林業費についてお尋ねさせていただきたいと思います。

今回、間接補助ということで、大根の収穫機に補助が提案されておりますが、町として、直接、間接を問わず、毎年、農業振興に対しまして事業導入を図っていただいているところでございますが、実は、そういう流れの中で、当然、お金だけではなくて、これには町の農業振興を図りたいという、そういう気持ちもオーバーラップさせて事業を展開していると思うのですが、実は、昨今、農協が広域合併を図って以来、例えば去年完了いたしました麦の乾燥調製施設等も含めまして、当初は、町の思いとしては、上富良野町の農業者のための農業振興をぜひ、こういう事業を通じて図りたいという思いがこもっていたと思うのですが、いかんせん広域農協という一つのそういう仕組みの中で、片や農協は農協としてその施設の、今回の大根の収穫機も恐らくそういう道をたどることになると思うのですが、最大限の効率的な利用を図ろうという、片方ではそういう絵をかいてしまうわけなのです。

そういう中で、当初、我々上富良野町で営農をしている農業者にしてみれば、町がそういう思いを込めて配慮していただいて実施できた事業であっても、農協の経営者の運営するサイドの視点から見ると、果たして当初町が込めた思いと同じような方向を向いているかということ、私は現実には違った利用形態に変化してしまっているような気がするのです。そして、さらにこれからも、特に、御案内でしようけれども、中富良野町において、近々、二、三年中に20億円を超えるような大規模な米の乾燥調製施設を設置するというようなことがほぼ具体化することにめどがついていると思いますが、それらが完成すると、私が聞き及んでいるところによりますと、せっかく去年完成した当町の乾燥調製施設が、富良野圏域すべてを利用のエリアに含めて、利用形態を再構築するというような計画も既にあるように私は承知しておりますが、そういうことになると、当初、町がオーバーラップさせて、お金とともに設置したときの、その気持ちが非常に、何かちょっと、上富良野町の農業者の気持ちが、農協の方針と全く重なっているのであれば、それはもうとせざるを得ませんけれども、もしそこに思いの違いが

あったまま、そういう運営が農協主導でこれからも行われていく色合いが強くなるという懸念を私は持っているものですから、今後、町が思いを込めて行った事業に対して、事業終了後、町としてどのように農協と接点を持っていくのか、私の思いとしては、やはり上富良野町の農業者が主だということを強く据えていってほしいと思うのですが、町のお考えをお尋ねしておきたいと思えます。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 向山議員の御質問にお答えをいたします。

農協が広域合併になって、一つになったということもございます。確かに今御指摘のように、いろいろな機械施設は利用を広域で行うということになっていくかと思えますけれども、私としては、当然、事業ごとに違いますけれども、機械の事業、それから民間施設等の事業、これらいろいろありますけれども、やはり、事業の目的に沿った活用も当然しなければならぬと。ましてや、麦乾燥調製施設については、これは防衛の関係で入ってございませぬけれども、米の利用も当然中に入っているということでございます。そういうことから、第1は本町の活用ですと。余力がありましたら広域の中で当然活用できるものだというふうに考えています。

私ども、農協の方にそのような考え方を申し入れてございませぬけれども、今後におきましても、そういったことを考えながら、農協については話をさせていただきたいというふうに考えてございます。

議長（中川一男君） 15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ぜひそういうように、あくまでも上富良野町の農業者の農業振興が主目的だということをぶれないで、ぜひ町としての考えを主張し続けていってほしいというふうに思います。

町長にお答えいただければありがたいのですが、富良野圏域の農業振興施策を講じる上で、特に農協と、町長、首長として振興計画を立てる上において、種々意見交換をされる場が多いと思うのですが、先ほど私がお尋ねしたような思いを、ぜひ上富良野町の農業振興を図る上において、町長みずからも、ぜひそういう思いを強くにじませていただきたいと私は願うのですが、町長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

以上で終わります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番向山議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も議員と同じ考えであります。間接補助とはいえ、町が地域の農業振興のための施策を展開したと。そのことは、当然にして地域の農業者のため

に、町としては貢献したいという大きな希望を持って対応するわけでありますから、当然にして地域の農業者の利便性を欠くことのないように対応していただかなければならないと。何らかの形で、そのことが地域の農業者においてマイナスになる、不便性が出てくるというようなことが生ずるといふならば、これは当然にして改善しなければならないといふようなことで考えております。

さきの一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、これらのことにつきましては、私どもも行政の立場としてJ Aの方にはお話をしていかなければならないといふふうに思っておりますが、我々も行政の立場でお話はしますけれども、そういった部分については、この地域の農業者の皆さん方も、自分の農業組織でありますので、そういった機会にやはり発言をしていただいて、行政と同じような立場で是正するよう努めていただきたいなといふふうに思っております。行政はもちろんのこと、地域農業者のために対応するわけでありますから、そのことに先んじて対応していきたいといふふうに思っております。

議長（中川一男君） 7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） 13ページの、先ほどの同僚議員との関連になるのですけれども、町長公用車について、2点ほどちょっと確認しておきたいと思っております。

年間2万キロということで、公務上、公用車として、町長専用車という扱いで1台常備しておくということに関しては理解するところでありますし、今回の故障等々における部分においても、総務課長及び車の管理をしている方の判断によるものと思っております。

この460万円という高額な予算措置をされている車種と、それから、車種の選定に当たって、当然、町長の意思がそこに反映されているのかどうか、その2点をまずお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 岩田議員の町長公用車に関する御質問であります。これは、予算を議決いただきまして、入札をしてから車種というのが、これは、特に限定してございません。ただ、どういう規模かという部分で、車の性能等の部分では、現車両と同規模の3,000ccクラス、冬道対応の4WDという、こういう車の機能のことを考えて今回予算を計上いたしております。

議長（中川一男君） よろしいですか。（「町長の……」と呼ぶ）意思は入っていません。

助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 済みません、ちょっと私の

方からもあえて申し上げておきますけれども、1号車につきましては、通常、町長専用車のように申し上げている、そういう会話が多いわけでありますが、私ども1号車については、町長が優先的に使っているもの、町長専用車だということではないことを御理解いただきたいと思います。用途によりまして、町長が使わないときには他の公務にも使っている実態がございますので、その点一つ申し上げておきます。

それと、今、議長の方からもありましたように、この関係については総務課長が申し上げました、その水準で、グレードについてはその下位の方にあるということで、値段から皆さんもう既にそのような認識をされておられると思いますが、町長の意思がない中で、今、入札に付するために事務的に組み立てて予算をお願いしていることをあえて申し上げておきます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

7番岩田浩志君。

7番（岩田浩志君） それであればなおさらのこと、これだけ住民負担がふえる中、また、今後、行財政改革を進める中で、やはり町長は以前から、私が質問した中でも、職員及び町民に対して範を示さなければいけないと。そういった部分で、範を示す数少ない場面でもあると思っております。そのような中で、やはり今までと同等ということではなくて、例えばハイブリットカーの選択だとか、そういったことも含めて、町長も幾らか我慢したよと、削減したよという中で、この公用車に関しての更新を進めるべきではないかなと私は思います。

ましてや、黒塗りの大型車が各自自治体の首長のシンボリックな時代は、もうとうに終わったと感じます。当然、2年前であれば認められたことでも、これだけ年々めまぐるしく財政状況も変わる中で、やはり町民の皆さんに一番見える部分なので、ちょっと我慢したよということが伝わらないと、町民も今後の負担に耐えられないのではないかなといふふうに思います。また、町民感情からすると、町長への信頼を得るといふ観点からも、当然このような配慮を今後すべきではないかなと思っております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 岩田議員の御質問に私の方からお答えさせていただきますが、町長が範を示すことについては大変重要なわけでありまして、町長自身も、今、町を挙げてやっている行財政改革の先頭に立ってやっていますことから、当然、日々の中で範を示しているということを私どもは理解してございますが、ただ、1号車の車両のあり方については、今までも種々議論がありました。そういう車両

を直接保有して運行することでもいいのか、それが借り上げの方がいいのか、外部に委託することでそういう機能を維持することがいいのかについては、私どももこれまでの間、相当議論をしてみました。ただ、やはり一番安価な方法は、町が保有することが一番安価だというような判断をしたわけでありますので、ひとつその点御理解いただきたいと思えます。

それと、ハイブリットカーについては、今こういう環境問題が非常に問われている時代でございますので、私どももこの1号車にかかわらず、こういう車両についてはそういう配慮も必要だとは思いますが、ただいかにせん非常に、値段的にも割高感がありますので、行政が環境問題の先頭に立って対応することについてはあるべき姿かと思えますが、私の町のこの能力では、なかなかできないということをお断りさせていただきます。

それと、黒塗りの車がシンボルだというのは、私も否定はしませんが、特に、私どもはそういう観点というよりは、非常にオーソドックスな色だと。今、非常にカラフルな色がもてはやされているわけですが、そういうことについては、逆に、質素なものがいいということで黒塗りがいいのかなとは思ってございます。まだ決定はしてございませんので、業者の皆さんと相談をしながら、できるだけ安価な方法で購入をしなければならぬということでございますので、町民感情はわかりますが、私どもも精いっぱいそういうことを念頭に置いて事を進めているということをお断りさせていただきます。

議長（中川一男君） 他にございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 29ページの見晴台公園の関係でございます。

私、さきの9月の定例会で、あそこの周辺の関係住民からいろいろな面での苦情等がありました。その関係、9月の定例会で一般質問をし、町としてはできるだけ関係住民と話し合いを進めてやっております。特に、やる前の段階で、擁壁を削る、山を削る、木の一部を伐採というその影響が住環境の関係に大きな影響が来ているというようなことで、そういう反省の上で、開発局は当然のことながら、町としても関係住民と協議をするということで答弁がありました。

それで具体的に、先般、僕、住民会長に聞きましたら一切ないということでお断りしたので、それらの関係で、それであれば、あそこの関係町内会に話をしたのかなという関係等もちょっとわかりませんので、その点、どのような形で周辺住民との協

議、説明が行われたかという点で確認をしたいと思えます。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 中村議員の見晴台の関係の御質問にお答えさせていただきます。

9月の定例会の一般質問の後、町内会の方と協議させていただきまして、全体ではないですけれども、当時の町内会長ということで協議させていただいている中で、今後、心配される騒音の問題、そして吹きだまりの問題等が今後起きるようなことがあれば、そういった関係機関と協議しながら対応策を進めていきたいというような形で協議をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それでは、いつやって、具体的にどのような苦情、もしくは問題提起等がその町内会から出てきたかという点で、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 時期については、定例会一般質問後の話ですけれども、それで、定かではございませんけれども、一般質問後です。あと、その内容につきましては、当時協議させていただいておりました関係者と、その内容について打ち合わせをさせていただいたということでございます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 僕は、たまたまこの問題が起きたときの町内会長が役場の職員だった関係で、なかなか物が言えないと。しかし、私も、その町内会長に聞いたり関係周辺の人に聞きますと、あれよりずっと下の方でも非常に騒音があると。そういうことで、町内会長を通じて関係住民を集めたのか、もしくは、現在の町内会長を含めて、あの表の列の人だけ集めたのか。言うなれば、僕はやっぱりできるだけ、あそこの下の人たちも音はひどいよというようなことで、特に夜間の関係です。そのような関係もあるものですから、もしあれであればわかる範囲で、できれば具体的にちょっと説明をしてください。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） その関係の御質問ですけれども、当時の、旧年度の町内会長さんという形でお話が、以前から協議させていただいている経緯がございましたので、その方と協議させていただいております。その中でも、今後予測されます吹きだまりですとか、そういったものに対して懸念される部分があれば、今後も引き続き協議させていただきます。

だきたいというような形で、個人です、全体の周辺の住民を集めてのそういった協議はさせていただいてはおりませんけれども、そういった、当時の町内会長さんと話をさせていただいたという経緯がございます。

議長（中川一男君） 中村有秀君の本件に関する発言は既に3回に及びましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、発言を許します。

11番（中村有秀君） ありがとうございます。

今、課長の答弁では、私が9月に言ったのは、できるだけ多くの関係住民を集めてやってくださいと。そうしたら、そういう方向でやりますということだったけれども、今の答弁ですと、そのときの町内会長と会って話をしたということなのでしょう。実際はもうあそこ、全体的に住吉の公営住宅側の人たちがもろに影響を受けているのは事実なのです。ですから、できれば町民の声を十分聞く、そして協働のまちづくりということであれば、そういう姿勢があっただけいいのではないかと。ましてや、住民感情など私は全然知りませんよと、最初の段階から知りませんよということでございますから、ですからやっぱり僕は、新旧町内会長を含めてあそこの町内会の皆さん方にお集まりをいただいて、そしていろいろな面での意見を聞くというようなことをぜひやっていただきたいと思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今後、そういったことで、町内会長さんと地域住民の声を反映できるような形で進めていきたいなというふうに考えてございます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第2号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入に関しましては、一般会計繰入金のうち、基盤安定負担、財政安定化支援につきまして額が確定したこと、さらに、出産育児一時金につきまして、給付額の増額に応じた繰り入れを受けるため、所要の補正をするものであります。

歳出に関しまして、1点目は、出産費の額の引き上げ及び出産数の増加に伴いまして、出産育児一時金を増額補正しようとするものであります。

2点目は、平成18年度医療制度改正に伴いまして、共同電算処理システムの改修が必要となったことから、その経費負担の補正をしようとするものであります。

3点目は、保険事業としまして、高齢者在宅保険医療福祉ネットワーク推進会議開催に伴いまして、所要の補正をしようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明いたします。

議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成18年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ448万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,523万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

7款繰入金、445万7,000円。

9款諸収入3万円。

歳入補正合計といたしまして448万7,000円であります。

2、歳出。

1款総務費、13万4,000円。

2款保険給付費305万円。

6款保険事業費3万円。

10款予備費127万3,000円。

歳出補正合計といたしまして448万7,000円となります。

以上、議決項目につきまして説明申し上げます。

た。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第3号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第3号平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第3号平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点は、国庫補助金であります調整交付金の額の確定によります歳入補正であります。

2点目といたしまして、介護サービス等諸費におけます施設介護サービス給付が、当初予想に比して、人員減や重篤介護の区分給付の減、居宅介護支援計画、いわゆるケアプラン作成費、入所介護のうち低所得入所者に対する食費、居住費の軽減対策、福祉用具、住宅改修給付等、それぞれの需要増によります歳入歳出額の補正であります。

3点目といたしまして、地域支援事業費におけます介護予防事業利用者負担につきましては、対象施設でありますラベンダーハイツが直接収入することが合理的でありますことから、その整理をするものであります。

4点目は、各サービス給付費等の歳入財源充当をルールに基づき精査した結果、不足する額を予備費により充当し、補正総額2,009万3,000円の減となったところであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第3号平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成18年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,009万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,982万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

款の補正額のみ申し上げます。

2款分担金及び負担金46万6,000円の減。

3款国庫支出金772万1,000円の減。

4款道支出金381万6,000円の減。

5款支払基金交付金577万4,000円の減。

7款繰入金231万6,000円の減。

歳入合計2,009万3,000円であります。

2、歳出。

2款保険給付費1,863万円の減。

3款地域支援事業費40万円の減。

8款予備費106万3,000円の減。

歳出合計、歳入同額の2,009万3,000円であります。

以上、説明といたします。

原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 給付費、6ページについてお伺いいたします。

この中では、介護サービス等の給付費が支援計画という形で計上されております。その年によって介護を受ける方、受けない方々があって、当然変動するわけではありますが、それも踏まえてお伺いいたしますが、当初の見込み数から比べて、現時点では居宅支援計画の人員は何人になっているのかお伺いいたします。

それと、この居宅介護の支援計画の作成費というのは、たしか介護度によってそれぞれ違うかというふうに考えますが、現状ではどのようになっているのか。要支援においては、また限度額が変わっていると思いますが、その現状等についてお伺いしたいと思います。

さらに、これにかかわって、社会福祉協議会においても、当然、介護予防という形の中で、この計画にかかわっている部分もあるかと思いますが、この

点もわかればお伺いしたいというふうに考えています。

それと、施設介護給付費という形で、当初の見込みより重度の方が減った、あるいは受けられない方が見込みよりも減ったという形の話ではありますが、当初の見込み数と現状の施設介護の介護度の実態等がわかればお伺いしておきたいというふうに考えています。

それと、住宅改修費の問題でお伺いいたしますが、これもその年によって受ける方、受けない方がありますが、当然それによって変動があることはわかっておりますが、これも現行では、初めて利用する人が多いほど補正予算をふやさなければならないという感じがあるかと思いますが、当初の計画と、今回はどうだったのかということ、改修の内容等についてはどのような改修がされるのか、この点、お伺いいたします。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、介護プランの関連であろうと思いますが、それにつきましては、現行どれぐらいのプラン数かということですが、平均的な言い方で恐縮ですが、大体、当初計画では、総額で申し上げますと、介護給付にかかわりましては2,900ぐらいの予測でございまして、予防給付では420件程度。実績で、現状の中で申し上げますと、今の段階で、7カ月間でございすけれども1,638、若干落ちぎみになっているかなというふうには思いますが、そのほか予防給付にかかわりましても若干落ちて、今、104件というところになってございすますが、総体として一部数字は落ちている部分もございすますが、単価等の差益が生じてございまして、今回の補正という部分もあるということで御理解を賜っておきたいと思ひます。

それから、次、社協の特定高齢者にかかわってございすけれども、これにつきましてはいろいろな制度の制限がございすので、御承知のように、お一人のケアマネジャーがお持ちいただける部分というのは、介護で35件、それから、その残りの部分で2分の1の割合になりますが、予防給付という部分については最大8件まで確保できるということになってございす。その予防にかかわっては2分の1の算定ですということでありす。そういう枠の中で、社協の居宅介護事業所としてもお持ちいただいてございす。

それから、介護度の人数ということですが、これについても、今回、特に減額になりました施設入所にかかわっては、介護度4、5の部

分でございすけれども、当初計画より10人程度減になっているというところですが、これについては、その時々の変化、当然にして起きてくるということですが、これまで介護度4の方が5に移行するという可能性もございすので、今後の推移を見ていく必要があるかと思ひます。

それから、住宅改修にかかわってございすけれども、住宅改修、現状44件ということですが、これは、議員御発言のとおり、その年々によって変化が非常に大きいという部分もございすますが、今回の場合は20万円限度での便器の取りかえというのが入ってございすので、これが4件ほどございまして、ある程度の伸びがあるかなと。一般的に住宅改修では、手すりの設置でありますとか段差解消、それから床材の張りかえ、あとは扉の取りかえというのが主体的なものかなというふうに考えてございす。

以上であります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） お伺いしたいのは、今後、例えば居宅介護の支援計画を立てることになりますと、今、課長もおっしゃいましたが、1人当たりのケアプランを立てるケアマネジャーの、いわゆる計画が立てられる人数は35名というラインがあります。また同時に、要支援においては、1人当たりのケアプランを立てるとなると4,000円という、いわゆる定額になるという問題があります。

今後、社会福祉協議会等が独自の運営をしなければならぬという形の中で、町からの補助金等も削減されてきております。そういうことになると、そういうものも含めた一定の、ただ独立採算という形ではなくて、こういった部分の定額の部分も、新予防給付という形の中で受け持った場合に、補助をするだとか、そういう考えということも当然必要になってくるのではないかなというふうに、今回の予算を総括してみますと、そういう問題も浮かび上がってくるというふうに思ひますが、この点はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、施設介護等において、その年によって変わりますから当然そうなのですが、3、4の人が重度になるだとか、そういう傾向が一部見受けられるような気もするわけなのですが、入所している方の実態としては、現状3だった人が重くなって4になるだとか、そういった介護度の変化という点では、どのように統計として押さえられているのか、この点、お伺いしておきたいと思ひます。

町では、今、当然、予防給付という形で、ここに

至る前の介護予防という点で、住民健診等も含めてされておりませんが、しかし、介護の問題でありますから、人の問題でありますから、体調がいつどこで、当初の思惑とは違って重度化するという事も考えられますので、この点を含めて現状認識としてお伺いしておきたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） まず、1点の、ケアプランにかかわります予防の計画作成、おっしゃるとおり4,000円という単価になってございます。ただ、総体として、これらにつきましては、社会福祉協議会だけが対応しているということではなくて、すべての居宅介護事業者にかかわっている内容でございますので、その枠の中で御協力をちょうだいしていく。私ども、それ以上を超えて受け持ていただくことができないという制度上の制約がございますので、それぞれその枠の中で活躍をいただくということで進めていきたいというふうに考えてございます。

2点目の介護度の変化でございます。それは、時々によって変化していく状況であります。認定者の方々によって変化していく、例えば17年度と18年度との比較で申し上げていきますと、特に4、5の部分では、5の部分が比較的、現状で申し上げますと、昨年より人数的には多いかなと。5の部分については、大幅に減じているということが一つございます。これらについては、それぞれの対応の中で進んでいくものであります。可能な限り要介護の状態にならないことをつくりながらいくということで対応していきたいと思っておりますので、この辺のところは今後の大きな取り組みの視点となっていくものというふうに理解をしているところであります。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

事務局長（中田繁利君） 休憩時間を約15分といたしまして、再開時間を午前11時ちょうどいたします。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第5 議案第4号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第4号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第4号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入は、給水工事の設計審査及び検査手数料が当初見込みより件数の増により増額、歳出は、10月6日の低気圧により雷の発生により、江花簡水の配水池及び浄水場に落雷事故が発生し、電気計装盤及び増圧ポンプ制御盤に被害を受けたところでございます。その修理費用の計上と一般管理費の執行残を減額補正するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第4号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成18年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,949万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料6万8,000円。

歳入の合計は、同じく6万8,000円でございます。

2、歳出。

1款衛生費9万4,000円。

2款公債費2万6,000円の減。

歳出の合計6万8,000円でございます。

以上で説明といたします。

御審議いただきまして議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第5号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第5号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第5号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の補正の要旨を御説明申し上げます。

歳出は、浄化センターの抜気攪拌機の軸受けが摩耗により損傷したことによります取りかえ費用及び緑町ポンプ場のマンホールポンプ修繕費の計上と、建設事業費確定に伴います減額でございます。

歳入は、歳出の減額相当分を、一般会計からの繰入金金を減額補正するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成18年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,984万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3款繰入金101万1,000円の減。

歳入の合計、同じく101万1,000円の減でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費101万1,000円の減。

歳出の合計、同じく101万1,000円の減でございます。

以上で説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第6号

議長（中川一男君） 日程第7 議案第6号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいま上程されました議案第6号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目としまして、本年7月に採用しました看護師1名の給与費の増額及び臨時介護士に係る賃金の減額でございます。

2点目としまして、デイサービスセンターの業務用無線機の登録更新に係ります手数料の計上でございます。

3点目としまして、施設整備費の工事完了に伴う事業費の執行残を補正に計上するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第6号平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）。

平成18年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみ申し上げます。

1、歳出。

1、総務費193万2,000円。

2、サービス事業費91万4,000円の減。

3、施設整備費77万5,000円の減。

6款予備費24万3,000円の減。

歳出合計、増減はございません。

以上、議決事項の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第7号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第7号平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程されました議案第7号平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨について御説明いたします。

1点目は、診療費支払い待ち時間の短縮と請求漏れなどの防止を行うことを目的に、電算システムの一部拡張をすることといたしておりましたが、国が進めず医療情報化の進行が予定より進んでおり、特にレセプトの電算化がここ数年のうちに構築を行わなければならない状況となることから、これにあわせ拡張等を行うことがより効果的と判断をいたし、後年に送ることといたしました。

2点目は、屋上防水工事、壁等の塗装工事が完了しましたことから、工事費の精査を行うものでございます。

3点目は、寄附金の計上でございます。入院患者様の御家族様から1件、10万円の御寄附をいただきました。趣旨に沿いまして予算措置を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第7号平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、平成18年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入585万8,000円の減。

第1項出資金595万8,000円の減。

第4項寄附金10万円。

支出。

第1款資本的支出585万8,000円の減。

第2項建設改良費585万8,000円の減。

以上、議決事項の説明といたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願いいたします。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） ページが3ページ、4ページで1款2項1目ですか、資産購入のところで、介護備品と医療事務ということで、これは療養型病床群のことになるのですけれども、介護保険というのは平成7年から勉強が始められたのです。ああ、在宅介護が進むのかなと思っておりましたら介護保険が適用になって、ちょっとしたら療養型病床群ということで、病院でやりますよということ。何でこういうことをやるのかなという感じを持っておりました。せっかく在宅介護といていたのにと、そういう感じでありましたら、今度はまたなくなるということが出てきまして、私、協会病院に行って療養型病床群をちょっと見たのです。そうすると、どなり声が聞こえるのです、入っていったら。わんわんとどなり声です、男のお年寄りの方です。そういう方とか、それから、頭はしっかりしていても体が弱くて、ぼとっとベッドから落ちて骨が折れてということで、この方々はほとんど症状固定なのです。これはお医者さんも看護師さんも大変だなという感じで見えておりましたら、案の定なくなるよという話が出てきていると。

そういうことで、ちょっと事務長にお尋ねしますが、現場の看護師さん、こういう方々を見ていて、医ではないのです、注射をしたりどうかということではないのです。ほとんど療養ですから、症状固定だから若干の薬ぐらい出るかなという、そういう状況で、非常にけがをしたり、そうやってどなったりという状況の中で、医に携わっていた看護師さんたちの御意見をお聞きしたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） まず、梨澤議員の御質問にお答えします。

予算関係の介護備品購入につきましては、これは、品物につきましては、寝たきりの方々が非常に多ございますので、エアレーションといいまして、ベッドの下から空気を吹きつけて褥瘡等の発生を予防するといった機器でございますが、そういったものの購入に充てるということでございます。

2点目の療養病棟の患者様の状況と、その医療の関係でございますが、当病院におきましては、議員御発言のとおり、自分で歩けないとか、自分で物が食べられないという方々がほとんどでございます。通常は、薬だとか、それから日に1回のリハビリの機能訓練等々を行っております。国がそういったことから、今回の、ほとんど医療の必要がない方が多いということの判断のもとに、介護病床を廃止するといったことの経過にはあると思っておりますけれども、当病院におきましては、全然そういった、医療の必要ではないということではございませんけれども、一般の患者様と比べてそういった方々が多いということは事実でございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 現場の方の声というものを言うと、批判を受けるからなかなか言いづらいところがあるかと思っておりますけれども、私が現場に行ってみて感じたのは、それを感じたのです。これは大変だということを。だから、一概に病院に預けておけばいいのだということにはならないのです。本来の医の方に影響が出るのではないか。だから、ただ単に病院運営の経費どうかという話ではないと思うのです。だからといって病院から出していいよということでもないのです。

ここのところは奥が深いものがありますから、町長も先ほど答弁で、療養型病床については考えるということをおっしゃっておりますし、現実に病院の方としても、置くようになるかもしれない、そうでないかもしれないというような、そういうことでやっておられるということはわかっておりまして、これは現

場に、医に携わることを考えると、軽々と病院の中に置いていいかという問題が、看護師さんのこととか先生のことを考えると、いいのかという問題があります。ですから、これはしっかり考えていかなければならないものがあるというように私は思って、ここに意見書が出ておまして、廃止・削減ということ、これの中止ということで意見書が出て、このときは私が言ったのですけれども、これはまだ今検討しているから、議会にはまだ早いのではないのかというようなことを言ったのですけれども、こうやって出てきておりますけれども、私は何回も言っておりますけれども、医に携わっている方々のことを考えると、医の方に専念していただきたいというように思うのです。

そういうことでもって、医と療養でもっての療養型病床群ということ、今現在どのようにお考えになっているかということについて再質問ということでお聞きしましょう。

議長（中川一男君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 梨澤議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

療養病床の部分と一般病床の部分の考え方をお聞きでございますけれども、私としては、今現状のそういったすみ分けが、入っている患者様の負担等も考えますと、大変、現状の姿の方がいいと思っておりますけれども、国にしましては医療費の抑制の観点から見ても、そういった区分をさせて、医療と、ほかの施設に行ってくださいといったようなことの部分を打ち上げておりますけれども、病院を運営している者として、現状の施設で置いてもらう方が、病院としても、患者様の家族としても安心しておられるのではないかとこのふうなことでは思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第8号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）の補正の要旨を御説明申し上げます。

平成19年4月から、利用者への利便性を図るとともに、上下水道料金収納の手段の拡大を図ることにより、収納率の向上に資することを目的に、コンビニ収納を導入することに伴い、事前に準備作業を進める必要があることから、コンビニ収納サービス契約料の補正とシステム整備の債務負担行為をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用の第1項の営業費用2万1,000円。

第4項予備費2万1,000円の減。

第3条、予算第8条の次に次の1条を加える。

債務負担行為。

第9条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項、コンビニ収納システム整備事業、期間は平成18年度から平成19年度まで、限度額は47万3,000円でございます。

以上で説明いたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） ただいまの説明で、コンビニ収納システム整備事業ということで予算を組んでやることはよろしいと思いますけれども、収納の効率が図れるのではないかというふうに思いますけれども、これは、どういう箇所に何カ所設置されるのか。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 岩崎議員の御質問

にお答えさせていただきます。

コンビニ収納ですから、全国に、例えばセブンイレブン、ローソンですとか、そういったコンビニが何件もあるわけですが、そういったコンビニから、全部の店舗から、そういったシステムを導入しておりますコンビニからすべて収納できる形となります。

議長（中川一男君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 今、全国的に、そういう大きな分野でお答えいただいたのですが、上富良野町で実際にそういう回線が入っていて、そういうものを把握してこういう予算を組んでいると思うので、もう少し具体的にお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町でいえば、セブンイレブン、それとローソンがすべての店舗で収納できることになってございます。

以上です。

議長（中川一男君） よろしいですか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） わかります。ローソン、セブンイレブンということですが、それは町内に何店舗があるので、そういうシステムに該当する店舗は全店にこれをお願いしてやるのか、それとも指定してやるのか、その辺も。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

すべての店舗でそういった収納のシステムが導入されてございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 認定第1号

日程第11 認定第2号

議長（中川一男君） 日程第10 認定第1号平成18年第3回定例会で付託された継続審査の議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算

認定の件、日程第11 認定第2号平成18年第3回定例会で付託された継続審査の議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長西村昭教君。

決算特別委員長（西村昭教君） 決算特別委員会の審査報告書。

本委員会は、平成18年第3回定例会において、閉会中の継続審査に付された下記案件を審査した結果、次の意見を付し認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成18年12月8日。上富良野町議会議長中川一男様。決算特別委員長西村昭教。

付託事件名、議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件、議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件。

審査の経過。

本委員会は、平成18年10月4日、5日、6日の3日間開催し、正副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による分担書類審査を行い、全体による審議を行った上、各分科会の審査意見を求め、この報告をもとに、委員相互の意見交換と理事者の所信をただし、意見集約をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

監査委員の審査意見は、いずれも的確な判断によるものと認められるので、この指摘事項については早急に改善または対応し、執行に当たられるよう強く要望する。特に別記「平成17年度上富良野町決算特別委員会審査意見書」について善処されたい。

なお、平成17年度の上富良野町決算特別委員会審査意見書の内容につきましては、さきに配付されておりまして、御高覧いただいたものとして省略をさせていただきます。

よろしく認定のほどを賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、認定第1号及び認定第2号の報告を終わります。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、平成18年第3回定例会で付託された、議案第8号平成17年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件に対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、平成18年第3回定例会で付託された、議案第9号平成17年度上富良野町企業会計決算認定の件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

#### 日程第12 議案第9号

議長（中川一男君） 日程第12 議案第9号組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第9号組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、初めに提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、組織機構改革について申し上げます。

現在の組織機構は、簡素で柔軟な組織体制にすることを目的としまして、平成11年と平成16年の2回にわたり、課の統廃合を行うとともに、係制から班体制への移行による完全スタッフ制の導入などの見直しを経まして、現在の姿に至っているところでございます。

その後、2年半余りが経過しておりますが、地方分権時代における行政組織として、職員数の削減を進めている一方で、行政需要はますます複雑化・多様化するなど、情勢の変化に対応できるさらなる体制を構築することが強く求められております。

このような時代の要請と住民ニーズにこたえる新たな体制の実現を目指し、また、将来の行政執行をも視野に入れて、現行における延べ12課を、町長部局では、総務課、町民生活課、保健福祉課、産業振興課、建設水道課、ラベンダーハイツ並びに町立病院の七つの課に再編し、ほか、議会事務局及び教育委員会事務局の教育振興課を加えた延べ9課に改めるものといたします。

このほか、現行の会計課に、今回の地方自治法の改正により、課長職にある会計管理者を配置することにいたします。

また、現在、課の中に設けている26の班につきましては、関連する業務の枠組みと適正な班の規模を考慮しながら、施策目標を共有するチームとして22の班に統合・分割し、再構築いたします。

加えて、第5次総合計画の策定や行財政改革の推進など、当面の課題に対応する4部門の専門主幹を置くことにいたします。

このことによりまして、少ない職員数の状況下にありまして、多様な行政需要に対応していくために、可能な限りスタッフ職の配置に努めてまいります。

また、機構改革の効果を引き出すためには、職員個々の意識、能力の向上が欠かすことができないものでありますことから、職員研修の充実や多様な人事管理制度など、職員の潜在能力を発揮させることができる環境を整え、組織力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上、申し上げましたことを基本方針としまして、現在のスタッフ制をより成熟させ、自立性の高い効率的な行政組織を目標に、平成19年4月から新体制に移行してまいります。

なお、このたびの機構改革に伴い、町民への周知や関係する規則の改正手続等につきましては、3月までに順次取り進めてまいり予定でございます。

次に、地方自治体の自主性・自立性の拡大等のために、本年6月7日に交付されました地方自治法の改正に伴う関係条例の整備について申し上げます。

改正されました地方自治法では、助役の名称が副市町村長に変更されるとともに、特別職でありました収入役を廃止、かわりに一般職の会計管理者をすべての地方公共団体に置くこととなりました。

また、吏員とその他職員の区分及び事務吏員と技術吏員の区分を廃止し、一律に職員とすることになったものでございます。

このことによりまして、関係する上富良野町条例の所要の整備を行うため、さきに申し上げました組織機構改革とあわせまして、必要とする条例を一括して制定すべく本議案を提案する次第であります。

それでは、以下、議案内容の要点について説明してまいります。

議案第9号組織機構改革及び地方自治法改正に伴う関係条例の整備に関する条例。

まず、第1条では、課設置条例を全部改正するものでございますが、議会及び教育委員会を除く町長の権限に属します事務部局における課の組織を、冒頭申し上げました七つの課に再編するものでありま

す。

新たな課につきましては、改正条例の第1条に列記してございますが、特に1号では総務課と企画財政課を統合し、管理部門のコンパクトな体制とするものであります。

また、2号の町民生活課では、町税等の賦課徴収部門や住民自治推進部門、広報・広聴部門、町営住宅部門など、住民生活に直接かかわる部門を統合した課の枠組みといたすものでございます。

また、改正条例の第2条につきましては、それぞれの課ごとに代表する事務を明記してございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、第2条では、職員定数条例の一部を改正するものでございますが、少ない職員数で効率的な行政運営を進めるために定めました職員数適正化計画に沿った職員数を定数条例に明確に示すことが必要との考えから、現在の条例定数244名を189名とし、それぞれの部門ごとの定数を改めるものでございます。

以下につきましては、地方自治法の改正に伴うものであります。

順に申し上げます。

第3条は、副町長の定数を1人とするものであります。

第4条は、収入役制度の廃止に伴い、収入役事務兼掌条例を廃止するものでございます。

第5条から第7条までの関係につきましては、助役の名称を副町長に改めるものでございます。

第8条は、上富良野町病院事業の設置に関する条例で、収入役の事務を助役に行わせていたものを、会計管理者に行わせるよう改めるものであります。

第9条から第11条までの規定につきましては、吏員の名称を職員に改めるものでございます。

第12条につきましては、地方自治法の改正に伴う条項移動により、条文整理を行うものであります。

施行期日を平成19年4月1日からとするものであります。

附則第2項では、職員定数条例につきましては、平成22年度末までの期間における経過措置として、職員定数を平成19年4月1日の職員配置予定数とする読みかえ規定にしております。

以上で議案第9号の説明といたします。

御審議いただき、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 今の説明では、行政改革の一環という形の中で組織機構を再構築したという形です。また同時に、地域の住民の要望にこたえるため、スタッフ制の内容をさらに充実するという形の報告がありました。

そこでお伺いしたいのは、町の方から提出された課題と反省、成果というところにちょっと戻って、町の考え方等はどうなのかということで、改めてお伺いしたいというふうに考えております。

課題と反省という中においては、スタッフ制では課内の柔軟かつ機動的な体制、決定権を持つ課長職に多くの役割が期待されたが、課長職の変化が職員には余り見受けられなかったと。また、主幹等においても、その意欲や責務という点でも、必ずしも十分な成果という点では発揮されなかった。それと同時に、班内においても、極めて業務を多面的に理解するという点では、不備がまだまだあるという形の報告がされております。

成果としては、そういう反省も踏まえながら、今後、スタッフ制についての機能の発揮という点での業務調整など、突発的に起きた問題でも横断的に発揮される土壌がつけられたとか、いい点が書かれておりますが、これは、11年、16年の2度にわたって改革された中でも、この課長職や、あるいは主幹職、また、スタッフの職員においても、横断的に物事を対処するという点が十分ではないという形の評価が16年度においてもされてきておりますが、そういった点で、全く成果がなかったというふうには見ないのですが、やはり、現場におけるトップに立つ方の目配りや、また条例等に関して、こういう条例のときはこう対応するのだとか、そういったところの役割機能という点で、日常的にスタッフ内とのミーティングもやられているというふうに聞いていますが、そのミーティングの中身、そういったものの充実という点では、まだ課題が残っているのではないかなというふうに私は考えているところですが、この点は、今後、課の再編にあわせて、どのような反省に立ってその課題を乗り越えようとしているのか、この点お伺いしておきたいというふうに考えているところであります。

次に、人事評価制度という形のもので、この人はAという方から比べて相当仕事はしているという形の評価なのかというふうに思いますが、その評価の基準、どなたが各部署における一人一人の職員の評価をするのか。第三者が入ってこういった評価をするのか。それと、これは給与面にも人事評価という点ではあらわれてくるのか、この点お伺いしておきたいというふうに思っています。

最終的には、この職員の適性化計画に基づいて、

第3次の職員適正化計画では、平成23年度においては町長部局では123名、最終的には合計、病院も含めて189名にしたいという形の表現になっております。そうすると、自動的に退職される方、その補充という点では、この計画では数名を補充するという形になっておりますが、そういう意味で、財政が大変だという状況の中で、勧奨退職や、あるいは希望退職、あるいは再任用制度の中で、いわゆる経費の節減も含めた財政計画というのも当然考えていらっしゃると思いますが、この点の考え方についてもお伺いしておきたいと思っております。

議長(中川一男君) 総務課長、答弁。

総務課長(佐藤憲治君) 9番米沢議員の3点の御質問にお答えさせていただきます。

今回の機構改革を、全体、庁舎内、組織内で議論する過程の中で、まず、今の現状の課題と成果を検証した上で機構を見直していかなければならないというところからスタートしまして、それを前提としてどういうふうに構築していくかということの議論を進めてきたわけでありまして、議員おっしゃるとおり、まだ課題が残っているという部分も一部意見としてはございましたが、総じて、やはりこれからの行財政改革に沿った中での職員数を削減していく中で、また仕事量もふえていく中で、いかにスリムな組織にしていくかということは、これは職員全員の共通認識で、今回の機構改革を受けとめをさせていただいておりまして、提案させていただきました組織体制という体制に至ったわけでありまして、その中で、課題ということで御指摘がございました。当然、いろいろな諸課題については、個々の課、あるいは班の中で課題を議論しながら、検討しながら解決していく部分もございまして、今、いろいろな横断的な部分で、他の課とも当然連携しながら検証していかなければならない課題も多くございまして、それらについては十分それぞれミーティングをした中で、当然、課題に対する取り組みという部分については、それぞれが共通認識で重要性を認識してございます。したがって、それらについても当然にして、そういう議論を深めながら諸課題に対応していくことについては、これからも同じでございます。

次に、人事評価の御質問であります。これについては、機構改革に当たりまして、それが実効性のある機構改革ということになりますと、そのためには組織力の向上をするために、それを補完するべく人材の育成という部分も必要でございますし、人事管理制度ということで、意欲のある職員の登用とかという部分の、さまざまな人事管理制度の検証を当然加えていかなければならないという部分でございます。

ますが、これにつきましては、議員の人事評価という御質問につきましては、これは現実に、この評価制度を当然構築していかなければならない課題でございますが、今まだこの部分については検証中でございます。それについての内容については、人事評価制度が構築した時点では、当然給与等にも反映していくような形になるかと思いますが、そのようなことで御理解を賜りたいと思います。

それと、職員定数の改正の中での御質問であります。これも、やはり組織力の向上という点では、いろいろな面で、人事管理制度の中で、今現在ある優遇措置で退職者の勧奨制度というものもございしますが、登用に当たっても、希望昇任制度とか、あるいは、役職をみずからおりるといふ希望降任制度、こういうような人事管理制度というのは、今後、組織力の向上に向けては重要なことであるといふふうに認識してございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） やる気があるかといういろいろな問題もあります。やはりこの間の職員のやる気を失わせないように、このスタッフ制というのは重要であります。

それで、もう一つは人材をきちっと、一人一人のスタッフ制ですから、力を持っているのかという形の中で、配置されるかどうか、当然そこが業務をスムーズに運営できるかどうかのポイントだといふふうに思います。そういう意味で、当然、この人事配置等においては、みずからもここに、別な課に移りたいという形のお互いのやりとりがあるといふふうに考えられておりますが、そういうものも含めて、やっぱり町長を初め人事においては、十分職員の資質というものも見て、そこに配置するといふことが必要だといふふうに思います。

現在、職責に耐えられないで休職しているという方は上富良野町にいらっしゃるのかどうなのか。そういう方がいたら非常にまずいわけですから、何らかの精神的な影響の中で、負担に耐えられないということであれば、そこを速やかに配置がえするということも当然必要な考えだといふふうに思います。この点どうなのかということが一番大事な点ではないかなといふふうに思っているところです。その点についても、考え方等についてお伺いしておきたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） それでは、米沢議員の質問に私の方からお答えさせていただきます。

職員のやる気については、積極的にやる気を持っ

ていただくという、主体性を持っていただくということはもう当然であります。私どもはこういう立場になること自体が、もう既に主体性を持って役割を果たすということ強く自覚を持っていただくことは非常に大事なことであります。ただ、それぞれの職員で、非常に潜在的な、いろいろ多様な能力がございしますので、それと仕事がうまくリンクすることについては大変重要なことから、当町におきましても、少し前から希望の異動を、そういう制度を試行的に運用しまして人事配置に当たっているところであります。

今後もそういう制度の充実を図りながら、それぞれ効率的な公務の執行につながるよう努めてまいりたいといふふうに考えているところであります。

それと、非常に今、社会的に複雑化している中で、当町の職場におきましてもメンタルヘルスが非常に大事だということでありまして、その制度化に向けての組織議論も実はしているところであります。

他町村も同じかと思いますが、精神面で非常にダメージを受けまして、日々の勤務に耐えられない状況も、当町としてもないわけではございませんので、それらについては、ただいま申し上げました、組織的にどう回復できるのかということ制度化をする中で、復帰の道を考えていかなければならないと思いますので、これらについては、管内的にも町村間で情報を共有しながら、そういう制度の充実に向けて、当町についても努力しているのが実態でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） これは、私たちの方で審議した結果で、余りよろしくないのかなと思うのだけれども、一つだけ。

組織を改革すると、12が10になるのだよということになると、課長職というのは非常に辛い面も出てくるのかなといふふうに思うのですけれども、いかに課長が上手に人を使っていくかということが、これから重大な問題になってくるのだらうといふふうには思います。

私たちの方、ちょっと小さいかもしれないけれども、私たち商工会としては、一日、朝礼のときに、私はきょうはこういう仕事をやりますと。それは、局長以下、全部そういうふうに表示しながら一日仕事が始まるというシステムになっているのです。だから、そういうふうなことも、課の中では大変だと思うけれどもしていく必要があるのではないかなといふふうに思います。

それと、人事評価というのは、もちろんこれは大

変な仕事だと思うのですけれども、商工会としても人事評価をなさないと。それは何だといったら、給料に査定するのだと、直結で実は来ていたのですけれども、人事評価は非常に難しく、私はやらないでやめてきたのですけれども、これはだれがするのかという問題が出てくると思うのです。だから、町長がやるのか、副町長さんが今度やるのかわからないけれども、第三者的にやることも必要なのだろうと思うし、そういうこともこれから十分に考えてやっていかないと大変な時期になってくるなど。仕事の量が膨大になってくる。

このアンケートを見ると、職員にしっかりと共通認識はなされていない。全くそのとおりなのだなどというふうに、実際、私たちは見ているのです、現在は。だから、その辺も少しあわせて、今後検討していく必要性もあるのかなと思いますので、私がこのようなことを言っているのかどうかわかりませんが、そういうふうな方向づけをひとつつけていただきたいというふうに思っております。それに対して、助役の答えをひとつよろしくお願いします。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 10番仲島議員の御質問にお答えいたします。

今、他の組織の例を挙げられましたので、私どもも参考にしたいと思いますし、今も既に当町の職場の中でも朝礼を、従前は町長が1階におりてやっていたのですが、各課単位で課長を中心にやっているのが実態であります。その朝礼を通じまして、一日の行事、それから課題等の情報交換をして意思の疎通を図っているわけではありますが、まだまだ足りない面もあると思いますし、まだ幅出しをして、そういう意思の疎通の図り方、仕事の解決に向けまして、どういう方法が一番いいのかについては、各課長が絶えず朝礼をするのか、持ち回りで課の中で、そういう音頭をとりながら、そういう機会をみんなが経験をするというのも重要なことでもありますし、その辺は柔軟に、今後も充実を図る方向で考えていきたいと思っております。

それと、人事評価については、総務課長が申し上げましたように、今まだ研究中であります。既に御案内のとおり、給与の構造については、もう人事評価ができるような形で給料表ができていますので、国の動向も見ながら評価制度の確立に向けて努力をしてみたいと思っております。

これらについては、内部的にどうできるのかもありますし、また、評価の仕方が、余り主観的でも困るでしょうから、いかにそこに客観性を担保するかについては研究をする必要があるというふうに考え

ているところでございます。

いずれにしても、それぞれのポストで非常に困難な業務に当たるわけではございますが、なかなか人材も数を抱えられないということで、少数精鋭の中でやっていくことについてはもう御案内のとおりでありますし、その中で一番大事なのは、その機能が十分果たされるかということが一番問われてございますので、これらについては今現在の役職の方を初め、これから中堅・若手の方がそういう機能を担えるような形で、組織的に努力してまいりたいことを申し上げておきたいというふうに思います。そういうことで、少し時間をお与えいただければというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

事務局長（中田繁利君） 再開時間を午後1時からといたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 日程第13 議案第12号

議長（中川一男君） 日程第13 議案第12号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、先に提案の趣旨を御説明申し上げます。

本年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与を改正する関係法律が平成19年4月1日に施行されることになっております。

また、これまで労使間において継続事項となっておりました本町の特殊勤務手当につきまして協議を重ねてまいりましたが、これを一部廃止及び見直し

に改定することで合意いたしております。

また、今般の地方自治法の改正に伴いまして、会計管理者の給与規定の整備を行うこととしております。

このようなことから、所要の改正を行うよう、本条例を改正するものであります。

本条例の改正内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第1に、少子化対策に対応するものとして、3人目以降の子などの扶養手当額を、1人目、2人目の子の手当額と同額とするよう引き上げ改定するものであります。

第2に、特殊勤務手当の見直しに伴う改定であります。現在、月額で支給している無線業務手当、重車両運転業務手当、下水道業務手当、放射線取扱手当、細菌検査手当、薬剤業務手当、ギブス手当の7種類の手当は廃止、新たに、深夜・早朝の除雪作業に従事する者に対する日額の道路上除雪作業手当を設けるものであります。特別養護老人ホーム及びデイサービスに勤務する介護職の介護業務手当につきましては、定率制から定額制に見直すものでございます。

第3に、職員に応じた率により支給しております管理職手当を、支給率相当額の定額化とするよう改定するものであります。

このほか、規則で定めております期末手当、役職加算の加算率につきましては、凍結とする改定を行い、人件費の削減を図ったところでございます。

以上、申し上げました改正内容により、現行規定と比較しての影響額は、全会計で約2,700万円の減となるところでございます。

以下、議案内容の要点について申し上げます。

説明申し上げる前に、大変申しわけありません、字句の訂正をお願いしたいと思います。

第8条中、本文の欄での終わりの方に、「、それぞれ」という字句が入っておりますが、これは「それぞれ」の誤りでありますので、御訂正を賜りたいと思います。大変申しわけありません。

それでは、要点について申し上げます。

議案第12号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第8条につきましては、扶養手当の規定であります。冒頭申し上げましたとおり、3人目以降の子などの扶養手当の額について、1人目、2人目の子の額と同額に取り扱いを改めるものであります。

第25条につきましては、地方自治法の改正により、会計事務を処理する会計管理者を置くことになりましたことから、給与に関して課長同等とするものとして定めたものであります。

次、別表第5であります。これにつきまして、冒頭申し上げました特殊勤務手当の廃止等、見直しによる別表の改正であります。

裏面であります。別表第6であります。管理職手当の規定であります。役職に応じ率により支給したものを、役職ごとにそれぞれに定額支給とする表の改正であります。

施行期日を平成19年4月1日からとするものであります。

附則2項は、条例別表の第5中、介護業務手当の支給額の定額化に伴いまして、平成20年度まで緩和措置として特例的な支給額を定めたものでございます。

第3項につきましては、特殊勤務手当のギブス手当廃止と、看護師、准看護師の宿直勤務に係る手当額の改定に伴う上富良野町立病院諸手当支給条例を改正するものでございます。

以上、議案第12号の説明といたします。

御審議賜り御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 考え方についてお伺いいたします。

それとあわせて、今回改定される児童扶養手当等、それぞれ所要額はどのくらいになるのか、わかる範囲でよろしいですが、総体的では2,700万円という形の報告がありましたが、この点、ちょっとお伺いしておきたいと思っております。

今後のあり方として、例えば介護の業務手当等については、21年以降は介護支援員が5,000円と、介護士等については1万円という形の改正という形になっておりますが、将来的には、こういった部分の見直しというのはさらにされて、いわゆる全廃という形の考えを持って、臨んでいる中での改正なのかどうか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

当然、必要とするものは中にはあると思っておりますが、財政難という形もあって、それぞれ職員組合とも話し合われてこういう結果というふうになったと思っておりますので、急激にという段階にはならないにしても、将来的な考えも含めて、わかる範囲でよろしいですからお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 米沢議員の御質問にお答えいたします。

1点目の扶養手当の引き上げにかかわる増額、ど

れぐらいの所要額かということでありますが、引き上げに伴う部分では約37万円ぐらいの増額という見込みを立ててございます。

それから、特勤手当の見直しに関する御質問であります。原則、国の制度にあるものについては、その制度に準じたものとして考えておりますが、今回廃止、あるいは見直した部分については、一部国に準じたものはありますが、これらについては町独自の部分の手当というようなことで、特殊勤務手当の本来の趣旨であります、著しく危険、不快というような国の制度上の部分について、位置づけされているものは当分の間は継続するような形となるものと考えておりますけれども、基本的には我々の勤務に、本来業務というようなことで給与にも位置づけられている部分もございまして、それらについて、独自のこういの特勤手当については、廃止あるいは見直しというようなことの、今後の考え方についてはそのような方向になろうかというふうに認識しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 今のことと一部重なるところがあるのですけれども、8条の第3項、少子化のために第3子について扶養手当を引き上げるというのは、非常にすばらしいことだと思っておりますが、同時に、私、条例8条を見ますと、第4項に、いわゆる特定期間と称しまして、16歳から22歳までの当該子1人につき5,000円の加算というものがありますが、これは少子化に対してはほとんど関係ない部分であって、やはりこういうところは早い段階で本来見直しをかけるべきなのかなと。

また、先般、3月の一般質問のときも、子育てのために町民の方に対して現物支給をしてはいかがでしょうかという御質問を提案させていただいたところ、町長部局の方からは、現物支給をすることが必ずしも少子化の歯どめになるとはならないという御返答もいただいておりますし、やはりこういう財政の厳しいときであれば、これは町民すべからず、就学に伴う部分に補助を充てられるというのであれば町民も納得するのではございましょうけれども、特定の一部のところだけ、そういった特定期間の補助があるというのは、やはり町民感情としてもいささか納得しかねるということを考えますので、本当に少子化のためにこういった現物支給をするのであれば、やはり町民全体になることであるので、こういった特例措置というのは私は早目に撤廃すべきだと思いますし、また、ほかの手当の部分についても、例えば、寒冷地手当もそうでしょうけれど

も、同時に、扶養義務を持っている職員と、扶養の義務を持っていない職員が、ともに上富良野町で勤務されている場合というのは、扶養義務を持っている方は13万何がし、その扶養義務に入っていないその他の職員というのは5万何がしが二重で払われているという状況にもなるのではないかと考えるのですが、その点はいかが考えるか御説明ください。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 金子議員の2点の御質問であります。1点目は、加算の部分につきましては、今、議員おっしゃられるように、住民の目から見たらそういうふうに見える、また、そういうふうに見られる部分がございますが、これにつきましては、国家公務員の制度の中に位置づけされていまして、それを地方公務員である上富良野町も、この規定に準じた取り扱いをさせてもらっているということになります。

今、もう1点、これに関して、寒冷地手当の関係で、二重支給となるのではないかというような御質問でありましたが、寒冷地手当というものと扶養手当の部分、同じ手当でも性格が違うものでありますので……（発言する者あり）そういうふうにお答えがき合わない部分がございますでしょうが、二重支給というふうには受けとめてはございません。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 済みません、私の質問の仕方が悪かったようで、寒冷地手当と扶養手当は、別にお考えいただきたいと思っております。

私が言っているのは、寒冷地の方ですけれども、同一世帯においてお二方、例えば御夫婦であったり御家族であったりという形でもし勤務されている方は、扶養義務のある方と、それと被扶養者とで二重同時に払われるということですよ。それが、ちょっと二重という言葉が適切かどうかかわからないですけれども、1軒の家に二重払われているのではないですかということと、先ほどの扶養の手当の部分というのは、どうなのでしょう、国家公務員が払われているものであるから右倣えして、上富良野町も合わせなければならないという法律はないでしょうし、やはり、こういう情勢でありますから、私は、むしろこの特定期間というのは、もちろん子供たちに学習の機会をより多く与えるためには、より高い教育を受けるというのは必要不可欠でありますから、本当に就学を目指して頑張っているお子さんには、こういう手当という形ではなく、就学奨励金とか、それから就学に対する一時貸付金のような形であってもいいですし、また、町長よくおっしゃられるように、上富良野にいて一生懸命子供のうちにお金を使っても、みんなすばらしい人材は都会へ都

会へと行ってしまって、投資という言葉は不適切ですが、子供を育てるに当たってかけた費用というのが、上富良野にフィードバックしづらいところもあるのであれば、それとは別に区切ったとしても、就学というものに対して限定されるのであれば、そういう別な出し方もありますから、そうすれば、僕は町民すべからず、学校に行かせている親御さん平等に、こういった子供たちに学習させる権利を発生させて、今、社会的問題となっております格差社会において、所得の格差が教育の格差につながるということの是正にもつながるのかと思いますので、やはりこういうものを上富良野町から直していくことが僕は望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 12番金子議員の御質問にお答えいたします。

まず、特例期間の取り扱いの関係につきましては、議員が今おっしゃられるように、子どもこの制度は、町の職員に対する制度であります。一般社会、もしくは地域の中で押しなべて見たときにどうかという発言かと思えますし、そういう観点でこの制度ができていないことをまず御理解いただきたいと思えます。

いずれにしましても、今、国においては、各地域において、その地域のこういう給与実態と公務員の給与実態の格差をどう解消するかということで、先般の人事院勧告で給料の構造そのものについて今着手されましたので、各種手当については、今後、そういうものが北海道においては、子どもの町村においては、道の制度がどうなるかの行方に応じて、また検討もしなければならないと思えますし、もっと言えば、上富良野地域の中で横にらみをしながら、制度設計ができるかどうかについては、子ども今後の課題だというふうに受けとめていますので、意見として受けとめさせていただきますし、今後、改善の中でそういうものをどう制度に生かせるのか、十分慎重に研究をしてみたいというふうに思うところであります。

それと、寒冷地手当の関係については、議員ももう制度は熟知されていると思えますし、生計をどなたが維持しているかについて判断されますことから、そういう制度上では二重払いはないものと思えますが、共稼ぎの方で、それぞれがそういう条件の中で受けているということであれば、市民感情的には割得だなという見方もされるやに思えますが、これらについても、前段御答弁させていただきましたものと同じように、国、もしくは北海道の動き、それから各自治体の制度の設計をどういう行方で見直

されるのか、そういうことを十分見きわめながら、子どもも町としての制度がいかにあるべきか検討してみたいというふうに思います。

いずれにしましても、条例で定まっていることから、子どもは現行の条例上はそういう矛盾はないと思えますが、一般社会との整合性をどうとるかについては、前段でも申し上げましたように課題というふうに認識してございますので、検討すべき部分もある課題ということで受けとめさせていただきたいというふうに考えているところであります。いずれにしましても、現行は、この条例に基づいて支給していくというのが当然根拠になってございますので、その点はひとつ御理解いただきたいというふうに思うところであります。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 道路上除雪作業手当の関係でお尋ねいたしたいと思えます。

一つは、緊急性がある場合とそうでない場合の二つのケースがあるかと思えますけれども、基本的に午後10時から午前5時までの関係については夜間勤務手当ということで、超過勤務が加算されると思うのですけれども、それにあわせてこの日額300円も支出をするということで理解をしていいのか。

それからもう一つは、午後10時から翌日午前6時までの間ということになると、2日間にまたがるから、その場合も300円、300円ということで600円支給するのか、その点をちょっと確認したいと思えます。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村議員の道路上除雪手当の御質問でありますけれども、これにつきましては、実際出勤するときには、時間がこういう深夜、あるいは早朝という場合は時間外勤務ということで、超勤は支給されまして、あわせて出勤する分の特殊勤務というような意味合いから、1回出勤300円という手当が支給されてまいります。（「日をまたいだときは」と呼ぶ者あり）これは、現実に午後10時から早朝、翌日の朝6時までというような定めをしておりますが、これについては、それこそ深夜からぶっ続けで出勤するというケースはまずないものというふうに思えますけれども、あった場合にこういうような時間帯の設定をさせてもらっておりますが、当然、日が変わったら、その分について、日額というようなことで支給をすることとなります。

議長（中川一男君） 暫時休憩します。

午後 1時26分 休憩

午後 1時27分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解きます。

総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 答弁、戸惑いまして申しわけありません。

日額ということで、日がまたがった場合は2日分の600円が支給されるということでございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 確かに大変な作業だということはわかるのですが、現実には夜間勤務手当というものが別につくわけでしょう。本俸のほかに100分の125ということで理解しているのかなという気がするのですが、それとも一つは、午前5時までということで夜間勤務手当になっているけれども、そうしたら5時から6時の間、これは夜間勤務手当の対象にならないということで理解したいと思いますが、その点も改めて確認したいと思います。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村議員のただいまの質問であります。当然、朝5時から6時というのは深夜でございませぬので、この分については100分の125の時間外勤務手当の対象となるところであります。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 夜間勤務手当、第15条に、午後10時から午前5時までの間に勤務する職員云々と、勤務時間、1時間当たりの金額100分の125を支給をするということになっているので、5時で終わったよと、しかし作業は6時まで続いていますよと、そのときのあれはどうかということで確認のために聞いているのです。（発言する者あり）逆にすると、この中身は午前6時までとなっているから、その点の切りかえになるのがどうということだということで確認したかっただけであります。

議長（中川一男君） 暫時休憩します。

午後 1時30分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（中川一男君） 休憩を解きます。

助役、答弁いたします。

助役（田浦孝道君） 申しわけございません。今、特殊勤務手当については、上程している内容のとおり午前6時まででございますので、その間に作

業が伴えば、当然、日額的に300円を支給するということとありますし、あと、時間外勤務手当の関係については、今、議員が申し上げられたように、条例で明記しているとおり、5時までの時間帯に実働が伴えば割り増しの時間外を払うということとございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第13号

議長（中川一男君） 日程第14 議案第13号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第13号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

旅費としての日当及び宿泊料につきましては、国家公務員の旅費支給額の規定に準じて額を定め支給しておりますが、実費と支給額に差額が生じている実態にあることや財政状況を考慮いたしまして、本条例を改正いたすものでございます。

以下、議案内容の要点について申し上げます。

議案第13号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第3条につきましては、地方自治法の改正に伴う条項移動により条文整理を行うものであります。

別表第1の改正であります。これにつきましては、日当の不支給地域の拡大や日当の支給区分の見直し、宿泊料の区分見直しを行うとともに、額についても改定して、全面改正としてございます。

施行期日を平成19年4月1日からとするものであります。

2項におきましては、経過措置の規定であります。

以上で議案第13号の説明といたします。

御審議いただきましてお認めくださいますよう、お願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

す。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第10号

議長(中川一男君) 日程第15 議案第10号上富良野町公共施設使用料の徴収等に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長(北川雅一君) ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町公共施設使用料の徴収等に伴う関係条例の整備に関する条例の提案要旨につきまして、最初に説明申し上げてまいります。

近年、国における地方財政の見直しなどの影響を大きく受け、地方の財政環境は大変厳しい状況にあり、財源確保が自治体に共通する課題となっております。

本町においても、行財政改革を進める中で、行政の効率的な執行はもとより受益者負担の適正化の観点から、使用料等における受益者の負担のあり方については大きな課題としております。

公共施設の使用料は、各施設の維持管理等に要する経費の一部を受益者に求めるため、条例で定めて利用する者に負担を求めています。全体的な見直しについては長い期間行われていない実態にありましたことから、このたび施設間の不均衡の是正を図ることを主たる目的として、関係条例の整備を行うものです。

使用料の見直しの視点としては、一つ、現行料金の条件等設定基準の統一化、二つ目は、現行制度上での減免基準の統一化、この二つの視点を中心に見直しを図り、関係条例を改正するものであります。

なお、指定管理者における管理中の施設については、今回改正から除外しております。

改正する条例でございますけれども、15条例ございまして、上富良野町公立学校の施設設備使用料徴収条例、二つ目は上富良野町公民館条例、三つ目は上富良野町都市公園条例、四つ目は上富良野町児童館等管理運営条例、五つ目は上富良野町集会所

の設置及び管理に関する条例、六つ目は上富良野町運動公園条例、七つ目は上富良野町社会教育総合センター条例、八つ目は上富良野町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例、九つ目は上富良野町セントラルプラザ条例、10個目は上富良野町防災センター等の設置及び管理に関する条例、11個目は上富良野町農産物加工実習施設条例、12番目は上富良野町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例、13番目には上富良野町武道館設置管理条例、14番目には上富良野町多世代交流センター条例、15番目には上富良野町保健福祉総合センター条例の15条例であります。

次に、統一基準設定での基本とした主な事項につきまして、12項目ございます。

まず、1番目めにつきましては、使用料の共通的な金額の設定でございます。これにつきましては、部屋を四つの用途区分といたしまして、面積に応じた使用料の設定をするものでございます。

2番目は、夏期・冬期の期間区分と冬期加算の設定でございます。冬期間につきましては、11月から4月の間を冬期間とします。それにつきましては、3割加算を設定するものでございます。

3番目には、昼間・夜間の時間区分と夜間加算の設定でございます。18時からを夜間として、年間を通して設定するものでございます。夜間部分につきましては、3割加算とするところでございます。

4番目には、町外者加算の設定ということで、2倍加算ということで、これは営業目的の使用加算割合を考慮して設定するものでございます。

5番目は、営利加算の設定でございます。営利加算につきましては3倍加算として、屋外施設の一部は10倍加算とするものです。

6番目は、休館日、開館時間の統一化を図ることとございます。

7番目は、町内在住の小中学生の個人利用の無料化。居場所づくりの観点から無料化と。それから、高校生の減免規定での免除を行うものでございます。

8番目には、高齢者の定義年齢の引き上げでございまして、現社会情勢の中から高齢化を見たときに、寿命年齢が延びているということでございまして、今回、65歳から70歳に上げるものでございます。

9番目に、減免率の上限を5割に設定するものでございます。全体的な受益者負担に基づきまして5割を設定する。なお、高齢者、障害者につきましても適用するというものでございます。

10番目に、使用料の還付金の統一化でございま

す。

1 1 番目に、準備と原状回復に要する時間は、使用時間に加算をする見直しでございます。

1 2 番目には、使用料は10円単位として、10円未満は切り捨てをするということで、主な12項目に基づいて改めるものでございます。

以上のことから、議案第10号の御説明に入りたいと思います。

議案第10号上富良野町公共施設使用料の徴収等に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

冒頭申し上げましたように、15条例につきまして、統一基準設定で基本とした主な事項に基づきまして、各15条例の条項等及び別表につきまして改正するものでございます。

改正する第1条から第15条までにつきましては、今申し上げました内容でございますので、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

なお、附則につきまして、この条例は、平成19年4月1日から施行をいたしたいと考えてございます。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を受けます。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 武道館の設置管理条例の一部改正でございますけれども、このところは前の条例も1時間当たり幾らとなっていないので、今回一部改正ですから仕方ないのかもしれませんが、ほかの施設は大体1時間幾らと、こうなっているのですけれども、ここは午前、午後、それから夜間と、この三とおりになっていまして、例えばアマチュアスポーツの場合ですと、午後1時から使用しますと、4時間使用しても600円と、こういうようなことになっていまして、今回一部改正ですので、前の条例がこういうような決め方になっていますから仕方ないのかもしれませんが、このところの考え方としてはどういうふうなお考えをお持ちなのでしょう、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 13番村上議員の今の御質問でございますけれども、ちょっと説明不足で申しわけございませんけれども、この施設につきましては、運営上、今、武道館のお話もされましたけれども、体育館、それからB&Gのこの3施設につきましては、施設運営上、三つの、午前、午

後、夜間という主要区分で設定をさせていただくということで、利用施設に応じた対応を図っているということで、3施設についてはこの区分で対応しているという状況になってございます。

議長（中川一男君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 3カ所においてはこういう決め方を、午前、午後、夜間と、こう決めているのだとおっしゃっているわけですが、今回、各公共施設の使用料の見直しをして均衡を図ろうということでありましたら、どうせ私は今回、改正するのでしたら、ここもかなり、武道館も結構使われているのです。催し物、講演なんかも結構ありまして、大体、ここは午前中は3時間半、午後からは4時間、夜間は3時間となっております、2時間ぐらいで終わる場合も、4時間で終わる場合も一緒だと、こういうことから、今回改正するのでしたらこういった部分も、次の3カ所、こういう決め方だとおっしゃっていますのであれかもしれませんが、改正するのならこういったところもちょっとどうなのかと思ったのですけれども、そういうことで私は言っているのです。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 13番村上議員の御質問でございますけれども、この施設については、利用実態が相当にあるということの判断で、本当にその利用実態に合わせてお使いしていただければ、多少、午前、午後の時間数はございますけれども、利用実態に合わせた形で利用していただくような条件づけで、この3区分にさせていただいたということでございます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 何点かお尋ねをしたいと思いますのですけれども、一つは、町内者と町外者が一つの大会で使用場合の料金の関係なのですけれども、町外利用の場合はそれぞれ2倍になっているということで、それらの関係で、個人利用をする場合は、それぞれもう個人で払っていただければいいのだけれども、団体が大会等をやったという関係になるとどうなるのかなというのが1点。

それから、もう1点は体育館の使用料の関係なのですが、備考の中の10番、ステージ附属設備の設置云々、特殊電気設備を施す場合は云々で、経費は使用者が負担をするということですが、公民館の場合は、ステージと音響装置を使った場合は500円ということなので、それらの均衡がどうなのかなという問題。

それから、もう一つは体育館の使用料の関係で、午前、午後で計算していくと、大体1時間当たり4

00円となっているということで理解はできるのですが、何回も私、このことは言っていたのですが、お昼の12時から1時までの間、一応時間制限はこういう形になって、単価はあれなのですけれども、旧条例の備考では、使用時間が2区分に及ぶときは、それぞれの区分の使用料の合計額とするということになっているのです。そういうことであれば、この中にもこれを入れておいた方がいいのではないかという気がするのですが、その点いかがでしょうか。

それから、もう1点は、営利を目的とした場合は3倍、それから入場料は2倍徴収するケースです。そうすると、入場料を取るのが2倍なのに、これが営利かどうかという判断です。それから、営利を目的ということで、単なる物の販売だとか何とかということであればわかりますけれども、3倍、2倍の関係がありますので、それらの点を確認をしたいと思います。

それから、あと、細かいことを言えば、30分単位の計算にできるような方法にしておけば、例えばジョギングコースあたりは520円ということなのですが、これは525円にすれば、午後の部の時間とあれとして単純に計算ができて、徴収は520円を525円にすれば、30分、30分で7区分ですから、525円の方がいいのかなという気がしますけれども。

それから、運動広場の使用料の関係なのですが、単純に何かの大会がある、イベントがある、そこで売店を出したいと、そういった場合は、一応町有財産の目的外使用という関係で徴収をしていくのか。ただ、これからいえば、営利を目的ということになると10倍などということになってきますから、その点が運用の場合でどう措置したらいいのかということでお尋ねをいたしたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村議員の幾つかの御質問でございます。

1点目の、町内、町外者が混在するというような、そういったケース、取り扱いといたしましては、やはり申請団体がこういった形でという、今までは、大きくやはり町外の方の申請、それから町内の方の申請と、こう区分けをされているところでありまして、その申請団体によっての取り扱いというふうに考えていきたいと思っております。

ステージの扱いにつきましては、公民館との違いといいますか、社教センターにおいては利用される方の規定があるわけでございます。その形での運用というふうに考えているところでございます。

また、時間を、午前、それから午後とまたがる場合においては、やはり従来どおり、これはそれぞれを足していく取り扱いとしたいというふうに思います。

また、その次、入場料、それから営利とのかかわりでございますけれども、判断、例えば文化団体が行うコンサートなどにおいて入場料が徴収されるという場合があるかと思いますが、それらは、営利というよりも、経費の一部を担うということで、営利とはならないのかなという。最初からこういった営業行為、そう考えられることはないかなと思うのですが、営業行為をしたいかという場合は、明らかに営利を目的とした行為というふうになるかというふうに思うところでございます。

それから、運動公園の営利目的の場合についてということですが、これは、営利行為という形でこれまで使われた例はないのですけれども、町外者が来られて使うといった場合についての加算とはまた違いますけれども、そういった例があれば、明らかにあの場所を使用して、営利等を目的とされる場合においてということの適用になるかと考えております。

以上であります。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それではちょっと確認しますけれども、営利目的ということで、例えば公民館で映画会なんかをやりますね。あれは営利目的ということで判断して、3倍ということで徴収をしているのかどうかというようなこと。

それから、もう一つは、町内者、町外者の関係なのですが、あくまでも申請団体によるということだけれども、実質的に上富良野のチームが出ていなくて大会が開催される。しかし、料金を安くするために、それぞれの関係者のどなたの、上富良野に住んでいる人に、出してくださいというケースがなきにしもあらずだろうと思うのです。ですから、それらの実態の確認等をしていかないとだめなのかなと。

特に私が心配するのは、ここにサッカー場、ラグビー場があって、非常に町外からたくさんおいでになる。そのことが、今度はラグビー、サッカー場の補修費を何とかしなければならぬということが現実の問題として出てきているわけですから。使用料で全部賄えということではございませんけれども、そういう点で、料金の減殺をするようなことのないような方法をやっぱりある面で考えていかなければならないのではないかとということで、言うなればこの条例で、均衡のある形ということでやっていただかなければならないのではないかと思います。

それからもう1点、体育館の使用料の音響の関係

なのですが、不特定多数の人が利用する関係で非常に故障が多いのです。ですからそういう点で、やはりある面で、体育館の関係も徴収すべきではないかなというような気がするのですけれども、その点でお伺いをいたします。

それから、先ほど旧の条例では、使用時間が2区分にまたがる場合と、僕はこれをはっきり入れておいた方が、旧条例ではあるわけですから。現実には、12時から13時まででは使用の区分の中には入っていないけれども、個人利用や一般団体であればそのぐらいでいいけれども、大会等が当然出てくると、朝から5時までだとか4時までだというケースが出てくると思うので、できればこれを備考の中に入れておいた方がよろしいのではないかと思いますので、その点もあわせてお願いいたします。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 最初の質問でございますけれども、映画会の取り扱いにつきましては、中には営業を目的というよりも、町民の方々の文化振興にかかわる、そういった取り扱いの部分もあるかなというふうに判断をしております、その内容よっての判断というふうになるかと思えます。

また、2点目ですが、申請団体によって外部者が、その裏にはといたしますか、その扱いについては、実態を十分調べた上で取り扱いを講じてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、放送施設の取り扱いにつきましては、御指摘のように不特定の方がたくさん操作をする場合も想定されますので、これらにつきまして、許可の時点で十分注意していただくようにお話をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、大会等で朝から夕方までの取り扱い、開催時間であるとか、そういった区分にまたがる取り扱いにつきまして、その取り扱いにつきましては、教育委員会で規定をすることも検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 今、課長の答弁はわかるけれども、1回提案したら、これは下げないというようなことではなくて、もう少し、現実にはこの条文が旧条例にあったわけだから、そしてその中に入っているわけだから、そうすれば、それは明らかにに入れておいた方が、僕は、だれが見ても、ああ、そうなのかなということになってくると思うのです。ですから僕は、備考の中の最後でもいいですけれど

も、そういう形で入れていた方が適切ではないかと思えますので、再度お願いいたします。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 11番中村議員の今の最後の御質問でございますけれども、今回、その区分については入ってきてございませぬけれども、今後、いろいろとまた見直しの部分が若干出てくる部分もありますので、その時点で今の御提案の内容も含めて協議していきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 減免率の上限を5割に設定というところで一つ質問したいと思います。

受益者負担の原則、また、使用料の不均衡の是正、平準化はわかりますが、7割から5割にするところは、保健福祉センター、セントラルプラザ、公民館、社教センター、武道館と。そして、全額免除から5割へ持っていくのが、社教センター、武道館。そして、全面免除から5割へ持っていくのが高齢者と障害者と。これは、数字だけの平準化であって、町民に対する、弱者というのですか、それに対するの平準化ではだめだと思うのです。行政はもっと、そういう人たちの手厚い保護も必要だし、そういう施設を十分使ってもらえるようなことも考えなければならぬと思うのですけれども、この辺のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） 14番長谷川議員の今の御質問でございますけれども、今までの流れ的に、今御説明のとおり、高齢者、それから障害者については免除のところもありますし、7割減免と、いろいろまちまちでございましたけれども、全体的な考え方の中でやはり減免をしていくという形で、障害者、高齢者につきましても、全体的なそういう負担に基づいて、今回対応をしたという状況でございます。

ちなみに、この条例でございませぬけれども、乗り合い自動車ですとか、それから検診手数料の部分につきましても、年齢区分もひとつ、70歳、それから、それに伴う5割近い減免といいますが、額になってございますので、それとあわせるということではございませぬけれども、そういう一つの条件もございませぬので、それらの対象で全体的な均衡を図ったという形で、今回5割ということで御提案を申し上げたところでございます。

議長（中川一男君） 14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） 健康で健常であって、その人が7割から5割と、2割分を負担をすることで、そういう身体障害者とか高齢者が、なぜ全面

免除から5割に、差が違うのではないですか、逆ではないですか、それは。本来ならばそこが2割であって、健常者が使うところは3割上げるとかというのらわかりますけれども、一概に全額免除から5割と、片方は好きで遊んでいて、毎日パレーをしたり、ミニパレーをしたり、そういう人たちが7割減免を5割にしてもらおうと。何かちょっとその辺が違うと思うのですけれども、その辺はどういうお考えですか。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 14番長谷川議員の御質問にお答えしたいと思います。

健常者でミニパレーをやって、その部分についてという内容でございますけれども、そういうことではなくして、あくまでも会場使用、そういう部分で使用される部分については、申し込み、当然、申請に基づいて対応していくという一つの判断基準の中から、高齢者、それから障害者ということの位置づけをなくして、あくまでも、使用していただくのであれば、同じような形で対応していただきたいということで、今回御提案を申し上げているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） それは課長、ノーマライゼーションをはき違えているのではないですか。僕はそのように思いますけれども。全部一緒にいいのですか、それは。全部一緒にいいのですか、身体障害者も健常者も。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 長谷川議員の御質問に私の方からお答えさせていただきたいと思えます。

今、議員がおっしゃる意味も、私どももわからないわけではございませんが、くどいようでありますけれども、今、現行でのいろいろなひずみをできるだけ統一しようということをやったことございまして、その過程の中には、現状の水準から見て、その上げ幅がちぐはぐだというようなこともあるでしょうけれども、今、改正後の姿の均衡を図るということでございまして、その中で、減免につきましても上限を5割にしたということでございます。その辺は御理解をいただきたいと思えますが、ただ、今後において、負担を強いることが、そういう対象の方の活動に大きな障害になるのかどうかについては、私ども行政としても十分検証しなければならぬというふうに思っていますし、そういうことが、そういう方の活動を阻害するような大きな要因だとすれば、今後の中で十分見直していかなければならないということ認識をしているところであります。

す。

いずれにしても、今後、これが当町の使用料の本来のあるべき姿というより、今までのいろいろなひずみを直すということでありますので、今後において、その料金の水準であるとか、それから、今申し上げられましたようなことが、どのようなことで運用の中で発生するのかを十分検討しながら、本来のあるべき姿にしていくのが町のスタンスでございますので、その点も御理解いただきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 武道館等の施設、あるいは体育館等の施設で、高校生あたりが合宿に来ておりますよね。あのかの取り扱いというのはどういうふうになっているのか。減免措置になっているのか、料金設定になっているのか、この点、ちょっとお伺いしておきたいなというふうに思っています。

それで、さきの議員もおっしゃいましたが、武道館の使用に当たって1時間設定がされていないということで、先ほどの答弁ではわかったようなわからないような答弁をされているのですが、これを一律にするというのだったら、なぜこういったところも一律にされないのか、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

それと、減免規定の問題なのですが、これは、いわゆる国の内簡と同じなのです、町がやっているのは。受益者負担で、健常者も障害者も同じだろうと。そこに、助役がよく言うように公に反しているかどうかと、かなっているかどうかという理屈を持ってきて線引きするのです、いつも。絶えずこれなのです。もともと障害者というのは、社会的にハンデを持っている方ですから、そのことを考えないで、ただ公益に反していないか、合致しているかというだけでこのものを線引きして、これは受益者負担だと、公益にかなっていないからという理屈でくるわけです。そこ自体が大きな間違いで、これは必要最小限、現状の制度で、高齢者においても私はやるべきではないかというふうに考えておりますが、この点どのようにお考えなのか、伺っておきたいなというふうに感じているところです。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢議員の1点目の御質問でございます。

武道館並びに体育館等におけます合宿の取り扱いということでございますが、これまでに合宿で練習をしてきた、昨年も柔道全道大会があった折に宿泊施設が町内で不足してきたということから、特例的な扱いといたしまして、この施設をそういった形で、合宿としての利用でございます。この位置づけ

的には条例規則にはございませんで、あくまでも緊急対応的な、特例的な扱いとして教育委員会の内規として取り扱いを定めまして、取り扱っているところでございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢議員の後の方の御質問に私の方からお答えさせていただきたいと思います。

この間、いろいろ公共施設の利用に当たりまして、行政経費として維持管理をしているわけですが、維持管理コストについては1億円を優に超えるような実態にあります。私どもも、その全額を利用者に負担するということが、これは当然あり得ないことと認識してございますし、でき得れば、総じてその費用の2割程度は利用者の皆さんにそれぞれ御負担いただける方法がないのかということで、この間いろいろと検討協議を重ねてきたところであります。

そういう観点で、先ほど来申し上げていますように、現行でのひずみをあわせて是正するという目的でございましたし、私ども今御提案している料金につきましても、いろいろと、個々のケースでは、利用の負担を、非常に、できない話になるケースがないわけではないと思いますが、私どもは、そういう程度であれば、皆さんは許容の範囲ではないかというふうに思うところであります。

それと、障害者の関係につきましても、それを丸ごと負担いただくというよりは、5割を上限にしまして免除するというところでございますので、先ほど来申し上げているように、そのことがさらに活動の障害要因となるのであれば、今後、私ども行政として、十分、今後の見直しに反映していきたいというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 上限を限度にというあいまいな言葉なのですね。それだったらきっちりと現行の条例に従って、7割なら7割という形にすればいいし、高齢者も現行の65歳という設定にすれば、それはそれでいいのだと思うのです。

実際、こういう方々の使用というのは、現在のどのくらい使用されているのか、あわせてお伺いしたいというふうに思います。

何回も言いますが、障害者というのは、それぞれハンデを生まれながらに持ってきている方、途中で障害になられる方もおります。社会的に参加することになれば、健常者から比べてもかなりハンデがあると。だけれども、そういったものをお互い

に、この社会の中で認め合いながらカバーし合っ、て、こういう運動だとか機能向上に努めてもらおうというふうな形で、こういう条例というのは私は設定されるべきであって、何が何でも受益者負担、他の条例とあわせなければならないというようなところにこそ問題があるというふうに思いますが、この点はもう一度確認しておきたいと思います。

これは、ラグビーにしても、柔道にしても、特殊な事情だということで、これは無料だと思うのですが、ちょっとよくわからないですから、使用料はどういうふうになっているのか、何割減免しているのか、この点をもう一度確認したいのですけれども。

こういった問題についても、厳密に、全国大会に行くというだけで、それではこの取り扱いを減免にするということであれば、それはそれぞれ受益者負担でいけば、自分の柔道の向上のためにもやっているのだから、料金を全額取ってもいいのではないかと、助役の理屈で言えばですよ、そういうことなのです。そういう矛盾を抱えながら、こういう問題というのはあるのです。だから、どこを引き下げてどこを上げるのかということで今やっているのだったら、こういったハンデのある方のところについては、やっぱり低額で利用してもらおうようにしなければならぬと私は思うのですが、どうなのですか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

なかなか御理解いただけないわけですが、同じことを繰り返して大変恐縮でありますけれども、本来あるべき姿についてはもっと、私どもは違うところに視点を置いているわけですが、なかなか実態としてはそうならないということでございますので、また、今、議員がおっしゃられるように、たまたまいろいろな事情で身体上のハンデをお持ちの方等については、これは負担能力もあるかと思いますが、老人の方も含めまして、現行提案している料金から5割を軽減しましょうということで御提案させていただいていますことをひとつ御理解いただいていると思いますが、御理解を賜りたいというふうに思います。

あとは、私どもも、今、施設の利用実態、数的にはわかりませんが、少なくとも町内で身体障害者の手帳をお持ちの方、680名程度いるというふうに聞いてございますので、その内数であるというふうに思いますが、くどいようでございますけれども、先ほど来申し上げているように、そういう方々への活動の障害になるような要素があるのだとすれば、これは、そういうことを十分重く受けとめなければならぬというふうに思っているところであります。

す。

いずれにしても、今回、5割を免除することによって、その分を、そうでない方、もしくは全く公共施設を利用しない方々が負担するという裏面もございますので、その辺のバランスも図りながら、あるべき姿を私どもも探求していきたいというふうに思っていますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 9番米沢議員の障害者の使用につきましての実態でございますが、公民館におきまして、障害者を中心とした手話サークルというのがございまして、それらの方々の使用があります。その方においては減免という形で適応しておりますけれども、新しい形へ移行する形で使用料の規定を適用してまいりたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 体育館ができてから、同好会のグループができてきて、非常に有効活用されているのです。スポーツ推進員がいなくなっているのではないかなという感じをしないでもないのです。あの金をあげたら、少しは安くなるのではないかなという感じがしないでもないのです。

それで、これは鷹栖の話ですけれども、やっぱり料金改定をやって、実際に使っている方、そういう方たちから、何でこんなに使いづらくするのかという声が出たのですが、これはやってみて、そういう声が出たらやっぱり見直しをしていただきたいなというふうに思います。それが1点です。

それから、もう1点は、ここは演習場を抱えているのです。そうすると、スキー大会等で来るのです、ずっと北海道から。防災センターだとかそういうところで合宿を申請するのです。

前にもあったのですけれども、有料ですよということで、何人だからということで大分高いことを言われて、それではといって中富へ行って、中富はただなのです。ここで合宿すれば、ふるにも行けば、飯は食べても若いから、いろいろなものを買っていくのですよ。店の物が空っぽになるくらい買っていくという、そういう状況が、スキー大会のときはどっと寄るから生まれるのです。そういうところあたりはどのようにお考えになるかというのと、もう一つ、これはやっぱり駐屯地で、全国優勝なんかを今しょっちゅう銃剣道あたりはしておりまして、それで、第4特科群と戦車連隊あたりが全国に行く。駐屯地の体育館もあるけれどもなかなか使えない、若い人ばかりいるから。それでこちらの方を使わせていただけますかということが生まれてくるわ

けなのです。それではといってお金を取られると、お金がないのです、ただ行って、命令が出て、ひゅっとやっついて。これは、銃剣道連盟あたりから、それはたくさん持って行って、こうやって出してくれればいいのですけれども、それもないみたいですから、そういうような状況。先ほどちょっと全国の話も出ましたけれども、そういう、ちょっとよそとは違う特殊状況がある。これあたりはどのようにお考えになるかなと。せっかくのあれが中富に逃げて行って、そちらでお金を落とされるということにもつながりかねないということもありますし、そこをお尋ねいたします。

議長（中川一男君） 暫時休憩します。

午後 2時17分 休憩

午後 2時22分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解きます。

ただいま、4番議員梨澤節三君の質疑に対し、答弁を求めます。

まず、企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 大変失礼いたしました。4番梨澤議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

部隊の訓練関係につきましては、今年度から一応有料で対応するというので進めてございますので、そういう状態になってございます。

それと、運用上不都合が出てくれば、その時点でまた検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は最初に見直しをやってみて、見直しをするお考えはありますかということを行ったのです。そして、部隊の問題等もありますよということで、こういうものもあるということを行ったわけなのです。だから最初に、見直しはありますよということを先に言っていただければいいのですが、最初に自衛隊は有料にしますよということでぼんと出てきたでしょう。そして、その後見直しをすると、自衛隊有料は生きているのです。だからこの辺は、もっと融通性のある答弁がほしいですね。

議長（中川一男君） これは、運用面とかいろいろな問題がありますので、町長に答弁していただきます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま御提案申し上げます。条例につきましては、議員の皆さん方も大

変熱心に御審議いただき、いろいろな課題についての御提言をいただいているところでありますが、今回冒頭、担当課長から提案理由で御説明申し上げましたように、今回のこの条例につきましては、受益者の負担いただいております方々の、それぞれの施設の中における公平性を確保して、不均衡、こちら、あちらのバランスを調整させていただく条例でございまして、そういう御提案をさせていただいております。

その中で、一番課題になりますのが減免の対応でありまして、この減免につきましては、私といたしましては常に申し上げておりますように、これからの行政運営の中におきまして、行政サービスの無料化ということはなかなか厳しいものがあって、それぞれの行政サービス、先ほど担当課長からもお話しさせたように、バスだとかいろいろ高齢者の方々に御負担もいただいているところでありまして、これらにつきましても、行政サービスに対する応分の御負担をいただくことによって、それぞれの施設のコスト感覚等々も見きわめながら、先ほど助役が説明申し上げましたように、かかる経費を全額見ていただくということではなくて、応分の御負担をいただくということも含めながら、今後検討していかねばならない部分があるなというふうに思っております。

そのような中で、減免が50%がいいのか、70%がいいのかと、いろいろな部分もございませけれども、私どもとしては今現在50%の御提案をさせていただいているということで御理解を賜りたいなというふうに思っておりますし、特殊な部分につきましては、管理者としての町長の対応の中で見きわめる部分も想定としては考えられますし、これからの規則、運用等の部分で十分見きわめながら対処していきたいと。そして、どのことも同じであります。この条例ばかりではなくすべての行政執行上で、改革は図ったけれどもその改革に大きな問題点が生じているぞと、これはこういうことが不合理であるぞと、あるいは、我々が今提案するのはベターであるという、最善であるということで御提案を申し上げておりますけれども、そのことによって利用者が大幅に少なくなってきたと、こういう方々が利用できなくなったというような状況が本当に顕著にあらわれてくるような状況があるとすれば、十分見きわめ、その対応を図って是正をしていかねばならないというふうに思っておりますので、この条例につきましても、これがすべてで今後いくということではなくて、現在我々は、これが最善であるということで御提案させていただいております。しかし、運用上課題が出てくるということがあると

するならば、それはまた議員の皆さん方と議論しながら是正をしていかなければならないというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） よくわかりました。

1点、私も高齢者に入って無料で使わせてもらえるのです。それで、無料というのはやめていただきたい。高齢者です、障害者は違います。元気な高齢者が行ってやっております、100円でいいのです、ぽっと入れて使えるということで、無料というのはちょっとお考えをいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 参考意見にしてください。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

この討論は、まず本案反対者、次に本案賛成者の順に行います。

まず、本案に反対討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、議案第10号上富良野町公共施設使用料の徴収等に伴う関係条例の整備に関する条例に対して、反対討論をいたします。

まず第1点目は、町は受益者負担という形の中で、公平を求めるという状況のうたい文句にしています。しかし、この間、高齢者や障害者というのは、もともと生まれたときからハンデを持って、また、仮に途中から障害を持った方においても、そのハンデを持って生活せざるを得ないという状況を考えたときに、当然、それに見合った施設管理や施設使用を行政がしっかりと管理運営しなければなりません。

ところが、すべて応分の負担をしてもらうという形の中で、受益者負担の原則を貫き、またその理由として、公のものか、そうでないものかという線引きをもって、絶えず負担を前提とした理由づけをしているところに大きな問題があると考えています。少なくとも健常者よりもハンデがあるわけですから、当然、少なくとも現行制度の減免措置を維持するということが、今、町に求められているのではないかなというふうに私は考えます。

また、武道館に見られるように、一方では時間設定をしておきながら、一方ではその時間設定がされていないという、こういう問題が生まれてきております。

私は、以上の点から、今条例の改正案に対して反対の討論とするものであります。

議長（中川一男君） 次に、本案に賛成討論の発言を許します。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 私は、上富良野町公共施設使用料の徴収等に伴う関係条例の整備に関する条例について、賛成の立場で討論するものであります。

上富良野町公共施設使用料の徴収等に伴う関係条例の整備に関する条例の件について申し上げますと、先ほど提案の理由にありましたけれども、今回の上富良野町の公共施設利用の徴収等に伴う関係条例の整備に関しての見直しの点は、各公共施設の使用に伴う不均衡の是正ということを主目的にしているというふうに考えております。現行料の使用基準については、減免基準の統一化を図るということで、5割というような形になっているのかなというふうに思っております。

それと、本町の財政事情は、国における地方財政の見直しなどの影響を大きく受け、大変厳しい状況にあると。各自治体にとっての財源の確保が大きな共通課題となっており、行財政改革を進めていく中で、受益者負担の適正化を図る観点から、使用料等の負担のあり方については、今後も継続して検討すべき課題であると思えます。

町では、公共施設の使用料は、各施設の維持管理等に要する経費の一部に充てるために、利用者からの受益者負担ということで徴収をしています。今後は、それぞれの施設の維持管理に対して、受益者にとどの程度の使用料を負担していただければその施設を維持していけるのかと、その議論を進める第1の取り組みとして今回の改正になっているのかなというふうに思っております。

それと、私たちの各委員会においても、議会においても、これはばらばらな施設であったということで、一応調整をしるというふうな形で申し上げて、今回こういうふうにして出てきたのかなというふうに考えております。

今までいろいろと討論した中におきまして、不備ということまではいかなくても、いろいろな意見があったというふうな、これから改善もしなければならぬ部分もあるような感じもしないわけではないので、とりあえずこれはこのまま進行していくのかなと思えますけれども、不備が出たときには速やかに改善をするということを、ひとつ執行者は肝に銘じていただいて、賛成の立場の討論とさせていただきます。

以上です。

議長（中川一男君） 次に、本案に反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第10号を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第11号

議長（中川一男君） 日程第16 議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第11号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

上富良野景観づくり条例及び同条施行規則に基づきまして、上富良野町景観づくり推進会議を設置することがございまして、その同会議の委員を附属機関の非常勤特別職に位置づけるということでありませう。

また、選挙執行時における投票事務従事者等につきまして、現在、時間外勤務手当等の支給であります。それを一定の報酬額支給に見直すよう本条例を改正するものでございます。

それでは、以下、議案内容の要点につきまして御説明いたします。

まず、別表中の改正であります。景観づくり推進会議委員を加えるものであります。

2点目は、選挙時の関係の従事者等の報酬化ということであります。

まず、投票事務従事者と開票事務従事者につきましては、これまで時間外勤務手当で支給してございましたが、これを一定の報酬額に改定するということで、投票事務従事者については1万4,000円、それから開票事務従事者については7,300円ということで、定額として設けるものであります。

投票管理者につきましては、これまで法律に定める額ということでしたが、これを投票事務従事者等と同額とすることに改めるものであります。

投票所の職務代理者につきましては、これまで管理職特別勤務手当での支給でございましたが、これも投票管理者と同じく1万4,000円ということの額を定めるものでございます。

以上の点を、この別表中を改めるものでございます。

以上で議案第11号の説明といたします。

御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 確認をしたいのですが、投票所の投票事務従事者は1万4,000円、しかし、投票事務が終わって、開票事務に参加をする従事者になる職員もいらっしゃると思うのですけれども、そのケースの場合は2万1,300円ということで、それぞれ仕事の部門によってあれだということなのか。その点ちょっとわからないので、明らかにしていただきたいと思います。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） 中村議員の御質問であります。これは通常、今、この従事者の割り当てにつきましては、投票従事者をイコール開票事務の方に引き続き充てるということは特にしてございません。特別な場合を除いて特にしてございませんので、中にはそういうものもあるかもしれませんが、この額の設定につきましては、若年層の職員を投票事務に充てたときの時間外勤務手当の支給の実態を勘案しまして、この額を定めたところでありますが、投票事務従事者につきましては、開票事務につきましても同じく、そのような時間外勤務手当の支給実態を勘案して、この額を設定したということになります。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 同じ項目になるのですけれども、投票事務従事者、これは住民会に来て、住民会長からこうやって、あなた行ってきてくれということで行ってもらっておりますね。これは1万2,800円か何ぼだったのですよね。これが上がったということですね、1万4,000円ぐらいに。それで、こっちの開票事務の方もそうですけれども、これは八千何ぼ出ていたのですよね。これは下がっているのです。その辺、どちらでもいいのですけれども、これは、聞くまでもないのだけれども、何が根拠なのかなという、携わったことがあるから聞くのですけれども、そしてあと職員は、これは日曜日にやりますから、投票所の投票事務をやれば時間外

勤務手当をもらうし、夜にこれをやりますから、夜11時過ぎまでやりますから、そういう手当は出ているのですよね。このところ、差が出たところがちょっとわからないので。

私はお願いする人全部に言っているのです。投票立会というのは、役職はないけれども、行っていたら1万2,800円が役場から出ますと言って、みんな知っているのです。だから、説明できないと困りますから。

議長（中川一男君） 総務課長、答弁。

総務課長（佐藤憲治君） ただいまの梨澤議員の御質問であります。開票の立会人とか投票所の立会人の関係、それと、今、定額にした部分については別でございますので、あくまでも今の開票立会人とか投票所の立会人については、国の基準の額を支給するような取り扱いとさせていただきます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第14号

議長（中川一男君） 日程第17 議案第14号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H18国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第14号につきまして、提案の理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁所管の委託工事として事業を実施しております。

今年度の工事の内容につきましては、現在、河床を車両等が通行している場所に、魚の生態に影響を与えないよう、橋長が34.7メートル、幅員6.5メートルの橋を計画しております。今回の工事は、その下部工として、橋台1基と魚道工3基を築造するものでございます。

入札に当たりましては、町内業者を含む5社に指名いたしまして、12月14日入札を行った結果、株式会社アラタ工業が9,895万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の1億389万

7,500円でございます。

参考までに、2番札は、居林遠藤建設株式会社上富良野支店の1億433万8,500円でございます。

また、本工事につきましては、予定価格の事前公表を行っており、落札率につきましては96.8%でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第14号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H18国債）請負契約締結の件。

南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H18国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（H18国債）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1億389万7,500円。

4、契約の相手方、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役荒田政一。

5、工期、契約の日から平成20年2月22日まで。

以上で説明いたします。

御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） この入札では指名競争入札で施行されたと思うのですが、5社の3番、4番、5番を参考のためにちょっと教えてください、社名でいいですから。3番、4番、5番、事前公表ですから。2番は遠藤さんとわかりました。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 小野議員の御質問にお答えさせていただきますけれども、5社指名いたしましたして、ただいま2番札まで御紹介申し上げましたけれども、あと、指名業者につきましては、大北土建工業株式会社、高橋建設株式会社、もう一つは新島工業株式会社の3社でございます。

議長（中川一男君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） この入札が96.8%ですが、これは、比率。今、言いましたね。この96.8%というのは、ちょっと疑問のところはないですか、助役。これ、今までやっているのを見ただけ

も、3本やっているのです。いいですか。まずこれは同質、みんなこれベベルイ川は。96.6%、96.3%、96.8%というのを3本やる。これがまず、この3業者でもってからくりなのです。いいですか、きょうはおまえの番だと。そうしたら前回、17年のときに、大北土建が2本とりましたね。そうしたら今度、アラタ工業が2本とりなさいというようなことで、これを何と言うのですか。これは回るのだよね。こういう入札執行、これ96.8%といたら、もう2%はこれは談合なのです。いいですか。それをぎりぎりのところで、これを施工しているのです。そして、やりくりしているでしょう。この3社はぐるぐる回っているのです、これは。これはいいですか、公表しても。

こういうやり方は絶対だめだということを、この間、助役、私は言ったでしょう。適切な執行をやっていたきたいと。これは全然もう、何も言わないから何もしないのです、あなた方。同じ人間、3社業者が談合にしているのです、これは。そして96.8%。96%ってありますか、事前公表であっても。何ぼ国債といえども、少しはやっぱり節減しなければいけないのではないですか。国のお金だから何ぼでもいいのだと、97%に来たら、昔は、以前にやったこれは、七、八年前はこれは98.7%みたいなのはいっぱいあります、私も全部持っているのだから。だけれどもこのことで、こういう執行が認められますか。これは大衆議論にされたらどうなりますか。

そして、何回も言うけれども、何回言ってもこれは区切りがないのです。3社の会社でくりくりやっているのです、これは。（「議長、暫時休憩」「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 暫時休憩をかけます。

午後 2時48分 休憩

午後 2時50分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、答弁をいただきます。

助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 5番小野議員の御質問にお答えしますが、御質問の趣旨は、私の方ではちょっとわかりにくいのでありますけれども、私どもは今までいろいろと、適正化の法律ができたり、その法律に基づいて適正化の指針ができたりして、それをもとに行っている実態にあります。

御提案の事案につきましてはの落札率も、今、担当課長の方から申し上げたとおりでありますし、私どもは、落札率につきましては、過去からの推移を見

ますと、一定程度、私どもが今やっていることについて成果を感じているところであります。ただ、今、議員の発言のように、以前も新聞で取り上げられました落札率の水準が、イコール談合のような記事も私どもも見ていますが、私どもは冒頭申し上げましたように、そういうルールのもとにやっていることでありまして、そのような発言について、私どもはそういう感覚を持っていないところであります。

ただ、議員が発言している、指名の業者さんの事前公表というのは、多分言い間違いかと思いますが、予定価格の事前公表はしてございますが、指名業者の事前の公表はしていないことは、多分御承知かと思えます。

そのようなことで、談合問題が発言されたやに聞こえますが、私どもではそういう認識は一切ございませんし、また、新年度を迎えるに当たりまして、一連の、いろいろな報道を私どもも敏感に受けとめまして、指名競争入札をするとすれば、今までの数をもう少しふやすようなことがある意味では必要だなという考え方もありますし、予定価格の事前公表についても、今、試行的にやってございますが、これらについては、以前より感じていた下がり方がちょっと鈍化しているような状況もありますので、さらにそういう費用効果を生むために、競争性を発揮するという結果で契約金額がつながるように、私どもも、指名だとすれば業者の数をふやすとか、いろいろなことを今検討中でございますので、今、議員から言われるように、さらに適正化に向けて努力をしまいたいという、そういう認識でいるところであります。

議長（中川一男君） 5番小野議員に申し上げます。微妙な発言もございますので、根拠的なものがきちっとできているものならばあれですが、割と微妙な発言がありますので、憶測ではなく質問をしていただければと思います。よろしく申し上げます。

5番小野忠君。

5番（小野忠君） 疑問な点を私は何も言っているのではないのです。この5社を見ても、遠藤さん、新島さんというのがこう入っているわけなのです。それに大北さん、高橋さん、それが今までかつ見ましたら、そこは3社によってすべて入札が来て、早く言えば、今回はだれ、だれというのがどういふふうになっているか知りませんよ、交代、交代に入ってきているのです。前は、これは、10月の11日の施工、これは大北土建さん、これはあくまでも96.8%。それから、その次の9月の12日は北川さん96%。その前は荒木さん96.6

%。こういう人たちによって、今回はアラタさんと。何か、私たちは疑問ではないのです。どうしてこうなるのかなど。いかに指名競争入札でも。そして、この指名業者の入札の中に、結局5社入社となっていますけれども、ここにまた2社が、確かに遠藤工務店ですか、それから新島さんですか。ところがここには必ず、大北さん、北川さんが入っているわけなのです。

ですから、これは憶測で物を言うのではなくて、現状がこういう、今回の96.8%というのは、これはこういうことがあっていいのかどうか。今、この景気が悪いときに、よその町、これは今回の指名入札早期廃止かなどとこれは、談合防止のというようなこれは新聞にきのうも出ていましたが。ですから、私が言うのは、なぜなのだろうなという、疑問をするなどといったって疑問をするでしょう。（「安いだから仕方がない」と呼ぶ者あり）これで、96.5%で安いのですか。（発言する者あり）助役、知らないでは困るのです。助役が委員長でしょう、そしてこれをやっているのでしょうか。ですから、こういうことが今までずっときているのだけれども、だれ1人これは言った人がいないのです。これは初めて言う。私は今から3年前から言いましたね。3年ぐらい前にいろいろ言ったことがありました。それから後は静かになって何も言わないできたのです。ですから、この点についてもう少し、私たちの納得のいくような説明をしてください。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 5番小野議員の質問にお答えします。

私の方で、発注する側として、なぜ結果がそうなったかについて問われても、私どもは返答しようがないわけでありまして。

ただ、今言われるように、指名のあり方について問われているというふうに思いますので、私ども指名のあり方については十分、先ほど来申し上げているように、こういう御時世の中でどうあるべきかについては、さらなる適正化に努めていきたいと思っております。

私どもも、事案、たくさんというか、最近は本当に件数が少なくなったわけでありまして、地元にもそういう施工能力を持っている業者もいますので、そういう観点でも指名のあり方を議論させていただいていますし、かといいいながら、今、国においても一般競争入札について語られてございますが、近い将来はそういうことが標準的な取り扱いになるかと思いますが、私どもの規模の自治体で取り組むのには、まだいろいろな課題がございますので、それらをいろいろな角度から検討して、そういう将来ある

べき姿の準備をしまいいたいというふうに考えてございます。

くどいようでございますけれども、その結果をどう説明するのだということについては、いかんせん競争の結果でございますので、私どもで、その結果はこうこうしかじかで、それでこうなったということは、あえて申し上げますと、競争の結果であるということを繰り返すしかないわけでありまして、御理解いただきたいと思います。

議長（中川一男君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） これも前からこんな意見は随分あるのですが、この5社というのは、恐らくAランクに入っているのだらうと思うのです。1億円以上の金というのは6,000万円以上になるのですか、Aランクというのは。その方々が、地元優先となるとこうなるのだらうと思うのです、僕は。これ以上ないわけですから。だから、今、助役がおっしゃるように、少し中身の見直しというのが必要になるのかなというふうに思いますが、一般競争入札が一番いいのかどうかというのは、それはなかなか難しい問題もあるのかなと思うのですが、やはり今、新聞でも国でもそうですけれども、もっと公平性をというふうなことでなっておりますので、もうそろそろやっぱり見直す時期も来ているのかなというふうに思っています。ああ、そうですか、それでは町長、その辺をひとつ明確にお答えを願いたいなと思っております。

議長（中川一男君） 入札は助役なので、助役、答弁。

助役（田浦孝道君） さきの議員にも申し上げていましたように、今、仲島議員の方からもいろいろ御意見もいただきました。私どもは、発注機関としてさらなる適正化に努めてまいりますので、御理解いただきたいというふうに思っています。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） この問題は、和歌山ですが、宮崎、それから、これは県知事です。それから、その深川市長ということで、今、全国民がこれに注目しているのです。それで、きちっとやっても疑惑の目で見られやすいのです。

私も余り関心がなかったのですが、同僚議員の今のあれを聞きまして、うん、持ち回りねと。しかし、これは理事者の方もわからないだらうなと。そういうことでいくと、これは指名競争入札ということになっていきますけれども、テレビでがんやって、有識者がきちっと言っているのは、一般競争入札でやるべきなのだ、こういうことなのです。それをやると、地元がどうかということになるのだということも言っております、知事も。

それともう一つは、この件に関して内部告発の奨励制を入れればよろしいのです、こうやってやっておりますと。だからやっていると、それだったら全然何でもないので。それを何もやらないでいて、こうやっています、こうやっていますということだと、何かあったときにはやっぱりちょっと問題ですから、こうやってやっていますよという姿勢をお見せいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 4番梨澤議員の方からも御意見をいただきました。いろいろと、内部、外部問わず、そういう情報については、今既に、適正化法で、そういう通告なり、そういうものを奨励しているルールもございますので、そういうものが業者の方も含めまして適正に運用されることを期待いたしますし、組織内部でもできることを適切に、今後もまたさらに対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって、質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第15号

議長（中川一男君） 日程第18 議案第15号 北24号排水路支線整備工事（H18国債）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第15号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁所管の委託工事として、演習場内の荒廃が原因で、洪水による洗掘や冠水等により、周辺農地等への影響を解消するため、既に整備を終えております本線に流下させるものであります。

工事の内容につきましては、排水路工としまして、1,300のU型トラフの敷設が609メートル、落差溝が22カ所、管渠溝が3カ所を施工するもので、全体延長は880メートルでございます。

この入札に当たりましては、町内業者を含む5社に指名いたしました。12月14日入札を行った結果、株式会社アラタ工業が1億316万円で落札し、消費税を加算いたしました。本議案の1億831万8,000円でございます。

参考までに、2番札は、居林遠藤建設株式会社上富良野支店の1億882万2,000円でございます。

また、本件につきましても予定価格の事前公表を行っており、落札率につきましては96.4%でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第15号北24号排水路支線整備工事（H18国債）請負契約締結の件。

北24号排水路支線整備工事（H18国債）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、契約の目的、北24号排水路支線整備工事（H18国債）。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1億831万8,000円。

4、契約の相手方、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役荒田政一。

5、工期、契約の日から平成19年12月28日まで。

以上で説明いたします。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） この種のものについては、ジョイント等の工事に当たっては考えられなかったのか、お伺いいたします。

それと、事前公表等については、この間、町では試行的にという形で行ってまいりましたが、もうかなりの年数もたっているかというふうに思います。それに基づいた工事の適正化計画という形で、指名競争のあり方も見直すということの話かというふうに思いますが、一定の、いつまでも試行的なということではないかというふうに思いますので、こういったものの結論というのは最終的ということはありませんが、どういう形で持っていかれようとしているのかお伺いしたいと思います。

いろいろ新聞等でも言われているように、あくま

でも参加する業者のモラル等だとか、いろいろな問題が掲げられております。そういう中で、各自治体においても、入札参加のあり方そのものがどうあるべきかという形で、今、いろいろな取捨選択をしているという状況はあるかというふうに思いますので、もう一度この点を確認しておきたいというふうに思います。

それで、今回、私の見間違いだったら失礼いたしますが、当初予算ではこれは3,000万円ぐらいの予算かなというふうに思っていたのですが、増額されている部分があるかというふうに思いますが、この点、ちょっと変更があればお伺いしたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢議員の、2点までの質問に私の方からお答えさせていただきたいと思っておりますが、共同企業体については、それぞれ工事ごとに判断をしているわけでありまして。ただ、ここ近年、国の方の示される指針等によりまして、できるだけ単体発注ということもありますことから、共同企業体を構成することについては、若干消極的に今見直しをしているところであります。そのようなことで、単体の発注というケースをとったところであります。

それと、予定価格の事前公表の関係、これは、議員も承知のように平成13年からやっております。さきの議員も申し上げましたように、その間、落札率が下降傾向で推移してございましたが、最近では鈍化をしている状況でございますので、これも、目的としましては、そういうことをすることによって、ある種の競争性がさらにそこでは発揮されるという期待を持ってやったところでございますが、その効果も、効果が出し切られたのか薄まったのかわかりませんが、率的にはちょっと鈍っているというように、この年度いっぱいこの試行を廃止する予定となっております。

来年以降につきましては、さきの議員も申し上げましたように、私どもは限られた血税を財源にして、こういう目的を果たすということでございますので、できる限り安価な方法でその目的が果たされることを望むところでありますし、他の面での考慮もあるかと思っておりますが、そういう代替的な目的を果たす手段としては、指名競争入札だとすれば、指名の数のあり方について、やはりふやしていく方向にあるべきだというふうに考えてございますので、そういう方向で、今、内部検討をしていることを申し添えておきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 米沢議員の3点目

の予算の関係についての御質問に対しましてお答えいたします。

この事業につきましては、平成18年度の国債事業という形で、平成18年度が2割、そして19年度が8割という形で、今年度の支払い額につきましては2,139万円ということになってございます。残りの8,692万8,000円が19年のということで、8割の残を支払うということでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） ちょっと参考のために、もう一遍、悪いけれども、今のあれですか、1番目の入札と、入札された方の会社はみんな同じですか。これは違うのですか、みんな。この1本目の会社名、5社みんな同じなのですか。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 5社につきましては、同じメンバーでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 5番小野忠君。

5番（小野忠君） とかくどうのこうの言ってもしょうがないのしょうけれども、今後見直しを考えながらやっていただきたいなど。議会で、何か、おまえは疑問なことを言っているのではないかなどと言われて、言われるようなことをおたくさんたちが、考えないように私たちに教えてください。やっぱりこれを見ると、はっと思う気が、なりませんか。ですから言っているのでありまして、その点誤解しないで、ひとつまじめに聞いて執行してください。

以上です。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 小野議員の今、発言された内容については、私どもと基本的には認識は同じだというふうに思っていますので、私どもはできるだけ議員との間で誤解のないようにしたいと思えますし、私どもも今検討している内容については、でき得れば議会の委員会等でも議論できるような、そういう機会も持ちながら、冒頭申し上げましたように、適切に対応できるような形を望んでいますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号

議長（中川一男君） 日程第19 議案第16号北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第16号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁の補助を受けまして実施し、平成18年3月2日議決をいただき、工期を平成19年2月28日までとし、アラタ工業株式会社が現在工事を進めております。

今回、設計変更の要因としましては、工事の実施において、アスファルトの廃材が65立米、コンクリート廃材等が80立米が当初設計数量より増加、また、のり面部が岩盤だったことによりまして、芝の吹きつけ面積578平米の工種を変更したことによるものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第16号北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）請負契約変更の件。

北24号道路改良舗装工事（改良工）（H17国債）請負契約の締結（平成18年3月2日議決を経た議案第37号に係るもの）を次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項、契約金額。変更前1億4,889万円。変更後につきましては772万8,000円増の1億5,661万8,000円でございます。

以上で説明といたします。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号

議長(中川一男君) 日程第20 議案第17号  
南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H17  
国債)請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(早川俊博君) ただいま上程いた  
だきました議案第17号につきまして、提案の理由  
を御説明申し上げます。

本工事は、防衛施設庁の委託を受けまして実施  
し、平成18年3月2日議決をいただき、工期を平  
成18年12月28日までとし、大北土建工業株式  
会社が工事を進めておりましたが、工事の実施にお  
いて、魚道工内の連結ブロック工につきましては、  
当初設計では既設ブロックを敷設がえをして使用予  
定でありましたけれども、老朽により、一部に敷設  
がえすることが困難となりましたことから、新設の  
面積が316平米の増と、既設ブロックに連結用の  
フック及びシャックルの設置が1,434カ所の増  
となり、設計変更するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第17号南部地区土砂流出対策工事(ベベル  
イ川)(H17国債)請負契約変更の件。

南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(H1  
7国債)請負契約の締結(平成18年3月2日議決  
を経た議案第36号に係るもの)を次により変更す  
るため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得  
又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議  
決を求める。

記。

変更事項、請負金額。変更前1億3,755万  
円。変更後につきましては647万8,500円増  
の1億4,402万8,500円でございます。

以上で説明といたします。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げま  
す。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の  
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質  
疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

町長 あいさつ

議長(中川一男君) ここで、町長より発言の申  
し出がありますので、これを許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議案審議中でありませ  
ども、本年最後の定例議会でありませるので、議長  
のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上  
げたいと存じます。

定例会途中でありませますが、私、この後、上京しな  
ければならぬ業務を抱えておりませるので、途中で  
退席させていただきますことをお許しいただきたく  
と存じます。

本定例会では、昨日の19日と本日の2日間の日  
程で、皆様方の真剣な審議をいただき、厚くお礼を  
申し上げます。

この一年を振り返りますと、国際的には、石油価  
格の高騰や北朝鮮のミサイル発射、あるいは核実験  
騒動など、また、国内においては、児童生徒のいじ  
めを原因とした自殺や、親子関係や肉親間での多発  
した死傷事件など、象徴的な事件が思い起こされる  
わけでありませ。

明るい話題といたしましては、3月にアメリカで  
行われましたワールドベースボールクラシック大会  
におきまして、王監督率いる日本チームが第1回  
ワールドチャンピオンに輝き、国内におきまして  
は、駒大苫小牧高校の夏の甲子園3連覇をかけた闘  
いが道民の目をくぎづけにいたしました。決勝戦で  
は、残念でありませたけれども、再試合までもつれ  
ながらも、軍配は早稲田実業に上がったわけであり  
ませが、この感動は国民全体に伝わったところであり  
ませ。また、札幌に本拠地を移しました北海道日  
本ハムが、わずか3年目で日本一の座を獲得し、プ  
ロ野球ファンを超えた熱気が道内を取り巻き、道  
民、町民に元気を与えていただいたわけでありませ。

基幹産業の我が町の農業については、ことしの農  
作物の作況は、7月下旬以降の好天に恵まれまし  
て、水稲作況指数は、上川管内において108の良  
と、例年のない豊作で、畑作におきましては、バレ  
イショ、豆類、てん菜、総じて並から良で収穫を終  
えており、安堵いたしているところでありませ。

一方では、悩ましい問題でありませけれども、新  
防衛大綱に基づく陸上自衛隊の削減については、1  
1月13日、本町で開催の上富良野駐屯地の現状規

模堅持総決起大会に象徴されるように、本町を初めてとする富良野地区が一丸となって行動を展開中であり、この効果が実ることを心から念じているところでもあります。

本年は、大正15年、十勝岳噴火によります泥流被害から80年目に当たりました。今日までの災害の記録と復興の歴史を思い起こし、さらに後世へ引き継ぐため、町においても防災関係機関や町内有志団体とともに実行委員会組織を構成しまして、泥流災害回顧展や慰霊行事を実施いたしましたところでございます。二度とこのような悲惨な災害に遭わないよう、防災意識の高揚と対策の重要性について心に刻み込んだところでもあります。

行政運営面におきましては、平成16年から20年までを期間とする新行財政改革実施計画を進めておりますが、平成17年3月に総務省から出された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づきまして、本年3月に、国が指導する集中改革プランとしても位置づけし、さらに改革実践への取り組みを強化いたしましたところでもあります。夕張市の財政破綻などを教訓としながら、着実な推進を図るべく姿勢を正してまいりたいと考えております。

現在、平成19年度へ向けた予算編成作業に着手をいたしているところではありますが、集中改革プランに立脚した取り組みに当たり、町民並びに議員各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

また、10月23日に開催いたしました広域圏の振興協議会委員会におきまして、広域連合で処理を検討する9事務を確認するとともに、広域連合準備委員会の設置と、事務局を富良野市に置くために、12月1日付で5市町村による検討会議が立ち上がりました。いよいよ新たな展開に向けて動きが具体化したところでもあります。

多くの課題を背負っての年越しとなりますが、来る年が開基110年の節目の年となるわけでありまして、先人への感謝とともに、偉業を引き継ぎ、また後世へ送り次ぐ意気込みも新たに、豊作で晴れやかな喜びの多い一年となることを祈るばかりであります。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員皆様方各位におかれましては、この一年間、行政運営各般にわたり御支援、御協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げ、さらに、新年を皆様方とともに御健勝でありますことを心から御祈念を申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議長（中川一男君） 暫時休憩といたします。

事務局長（中田繁利君） 休憩時間を30分とい

たしまして、再開時間を午後3時55分といたします。

なお、議員の方は、議員控室にお集まりください。

午後 3時25分 休憩

午後 3時55分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第21 議案第18号

議長（中川一男君） 日程第21 議案第18号 北海道後期高齢者医療広域連合の設置の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第18号北海道後期高齢者医療広域連合の設置の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成18年6月に国会で議決されました高齢者の医療の確保に関する法律によって、平成20年4月から75歳以上の方等を対象とした新たな後期高齢者医療制度が創設されることになりまして、この後期高齢者医療の事務を処理するため、市町村は都道府県単位で、すべての市町村が加入する広域連合を設けるものとされました。

後期高齢者医療制度の運営に当たりましては、財政の安定化及び広域化を図るため、広域連合が医療給付の保険料の決定などの財政運営を行い、市町村は保険料の徴収や、いわゆる窓口業務等を行うこととなっております。

この広域連合は、制度の施行の準備のため、平成18年度の末日までに設けることとされており、広域連合を設けるには、関係市町村議会における議決により規約を定め、知事の許可を受けなければならないことから、本定例会において議決を求めるものであります。

また、この規約の成案につきましては、国の制度に基づきまして、北海道市長会、町村会、北海道などの関係機関との連携のもと、準備委員会の構成市町村で検討を行い、策定に至ったところであります。

以下、議案の規約につきまして、各条文ごとに要約し御説明申し上げます。

議案第18号北海道後期高齢者医療広域連合の設置の件。

地方自治法第284条第3項の規定により、北海

道内のすべての市町村と後期高齢者医療に関する事務を共同して処理するため、次のとおり規約を定め、北海道後期高齢者医療広域連合を設置する。

北海道後期高齢者医療広域連合規約。

第1条の名称につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合とする規定であります。

第2条の組織する地方公共団体につきましては、北海道内のすべての市町村とする規定であります。

第3条の区域につきましては、北海道の区域とする規定であります。

第4条の処理する事務につきましては、次の1号から5号に掲げる事務を処理し、市町村において行う事務を別表1に定めるものであります。

第5条については、作成する広域計画として、1号、2号の項目を記載する規定であります。

第6条については、事務所を札幌市内に置くことを定めるものであります。

第7条の議会の組織については、議員の定数を32人とし、次の1号から4号に掲げる人数で組織することを定めるものであります。

第8条については、議員の選挙の方法についての規定であります。

第9条については、議員の任期を定めるものであります。

第10条については、議会の議長及び副議長を選挙することの規定であります。

第11条については、広域連合長及び副広域連合長を置くことの規定であります。

第12条については、広域連合長等を選任することを定めるものであります。

第13条については、広域連合長等の任期を定めるものであります。

第14条については、副広域連合長の職務について定めるものであります。

第15条については、会計管理者を置くことの規定であります。

第16条については、広域連合長、副広域連合長及び会計管理者のほか、必要な職員を置くことの規定であります。

第17条については、選挙管理委員会を置くことの規定であります。

第18条については、監査委員を置くことの規定であります。

第19条については、経費の支弁の方法を定め、別表第2により関係市町村の負担割合を定めるものであります。

第20条については、規約の施行に関し、必要な事項は広域連合長が規則で定めるものであります。

附則、施行期日。

1、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。ただし、(1)の第15条の規定については平成19年4月1日、(2)第4条、別表第1及び別表第2の規定については平成20年4月1日。

2号から8号の経過措置につきましては、省略させていただきます。

なお、別表第1、別表第2につきましては、御参照願いたいと存じます。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今回の7条の議員の選出等について、連合議会の組織についてお伺いいたしますが、全体では32名の議員選出という形になっておりますが、これは、いわゆる上富良野、この富良野沿線からここに選ばれるというような首長、あるいは議員の方がおられるのかどうか、お伺いいたします。

もう一点は、あわせて、先ほども聞きましたが、従来の広域連合でしたらそこから脱退ということもありますが、今回は、これは該当するのかどうか、自由に脱退できるのかどうか、この点をお伺いいたします。

さらに、問題だと思うのは、75歳以上の別枠で医療制度をつくるということの内容であります。そこで問題になってくるのは、なぜ75歳を現状の医療制度で賄えないのかという素朴な疑問なのですが、この点はどのように国等については説明されているのか、お伺いいたします。

また、保険料の設定等については、道の試算では、全国平均が7万4,000円で、道内では8万5,000円の設定という形になっております。そうしますと、大体、約6万円強の負担になるかというふうに、7,000円ぐらいの負担になるかというふうに思います。そこへもってきて介護保険料の負担が伴うという形になれば、当然、1万円ぐらいの負担という形になります。そうすると、いわゆる年金額の少ない、普通徴収されている方等、あるいは特別徴収に至っても、この料金が払えなくなるという問題も出てくると思いますが、そのときは、従来の国保と同じように、資格証明書等々の発行があると思いますが、こういう問題というのはどのようになっているのか。

さらに問題は、医療に当然かからないわけですから、当然、病気が最悪、体調がさらに悪化して、や

はり医療費がかさむという問題が出てくるかと思いますが、こういう心配がないのかどうなのか。この広域連合の発足に当たって、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、この財源の内訳は、本人が1割と、あとは一般の方が4割、残りは国、道、自治体が負担するという形になっているかと思いますが、こういう負担の中で問題だと考えられるのは、一般会計からの繰入は原則できませんよという形になっています。いうなれば、各自自治体が拠出した部分、あるいは本人負担、それと現役世代の負担で賄いなさいというふうになっております。当然そこで医療費がかさんでくれば、どこに負担を求めるのかと。一般会計からの繰り入れが原則だめだということになれば、保険料を引き上げるところに進むという問題が内在しているのではないかなというふうに考えていますが、この点はそういう心配がないのかどうなのか、予想されると思いますが、そういうことはどういうふうに判断されているのか、まず伺いたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、議員の組織についてでございますけれども、先ほども申し上げましたが、議員の組織につきましては、市長、町村長、市議会議員、町村議会議員の四つの区分から派遣されまして、住民の多様な意見を反映して、多様な角度から幅広い論議が行われるように人数を均等に配分したところでございまして、上富良野町からの選出につきましては、これにつきましては、今後、ただいま申し上げましたように、町村長会、それから市長会、それから議長会などの推薦によりまして決められていくものだというふうにして考えてございます。

また、この定数に至った経緯でございますけれども、定数につきましては、平成20年度の高齢者人口が60万3,000人ということで推計されてきて、今、75万人未満の都道府県議会の定数の上限が40人ということで設定されておりまして、それらにつきましては75万人の80%ということから、今回の40人の定数の80%ということから32人となったところでございます。

それから、脱退の関係でございますけれども、この規約案につきましては、8月25日の広域連合の準備委員会設立以降につきまして、各市町村からの意見、市長会、町村会等の関係団体との十分な意見、協議を行いまして作成しておりまして、全市町村に加入が義務づけられておりまして、加入しないということの想定はしていないところでござい

す。

次に、保険料の設定でございますけれども、現時点では、北海道の後期高齢者の保険料につきましては、今のところ試算していないところでございまして、今後、国から具体的な保険料の基準、試算、方法が示され、広域連合として試算することになってございます。上富良野町としての負担につきましても、今後、老人の数もふえまして、ふえても減ることはないということで考えてございます。

また、次の資格証明書の関係でございますけれども、資格証明書、短期被保険証明につきましては、被保険者間の負担の公平化を図るとともに、国保同様、通常と比較して有効期限の短い短期証の発行、または滞納発生後1年を経過した滞納者に対しまして、被保険者証の返還を求めまして、資格証明書の交付を行うことということになってございます。

それから、財源の内訳ということでございますけれども、財源の構成につきましては、公費約5割、国、道、町の負担ということで、それから現役世代からの支援約4割、市町村国保ということでございまして、残り1割につきましては、高齢者からの保険料1割ということの財源でございます。

患者負担につきましては1割負担ということで、現役並みの所得の方は3割負担ということになるかと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今、答弁されましたけれども、この事務所は札幌に置くという形で、全道的に32名の定数という形なのだろうというふうに思いますが、住民の意見、あるいは各団体の意見を聞くという割には、設定された議員数も制約されているという問題点があります。こういう問題がやっぱり内在しているという、大きな問題を抱えているのです。

それと、何回も言いますが、答弁されませんでした。医療費は当然一般会計からの繰り入れもだめだと。75歳以上ですから、当然医療費がかさむということが予想されてきます。そうすると、医療費を加算した分はどこが負担するのかということになれば、現役世代か、あるいは本人負担という形になって、その負担を求められるという形になってくるわけです。そこへもってきて介護保険料の負担が伴って、いろいろな内容等の負担がまた、高齢者控除等の廃止や見直しによって負担増という形で、それだけでなく課税所得が引き上がっているのにもかかわらず、こういう問題が内在した中で、今回の広域連合の75歳の後期高齢者制度が実施されるというところに問題があるというふうに私は思います

が、この点、助役はどういうふうに感じておられるのか、お伺いいたします。

さらに、問題なのは、やはり、受診率の問題なのです。国が言っているのは、一定の受診率を勝ち取らなければペナルティーを課しますよという形で言われています。それに向けて、今、この下ならしとして、ヘルスアップ事業も含めて国がどんどん進めてきているわけで、当然、自治体によってアンバランスがありますから、その自治体によって規定の受診率・検診率の効果が出なければ、いわゆるペナルティーを課して、医療費の報酬体系もそれに応じて見直しますよという形のことを言っているわけなのです。

長くは言いませんが、そういう問題を抱えたこの医療制度で、来年度から実際始まるようとしています。確かにこれは国からつくられた制度で、自治体が何も言えないという仕組み自体も私は問題だと思うのですが、やっぱりこれに関しては、納得できるような制度の改編ではないのです。本来、制度の改編というときには、医療が、社会保障がさらに充実されなければなりません、すべて高齢者医療に負担を求めるといふ制度の仕組みになっているところに問題があります。そして、年金から天引きです。こういう問題が、本当に高齢者の医療を支えて、本人の快適な生活を支えられるのかという疑問はあると思いますが、町長がおりませんので助役、この点について疑問を感じませんか、率直に言って。議会ですから何ほ言ってもいいですよ。国に直接言うのは嫌だと思うのですが、こういうときだからこそ本音で話し合って、やっぱりこの問題を考えるべきだと思うのです。どうですか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

委員会審議の中でもいろいろと意見交換をさせていただいたところでありますが、私ども行政の立場としては、今現在の老人医療制度については58年ころにスタートしたと思いますが、これまでの間、医療技術の充実もあろうと思いますが、いろいろな変化の中で今現在、将来に向けて現行制度が立ち行かないという、そういう現状の課題を抱えて、その打開策として新しい制度が創設されたというふうに認識してございますので、今後、今、議員がおっしゃられるような、いろいろな課題もそれぞれ具体化してくるかと思いますが、それらについては制度の中でどうまた見直しをするかというのが課題というふうに思いますが、いずれにしても、現行制度のまま将来を見据えたときに制度が崩壊するかどうかわかりませんが、現行のままでは維持できな

いというのが目的であるというふうに認識してございますので、私どもは、国が、今、法律を改正したことについては妥当なものだというふうに認識してございますし、それに参加すべく、今、この案件を提案しているわけでありませぬ。

それと、この財源の関係でありますけれども、新しい制度の中で医療費をどう賄うかについては、担当課長の方からも説明申し上げましたように、加入の方々の保険料が1割ということで聞いてございませぬし、それと、国保を初めそれ以外の政府管掌保険等々の保険制度で4割それぞれが拠出すると。あと5割については公費負担だと。その中で、国が6分の4、北海道が6分の1、それから残りの6分の1が市町村ということでございますので、議員がおっしゃられるように、一般会計の繰り出しというか、そういう拠出がないのではないかといいますが、こういう財源の構成から見ると、当然、加入している町においても、一定の範囲で医療費の財源として支えるものというふうに認識をしているところでございませぬ。

あと、細部いろいろ、私どもも給付の面、それから資格者の取り扱いの面について、まだ細部にわたって承知できないところもありますので、それらについては今後、20年の4月にスタートするわけでございますので、その間にどういう制度なのかを十分見きわめて、遺漏のないように取り進めなければならないという認識をしているところでございませぬ。

議長（中川一男君） 他にございませぬか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は、これは所管でして、いずれ国保は全部こうなっていけばいいなというふうに思っている方なのです。その中で、ちょっと気にかかるのが、北海道は財政難の自治体がいっぱい出てくるのです。それで、赤字再建団体に指定された、今、夕張一つですけれども、次の新しい法律でもって認定基準でなっていくた、そういう自治体に対する負担の割合とか、そういうようなものがほかにしわ寄せが来るのかな。その辺はこれからかなという疑問を持っているところなのですが、おわかりのところを御説明いただきたいと思ひます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 私ども自治体が財政破綻した場合の問いかけ、そういう御質問かと思ひますが、細部にわたりましては承知できていませぬ。ただ、財政破綻した、そういう負債を相殺できるのかどうかについては今議論してございませぬので、相殺できないとすれば当然一員として、何らかの形で拠出すというのが現行制度のルールだという認識を持っ

ているところであります。

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

この討論は、まず本案反対者、次に本案賛成者の順に行います。

まず、本案に反対討論の発言を許します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、今条例に対して提案された北海道後期高齢者医療広域連合の設置の件について、反対の討論をいたしたいと思えます。

平成18年の6月に国会で決議された高齢者の医療保険に関する法律によって、75歳以上の医療制度を独立させて、後期高齢者医療制度という形で実施されようとしています。現在加入している国民健康保険や組合健保から切り離しながら、後期高齢者だけの保険をつくるということになれば、その運営というのは、財政基盤そのものもしっかりしていなければなりません。しかし、現状を見ますと、どの自治体、どの都道府県においても、国からの補助金等の削減等によって、決して盤石とは言えない状況があります。また、北海道内のすべての市町村が加入しなければならないということにも大きな問題点があるのではないかと私は考えています。

そのことを飲みまして、次の幾つかの問題点を指摘しておきたいと思えます。

一つ目には、75歳以上の高齢者には、保険料が支払いという形で給付の切り捨て抑制ということが求められてきます。現在、保険者は1,300万人、上富良野町では1,195人という形の推定がされております。そのうち、特別徴収という形で徴収されるのが80%という形でありますから、上富良野町ではおおよそ956人の方がその対象という形になります。年額の保険金額においても、北海道の試算では約7万4,000円という形になっており、月平均にしますと、全国平均の6,200円より高いという状況になってきております。また、激変緩和措置もあるというふうにも言われています。

ちなみに、厚生年金の平均的な年金額の受給者208万の世帯では、応益割が約3,100円、応能割が3,100円という形の中で、月6,200円の医療費の保険料の支払い。基礎年金受給者については、年額約79万円という形になれば、応能割がなく、応益のみという形で900円の7割軽減という形の試算がされ、当然、年金からの天引きという形になっています。

また、保険料の滞納をした場合はどうなるでしょう。国保税の滞納者と同じように、短期保険証の発行という形になります。また、同時に、保険証の返

還を求められるという形になり、病院にかかりたくてもかかれぬという、そういう問題も出てくることは明らかであります。そういう意味では、国が進めようとしているのは、独立という形の中で、総医療費を削減するという形の中で、高齢者をさらに医療から遠ざけようとしているところに大きな問題があると私は考えています。

また、三つ目には、広域連合という形で、住民から選ばれた直接的な議員が出るという状況ではありません。今回の設置状況の中にも書かれておりますように、32名の選出された議員という、限定された中での議員選出になりますから、当然、地域からの意見が遠のくということも考えられることは明らかであります。また、財源的にも、一般会計からのいわゆる繰り入れが困難になるということを考えれば、後期高齢者の負担を求めるか、あるいは現役世代の負担を求めるか、あるいは自治体の負担があったとしても、当然、そこにもおのずと限界がありますから、そのしわ寄せは免れません。

私は、そういうことを考えたときに、今回の後期高齢者連合の設置案については、まさに実態を見ない、本当にひどい内容であるということを経験して、反対の討論とさせていただきます。

議長（中川一男君） 次に、本案に賛成討論の発言を許します。

6番米谷一君。

6番（米谷一君） 私は、北海道後期高齢者医療広域連合の設置の件について、賛成の立場で討論を行います。

先ほどの提案理由の説明にもありましたが、北海道高齢者医療広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から75歳以上の後期高齢者を対象として新たな医療制度が創設されることになり、この医療事務を処理するために、都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合を設けるものとして設置させることになりました。

今後、高齢化の進展に伴い、本町においても老人医療費はますます増大することが見込まれており、後期高齢者医療制度の運営に当たっては、広域化することによって財政の安定化を図るために、広域連合が給付事務や保険料の決定などを行い、市町村は保険料の徴収や各種申請、届け出等の窓口事務を行うため、これまで市町村が個々に行ってきた老人医療給付事務などの事務がなくなるので、人件費の削減も期待できます。

また、北海道後期高齢者医療広域連合の設置は、都道府県単位ですべての市町村が加入する組織として、北海道市長会、町村会、北海道などの関係機関との連携をとった中で進められていますので、この

ような理由から賛成するものであります。

議長（中川一男君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第18号を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） ありがとうございます。

起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第22 議案第19号

議長（中川一男君） 日程第22 議案第19号富良野地区環境衛生組合格約の変更の件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第19号富良野地区環境衛生組合格約の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、平成18年6月7日に、平成18年法律第53号として公布された地方自治法の一部改正に伴い、富良野地区環境衛生組合格約の変更を行うものとしてあります。

平成19年4月1日から施行する地方自治法の改正により、構成自治体における助役の名称が副市町村長と変更されるとともに、特別職であった収入役を廃止し、かわりに一般職である会計管理者を置くこと。また、吏員とその他の職員の区分を廃止し、一律に職員とすることになったものであり、これによる変更を行うものでございます。

また、特別自治体である一部事務組合の組織における助役の名称も、法改正の趣旨に踏まえ、副組合長へ変更しようとするものでございます。

あわせて、事務所の位置の規定についても、従来は組合の事務所は富良野市に置くだけで規定されておりましたが、実際に執務をする富良野市字上五区に置くに変更するものであります。

以下、議案を要約し、御説明いたします。

議案第19号富良野地区環境衛生組合格約の変更の件。

地方自治法第286条第1項の規定により、富良野地区環境衛生組合格約を次のとおり変更する。

富良野地区環境衛生組合格約の一部を変更する規

約。

富良野地区環境衛生組合格約（平成10年5月1日北海道知事許可）の一部を次のように変更する。

第4条中「、富良野市」を「、富良野市字上五区」に改めるものです。

第8条の見出し及び条文について、助役の文言を副組合長に改め、さらに会計管理者を置くことの規定であります。

第9条では、「吏員及びその他の職員」を「職員」に改めるものであります。

附則。

この規約は、北海道知事の許可に基づき、平成19年4月1日から施行する。

以上、説明いたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第23 議案第20号

議長（中川一男君） 日程第23 議案第20号富良野広域串内草地組合格約の変更の件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いただきました議案第20号富良野広域串内草地組合格約の変更の件につきまして、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、平成18年6月7日に公布されました地方自治法の一部改正に伴いまして、富良野広域串内草地組合格約の変更を行うものでございます。

今回の地方自治法改正により、構成する自治体における助役の名称が副市町村長に変更されるとともに、また、特別職でありました収入役を廃止し、かわりに一般職である会計管理者を置くこと、また、吏員とその他の職員の区分を廃止し、一律職員とするものでございます。

また、副管理者の選任につきましては、従前より慣例といたしまして、管理者の属する市町村から選任同意をされておりまして、組織の運営上、合理的であることから、実態に即した規定にするため、あわせて変更を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第20号富良野広域串内草地組合規約の変更の件。

地方自治法第286条第1項の規定により、富良野広域串内草地組合規約を次のとおり変更する。

富良野広域串内草地組合規約の一部を変更する規約。

富良野広域串内草地組合規約（昭和51年10月7日上振興第1630号指令）の一部を次のように変更する。

第6条第2項第1号中「又は、同条第3項の規定により副管理者に選任され」を削る。

第8条第1項中「、管理者及び副管理者」を「管理者、副管理者及び会計管理者」に、同条第3項中「、関係市町村の長および助役のうちから管理者が組合議会の同意を得て選任する」を「、管理者の属する関係市町村の副市町村長をもって充てる」に改め、同条第4項を次のように改める。

4、会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が命ずる。

第9条中「助役」を「副市町村長」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

第10条、この組合の管理運営のため、必要な職員を置く。

附則。

この規約は、北海道知事の許可に基づき、平成19年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第21号

議長（中川一男君） 日程第24 議案第21号上川南部消防事務組合規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第21号上川南部消防事務組合規約の変更の件につきまして、その提案の要旨を御説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の改正に伴いまして、構成自治体における助役の名称が副町長と変更され、特別職であった収入役を廃止し、かわりに一般職である会計管理者を置くことにより同規約を変更するものでございます。

それでは、議案を朗読し、説明といたします。

議案第21号上川南部消防事務組合規約の変更の件。

地方自治法第286条第1項の規定により、上川南部消防事務組合規約を次のとおり変更する。

平成18年12月19日。

上川南部消防事務組合規約の一部を変更する規約。

上川南部消防事務組合規約（昭和45年地方第2185号指令）の一部を次のように変更する。

第8条第1項中「及び参事2人」を「、参事2人及び会計管理者1人」に、同条第3項中「助役」を「副町長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4、会計管理者は、管理者の属する町の会計管理者をもって充てる。

第9条中「助役」を「副町長」に改める。

附則。

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

以上、議案第21号の説明といたします。

御審議賜り議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 日程第25 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第25 発議案第1号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま上程いただきました発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例を、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員仲島康行、同じく中村有秀、同じく長谷川徳行。

上富良野町議会委員会条例（昭和62年上富良野町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所掌）。

第2条、常任委員会の名称、委員の定数及び所掌は次のとおりとする。

(1)総務文教常任委員会、6人。

総務課、町民生活課（町税等に関する事項）、会計管理者の事務部局、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の事務に関する事項並びに他の常任委員会の所掌に属しない事項。

(2)厚生常任委員会、6人。

町民生活課（町税等に関する事項を除く）、保健福祉課、町立病院及びラベンダーハイツの事務に関する事項。

(3)産業建設常任委員会、6人。

産業振興課、建設水道課及び農業委員会の事務に関する事項。

第7条第1項に次のただし書きを加える。

これにつきましては、常任委員会並びに議運、それぞれの委員、特別委員長等の指名にかかわる部分でございます。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

次に、第7条第3項に次のただし書きを加える。

これは、委員の所属委員会等の変更等でございます。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

これらで想定されますことといたしましては、補欠選挙等が行われまして、その直近議会までの空白

期間というような御理解をいただきたいと思ます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 日程第26 発議案第2号

議長（中川一男君） 日程第26 発議案第2号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま上程いただきました発議案第2号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則を会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者、上富良野町議会議員仲島康行、同じく中村有秀、同じく長谷川徳行。

上富良野町議会会議規則（昭和62年会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

14条に関しましては、議案の提出に関する条例でございます。

3、委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第73条第2項中「法109条の2第3項」を「法109条の2第4項」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 延長の議決

議長（中川一男君） お諮りいたします。

本日の会議は、議事が午後5時以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決しました。

#### 日程第27 発議案第3号

議長（中川一男君） 日程第27 発議案第3号 森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） ただいま上程されました森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見の件を、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第3号森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員長谷川徳行。

賛成者、上富良野町議会議員仲島康行、同じく中村有秀。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、林野庁長官。

裏面をごらんください。

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書。

森林は、国土の保全・水資源の涵養などとともに、地球温暖化防止に向けた国際公約である温室効果ガス6%削減を履行するためにも大きな役割を果

たしていくことが求められています。また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害の未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安全・安心の確保」に対する国民の期待と要請は年々高まっております。

しかし、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業経営の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の施業意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備の停滞を招き、森林の持つ多面的機能が低下している現状にあります。加えて、この間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれています。

こうした中、平成18年9月8日、森林・林業基本計画が閣議決定され、今後は、その骨子である、

多様で健全な森林への誘導、国土保全等の推進、林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととされました。

森林・林業基本計画の確実な実行や、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の着実な実行、そして、森林の多面的機能維持を図るための森林整備等を推進するため、平成19年度予算等において下記の施策展開が図られますよう、強く要請いたします。

記。

1、森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林の整備・保全の推進、林業木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策実行に向け、平成19年度予算の確保等必要な予算措置を講じること。

2、国産材の安定供給・利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生を図るため、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を超えた計画の推進を図ること。

3、森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保諸施策の確立を図ること。

4、二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置などにより、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を推進するための、安定的な財源確保を図ること。

5、地球規模での環境保全や、持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。

6、国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。特に、国有林野事業特別会計改革に当たっては、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と、技術者の育成・確保を国が責任を持って図

ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日。

お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第28 発議案第4号

議長（中川一男君） 日程第28 発議案第4号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） ただいま上程されました発議案第4号雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見の件を、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第4号雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員長谷川徳行。

賛成者、上富良野町議会議員仲島康行、同じく中村有秀。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣。

裏面をごらんください。

雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める意見書。

北海道は、積雪・寒冷という自然条件によって季節的に失業を余儀なくされる13万人余り（平成17年度）の労働者がおり、建設業を中心に、農業、林業、コンクリート2次製品などの製造業、運輸業の一部、観光産業などのサービス業に従事してい

る。

昭和49年の雇用保険法の成立で、それまで90日分の失業給付を受けていた季節労働者が50日の一時金とされたことにより、これらの労働者とその家族、地域経済に深刻な打撃が加えられた。

国の季節労働者冬期援護制度が昭和52年度に発足し、30年近くにわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきたが、平成18年度をもって、これまでの季節労働者冬期援護制度が廃止される。

さらに、今、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会において「雇用保険の特例一時金の廃止」あるいは「見直し」の議論がされている。

特例一時金が廃止されれば、季節労働者の失業中の生活保障がすべて奪われることになる。また、受給資格要件の「見直し」による雇用保険の適用からの排除や、給付内容の「見直し」による給付額の減額は、雇用保険法成立時を上回る深刻な事態が予想される。

厚生労働省は、「通年雇用促進等事業費」（仮称）として、市町村レベルの季節労働者対策への支援などを行う平成19年度概算要求を提出しているが、国としてより積極的な支援が求められる。

よって、次のことを国に強く要望する。

記。

1、雇用保険の特例一時金の廃止あるいは改悪を行わないこと。

2、国として季節労働者対策を一層強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日。

お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第29 発議案第5号

議長（中川一男君） 日程第29 発議案第5号

日豪 F T A に関する意見の件を議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

14 番長谷川徳行君。

14 番（長谷川徳行君） ただいま上程されました発議案第 5 号日豪 F T A に関する意見の件を、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第 5 号日豪 F T A に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員長谷川徳行。

賛成者、上富良野町議会議員仲島康行、同じく中村有秀。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

裏面をごらんください。

日豪 F T A に関する意見書。

現在、日豪 F T A 交渉については、メリット、デメリットを含め、さまざまな方策を幅広く検討する政府間の共同研究が行われております。

しかし、仮に当交渉が開始され、関税が撤廃されることになれば、牛肉、乳製品、米、小麦、砂糖などの国産農畜産物は大きな影響を受けることが懸念され、北海道農業が壊滅的な打撃をこうむることは必至であります。

つきましては、交渉入りでは国内不安を解消するため重要品目を守り抜くよう、下記のとおり強く要望します。

記。

政府においては、現在、豪州との F T A（自由貿易協定）を柱とした E P A（経済連携協定）締結交渉入りに向けて、最終段階の調整を行っております。

豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が 28% と高く、特に、米、麦、肉類、乳製品、砂糖等、その多くが北海道の主要農畜産物に競合しております。

F T A においては、すべての分野の関税撤廃が原則であり、豪州において、これまでほとんど例外品は認められておりません。

このため、ひとたび交渉入りした場合、関税が撤廃される可能性は極めて高く、その後の他国への波及も予期され、北海道農業は壊滅的打撃をこうむり、我が国食糧自給率の大幅な低下は必至であります。

国内の農業と地域経済に決定的ダメージを与え、国民の命と暮らしを脅かす可能性が極めて高い現時点での状況を踏まえ、日豪 F T A 交渉入りでは、国内不安を解消するため重要品目を守り抜くことを強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 18 年 12 月 20 日。

御審議賜りまして、お認めいただきますことを、よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第 5 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 30 発議案第 6 号

議長（中川一男君） 日程第 30 発議案第 6 号療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11 番中村有秀君。

11 番（中村有秀君） ただいま上程をいただきました発議案第 6 号療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見の件は、議案の朗読をもって提案いたします。

発議案第 6 号療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

平成 18 年 12 月 19 日提出、上富良野町議会議長中川一男様。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員仲島康行、同じく長谷川徳行。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

療養病床の廃止・削減の中止等を求める意見書。

政府は 6 月 14 日、国会で「医療制度改革関連法」を成立させ、全国にある 38 万床の療養病床を 15 万床へと大幅に削減する療養病床の再編計画を決めました。その結果、北海道では、全国で一番多い介護保険適用の療養病床（約 9,000 床）が廃止され、医療保険適用の療養病床（約 2 万床）も大幅に削減されます。

現在、全国では医療保険及び介護保険の療養病床は満床の上、特別養護老人ホームの待機者は 34 万

人もいます。

このような状況下、入院医療と介護施設の実態を無視し、受け皿の整備もないままに強行しようとしている療養病床の削減・廃止は、医療や介護を必要とする患者から治療する機会を奪い、「医療・介護難民」を生み出すことは明かです。また、「過疎・広域・寒冷」という北海道特有の地域事情を全く無視した地方切り捨ての政策です。

つきましては、下記の事項を強く要望します。

記。

1、療養病床の削減計画の中止を求める。

2、地域住民が安心して暮らせるよう、介護保険事業計画を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月20日。

療養病床の廃止・削減の中止を求める意見書をお認めくださるようお願いいたします。

以上です。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私、これはよかったなというふうに思っているのです。先ほどもちょっと言いましたけれども、これは先生とか看護師は大変な思いをしているのです。症状固定の患者を抱えて、それでまだまだふえてくると、さて、どうするかというようなところで、これができたときに、小玉医院もつくり始めていましたけれども、途中でやめたものね。たしか情報が入ったのかなと。この程度なのです、官僚のやることは。大したことはないと思うのです。

それで、受け皿の整備という、ここらあたりは、これは我々が考えればいいのではないかなと。というのは、まず、話はちょっと変わりますけれども、白金ダム、あれは本当に官僚が地図の上で、高いところから低いところへ、こういう、とんでもない金をかけてつくって、これは官僚です。それからオートキャンプ場。あれは自分が休みになったときに、日本中オートキャンプ場へ行って泊まってやろうかという、はっきり見え見えです、やっていることが。その程度なのです。それで、けさのテレビあたりでは、伊勢崎町というところで、10分と離れないところに大観覧車があるのもう一つつくるといふ。国の7割補助がある。それがやっぱり国が入っているのでしょうか。だから、そのようなものに、この上富良野の介護関係について振り回されること

はないのです。このようなときは、町立なんかは大変なはずなのであります。ですから、こういうときは、我々が自分でやると。

あれは清富小学校ですか、あいていて教育委員会が大変苦労しておりますけれども、あそこを介護療養施設にして民間にやっていただいて、今は民間ですから、やっていただいていくということになると、入れない方々も全部入れるようになっていくのです。そして、国をどうか、そんな時代は間もなく終わります。地方分権に完全に行ったときは、もう北海道ぐらいになろうかと思えますけれども、大体この地域はこの地域でやりなさいという状況に間違いなく入っていきます。それで、そういうことから考えたら、私は町立病院のためにも、これはかえってよかったですのではないかと思います。

そういうところから、余りだらだらしゃべっても時間があれですから、災い転じて福となすということで、これからどういうぐあいに我々が考えてやっていこうかというところに話を持っていった方が、私はさらに、よくなるものを我々がつくったというものになっていくのではないのかなということで、出すのなら出してもいいですけども、私はこれはどうなのかなと、最初からずっと思っておりましたけれども、今のようなところ、今、質問ということでお尋ねいたします。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君、答弁。

11番（中村有秀君） 今、梨澤議員のおっしゃることも十分理解をし、我々はやっぱり医療制度の改革、それから保険税等の改革等を国が進められておりますけれども、実際は地方自治体の実態を無視した形で進められているというような感じを受けております。それで、今、意見の中で受け皿をということだったけれども、受け皿をつくらうと思っても、国自体が認めていないような状況になっております。

そういうことで、本来ならば、この意見書は9月の定例に出す予定でございましたけれども、富良野沿線の市町村議会の足並みをとというようなことで一議会おくれましたけれども、いずれにしてもこういう気持ちで、議会は議会、それから理事者は理事者で、それぞれの立場でこの療養病床の廃止・削減等も含めてやっていこうということでございますので、その点、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） よくわかります。いずれにしてもこれは進むのです。進んだときに、最初に私が言ったように、要するに我々でやりましょうよということを私は言っているのです。そして、町立の

看護師さんあたりはほっとしているのです、間違いなく、これは現場へ行って見ておりますから。そういうようなこともあわせて、私が賛成しないということで進めていただきたいなと。答弁、よろしいです。

議長（中川一男君） 答弁はどうですか。（「よろしいです」と呼ぶ）

申し上げます。

答弁のいらぬ質問はしないでいただきたい。質疑ですから。（「それでは、答弁をもらいます」と呼ぶ）どのような答えを出すといいのですか。（「私が今言ったとおりです。我々で考えて、こういうことはやる……」と呼ぶ）それは先ほど、中村議員は答弁しています。国は国、議員は議員で出そうということを出している発議ですから。（「議長ととやかくやりたくない……」と呼ぶ）議長とではなく……（「私はさらに念を押しただけ」と呼ぶ）だったら……（「お互いわかっているのです」と呼ぶ）わかりました。

暫時休憩します。

午後 5時11分 休憩

午後 5時12分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解きます。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それぞれの地方自治体の実態で、何とか我々の力でやりましょうというような、ひとつ意見でございますけれども、現実問題として、それぞれの地方自治体は財政的に苦しい、そういう中で、いかに地域のいろいろな声を反映してやるかということになると、非常に困難な面がある。したがって、これはもう国自体の方針を変えてもらわなければならないということが今回の意見書の提出でございますので、その点、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了させていただきます。

これより、発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長（中川一男君） 日程第31 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、各委員会において調査中の申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

議長 あいさつ

議長（中川一男君） 閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

ことしも第4回定例と、1回目から4回、本当に一年というのは早いものだなということでございます。

我々は町議会議員でございますので、やはり、町民の福祉、安心して暮らせる、そして、そういうまちづくりに我々は邁進しておりますし、また、町としても、健全なる財政と、そういう板挟みの中にあつて、苦渋の選択をされた議員もたくさんいるのではないかなと思います。ですが、我々は、これからもやはり、豊かな、安心した上富良野ということで頑張っていきたいと思っております。

これからも皆さん方の大きな力をもって、少しでもいい上富良野にするように、執行者ともども頑張っていければと思っております。

ありがとうございます。

閉 会 宣 告

議長（中川一男君） これにて、平成18年第4回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 5時15分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成18年12月20日

上富良野町議会議長            中   川   一   男

署名議員                    梨   澤   節   三

署名議員                    小   野            忠